

広島圏域都市計画マスタープラン（素案）

広島圏域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
東広島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
竹原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
宮島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
安芸津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
川尻安浦都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
江田島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
千代田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
吉田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
河内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
佐伯都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
音戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和●年●月

広 島 県

目 次

第1章 基本的事項

| | |
|----------------------------|---|
| 第1節 都市計画区域マスター・プランの役割・位置づけ | 1 |
| 第2節 都市づくりの基本圏域 | 2 |
| 第3節 圏域設定の考え方 | 3 |
| 第4節 策定の対象範囲 | 8 |
| 第5節 目標年次 | 9 |

第2章 広島県における都市の目指すべき将来像

| | |
|------------------------|----|
| 第1節 広島県の都市を取り巻く課題と潮流 | 10 |
| 第2節 広島県における都市の目指すべき将来像 | 14 |

第3章 都市計画の目標

| | |
|-----------------|----|
| 第1節 圏域の現状と課題 | 15 |
| 第2節 圏域の目指すべき将来像 | 23 |
| 第3節 都市計画の目標 | 23 |
| 第4節 将来都市構造 | 29 |

第4章 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

| | |
|---------------|----|
| 第1節 区域区分の判断基準 | 32 |
| 第2節 区域区分の有無 | 34 |
| 第3節 区域区分の方針 | 35 |

第5章 主要な都市計画の決定の方針

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1節 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 | 37 |
| 第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 | 47 |
| 第3節 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 | 66 |
| 第4節 安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針 | 69 |
| 第5節 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 | 73 |
| 第6節 歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針 | 76 |
| 第7節 住民主体のまちづくりに関する方針 | 79 |

第6章 各都市計画区域における課題と方針

| | |
|------------|-----|
| 広島圏都市計画区域 | 82 |
| 東広島都市計画区域 | 91 |
| 竹原都市計画区域 | 95 |
| 宮島都市計画区域 | 98 |
| 安芸津都市計画区域 | 100 |
| 川尻安浦都市計画区域 | 102 |
| 江田島都市計画区域 | 104 |
| 千代田都市計画区域 | 106 |
| 吉田都市計画区域 | 108 |
| 河内都市計画区域 | 110 |
| 佐伯都市計画区域 | 112 |
| 音戸都市計画区域 | 114 |

第1章 基本的事項

第1節 都市計画区域マスタープランの役割・位置づけ

(1) 役割

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」といいます。）は、都市計画法第6条の2の規定に基づき策定するもので、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくものです。

都市計画区域マスタープランは、都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するため、区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針や、主要な都市計画の決定の方針など、基本的な方針を示すものであり、広域・根幹的な内容を中心に、広域的観点から保全すべき緑地の配置や大規模集客施設の立地など広域的課題の市町間の調整を図る指針としての役割を担います。

(2) 位置づけ

都市計画区域マスタープランは、「広島県都市計画制度運用方針」に基づき県が策定するもので、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、一市町を超える広域的観点から、各都市の位置づけを明示するとともに、区域区分をはじめとした基幹的な都市計画の基本的な方針を定めるものです。

一方、市町が策定する市町マスタープラン及び立地適正化計画は、都市計画区域マスタープランに即し、各市町の区域を対象として、住民に最も身近な地方公共団体である市町が、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に定めるものです。

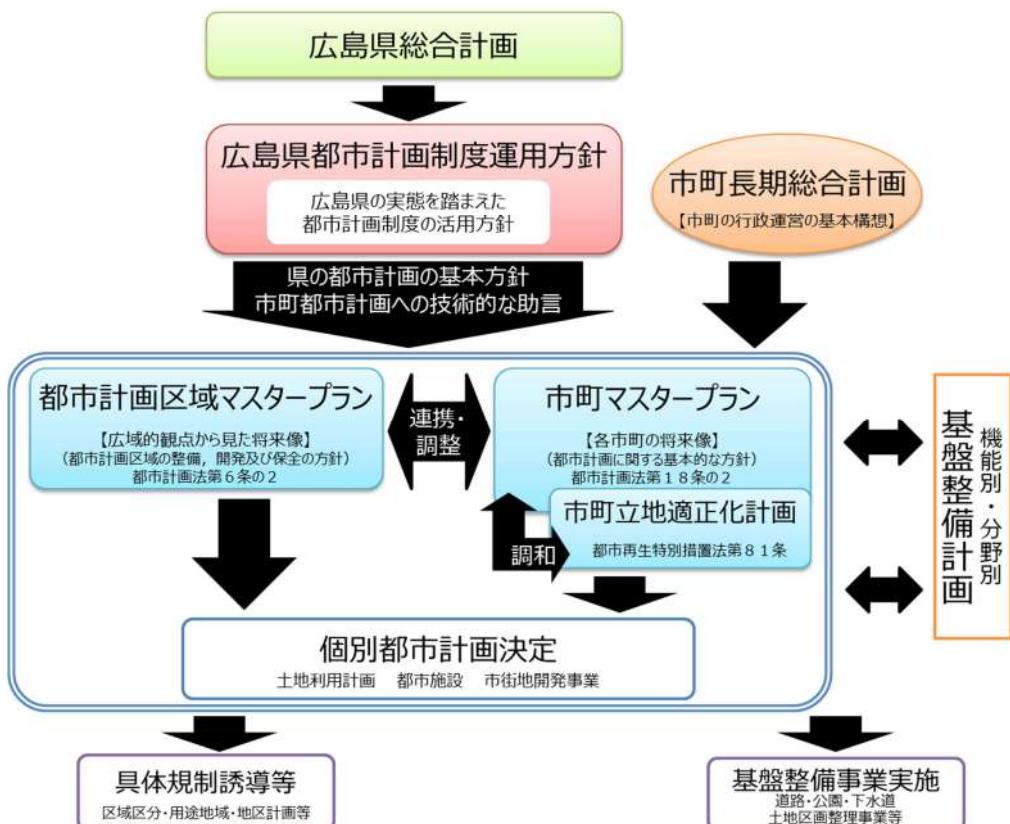


図 1-1 都市計画区域マスタープランの位置づけ

第2節 都市づくりの基本圏域

(1) 広域的な都市計画区域マスタープラン策定の必要性

都市計画区域マスタープランは、都市計画区域ごとに中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくものです。

しかしながら、県民の活動範囲は1つの都市に留まるものではなく、その策定に当たっては、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを勘案するなど、広域的視点を確保することが求められます。

そこで本県では、広域的な都市づくりをより一層推進し、あわせて、都市計画区域マスタープランより市町マスタープランの対象範囲が広域である状態を解消するため、複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランを策定します。

(2) 都市づくりの基本圏域

本県の持続的な発展のためには、都市部だけでなく都市周辺地域も含む広域的な視点に立って都市づくりを進めていく必要があることから、都市計画区域を越えて強い結びつきのある一体的な地域として「広島圏域」「備後圏域」「備北圏域」の3圏域を設定し、圏域を単位とした広域都市づくりを推進します。

圏域設定の考え方として、通勤・通学などにおける流出・流入人口の状況から、一定の結びつきを有する複数の都市から成る地域を圏域とすることを基本とし、さらに、都市の地理的位置関係や上位計画である広島県土地利用基本計画との整合性も踏まえるものとします。

なお、広島市、福山市、呉市を連携中枢都市とする連携中枢都市圏において、高次都市機能の集積・強化に向けた取組が進められており、こうした連携の動きも考慮しながら広域的な都市づくりを推進します。

| 構成市町 | |
|------|---|
| 広島圏域 | 広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町 |
| 備後圏域 | 三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町 |
| 備北圏域 | 三次市、庄原市 |



図 1-2 都市づくりの基本圏域

第3節 圏域設定の考え方

(1) 日常生活上の結びつきによる検証

① 通勤に伴う都市間の流出・流入人口

常住地による自市町内就業者率と常住地による5%以上の就業者流出率を下図に示します。

広島圏においては、他市町から広島市への流入が最も顕著であり、その他、東広島市、呉市、廿日市市への流入もあります。安芸高田市や竹原市においては、他の圏域への流出もありますが、広島市や東広島市への流出率の方が大きく広島圏との結びつきの方がより強い状況となっています。また、安芸郡4町においては、自市町内の就業率が50%未満であり、広島市への流出が20%以上となっていることから、広島市への依存傾向があることが確認できます。

備後圏においては、他市町から福山市への流入が最も顕著であり、その他、三原市、尾道市、府中市への流入もあります。

備北圏においては、三次市と庄原市の間で相互に流出・流入があります。

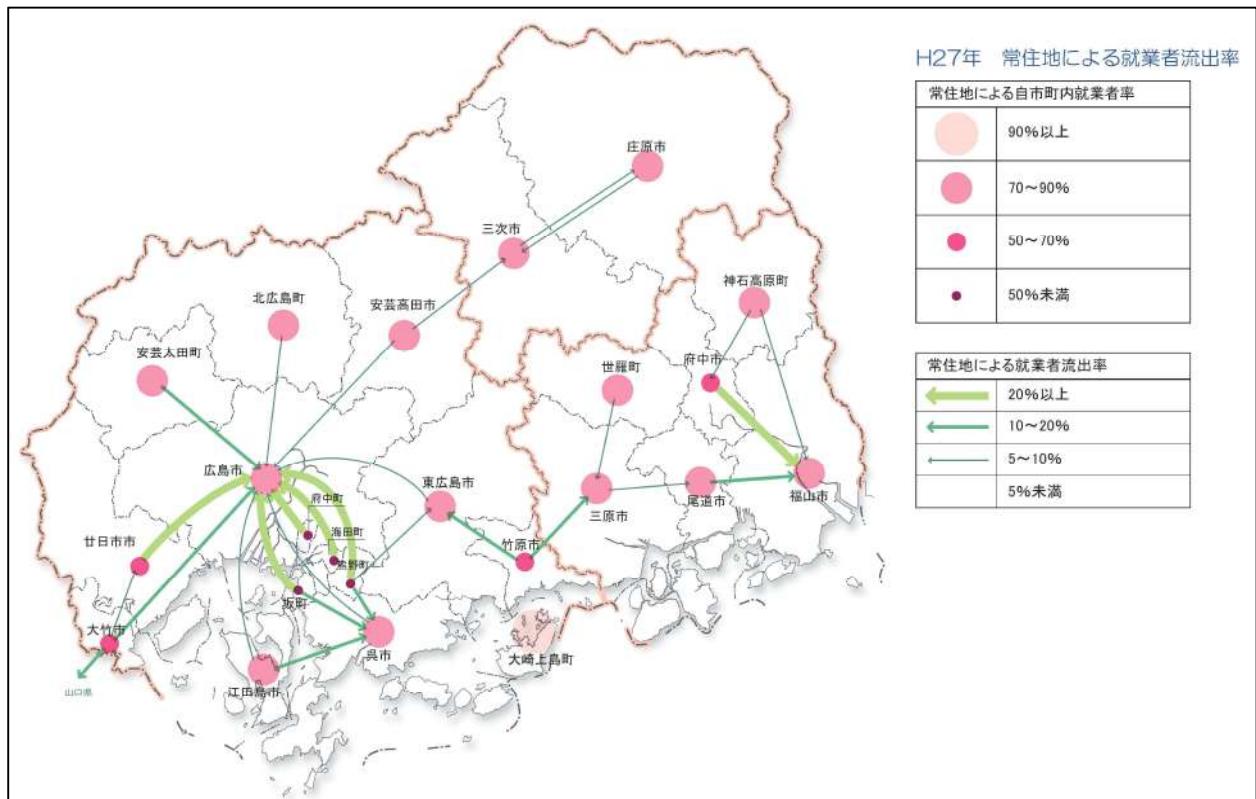


図1-3 通勤に伴う都市間の流動

※出典:「国勢調査(平成27年総務省)」

② 通学に伴う都市間の流出・流入人口

常住地による自市町内通学者率と常住地による5%以上の通学者流出率を下図に示します。

広島圏においては、他市町から広島市への流入が最も顕著であり、その他、東広島市、呉市、廿日市市などへの流入もあります。安芸高田市や竹原市においては、他の圏域への流出もありますが、広島市や東広島市、呉市への流出率の方が大きく広島圏との結びつきの方がより強い状況となっています。また、一部の市町においては、自市町内の通学者率が50%未満であり、他都市への依存傾向があることが確認できます。

備後圏においては、他市町から福山市への流入が最も顕著であり、その他、三原市、尾道市、府中市への流入も確認できます。三原市においては、広島市や東広島市への流出も確認できますが、尾道市や福山市への流出率の方が大きく、備後圏との結びつきの方がより強い状況となっています。

備北圏においては、三次市と庄原市の間で相互に流出・流入があります。三次市においては、広島市への流出も確認できますが、庄原市への流出率の方が大きく、備北圏との結びつきの方がより強い状況となっています。

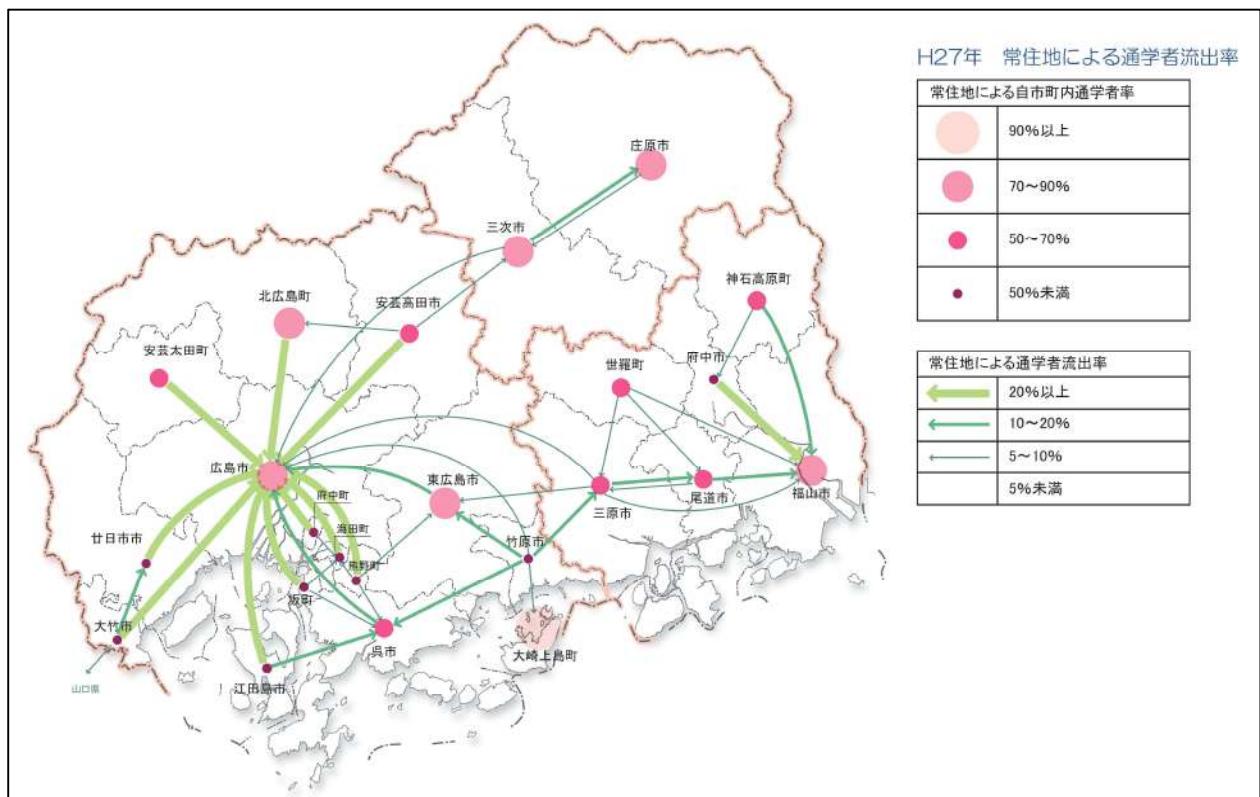


図 1-4 通学に伴う都市間の流動

※出典:「国勢調査(平成 27 年総務省)」

③ 入院に伴う区域間の流出・流入人口

将来の医療提供体制に関する構想をとりまとめた「広島県地域医療構想」（平成28年3月）において、病床の機能の分化及び連携を一体的に推進する区域として7つの区域を設定しています。

各区域とも一般入院患者の受療動向は70%以上が区域内で完結しており、設定された区域で一定の医療機能が充足されていると考えられます。

また、各区域間の流动では、広島西地域、呉地域、備北地域は広島地域への流出が最も多く、広島中央地域は呉地域への流出が最も多くなっており、この5区域内で医療機能の補完がなされていることが確認できます。同様に、福山・府中地域と尾三地域間の流动が両地域で最も多く、この2区域内で医療機能の補完がなされていることが確認できます。

＜入院に伴う区域間の流动（一般入院）＞

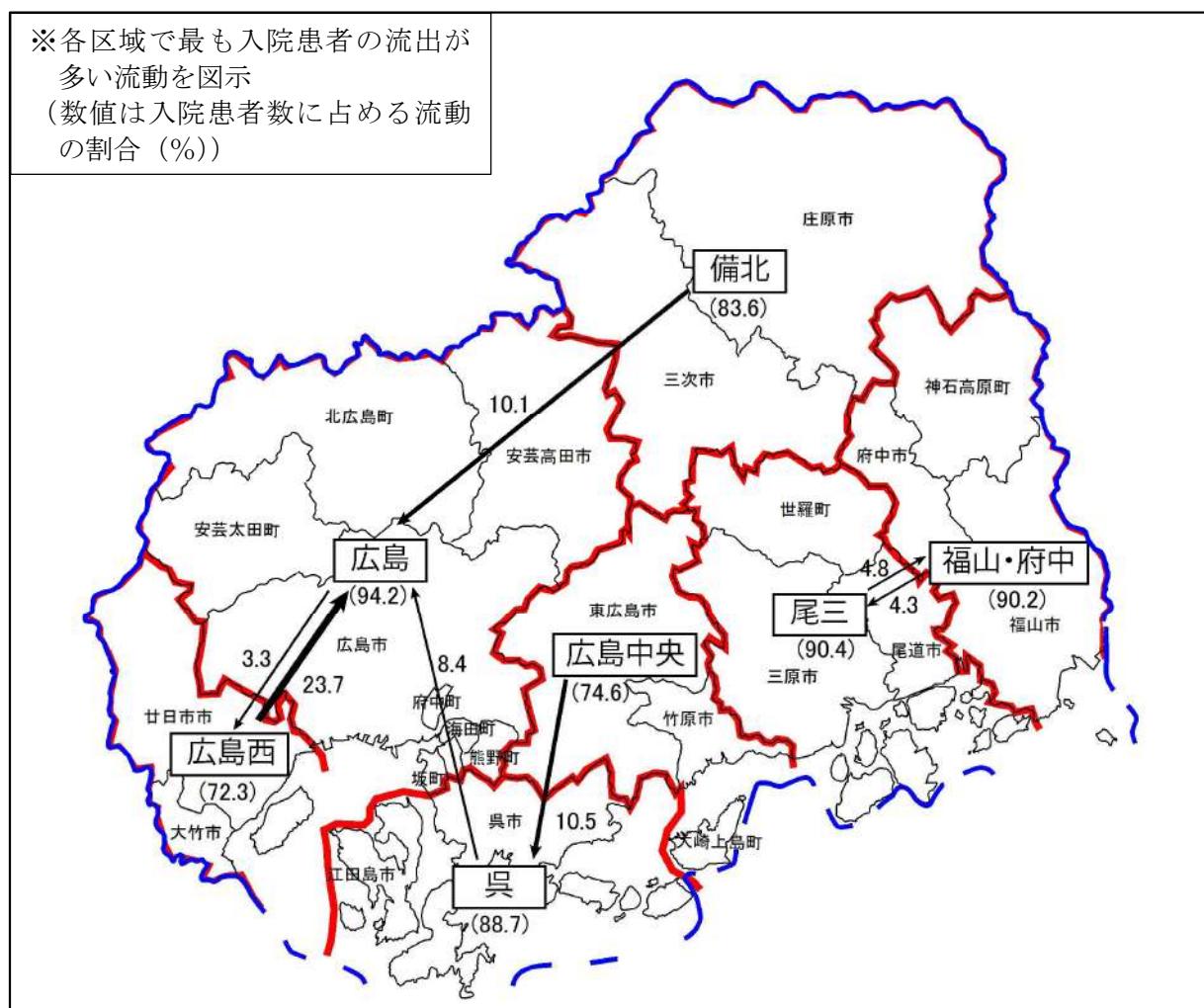


図 1-5 入院に伴う区域間の流动

※出典：「広島県地域医療構想(平成28年広島県)」

(2) 都市の地理的位置関係による検証

国が市町村を対象に実施したアンケート調査によると、日常生活圏の時間距離の目安は20分～1時間程度となっており、圏域の設定としても、中心市から時間距離で1時間程度に収まる範囲が妥当であると考えられます。

広島圏域、備後圏域、備北圏域の中心市を広島市、福山市、三次市とした場合の中心市から概ね1時間程度で移動できる範囲を下図に示します。（高規格幹線道路を利用することを想定）

各圏域内は、広島市、福山市、三次市の中心部から、概ね1時間程度で移動できる範囲に収まっています。

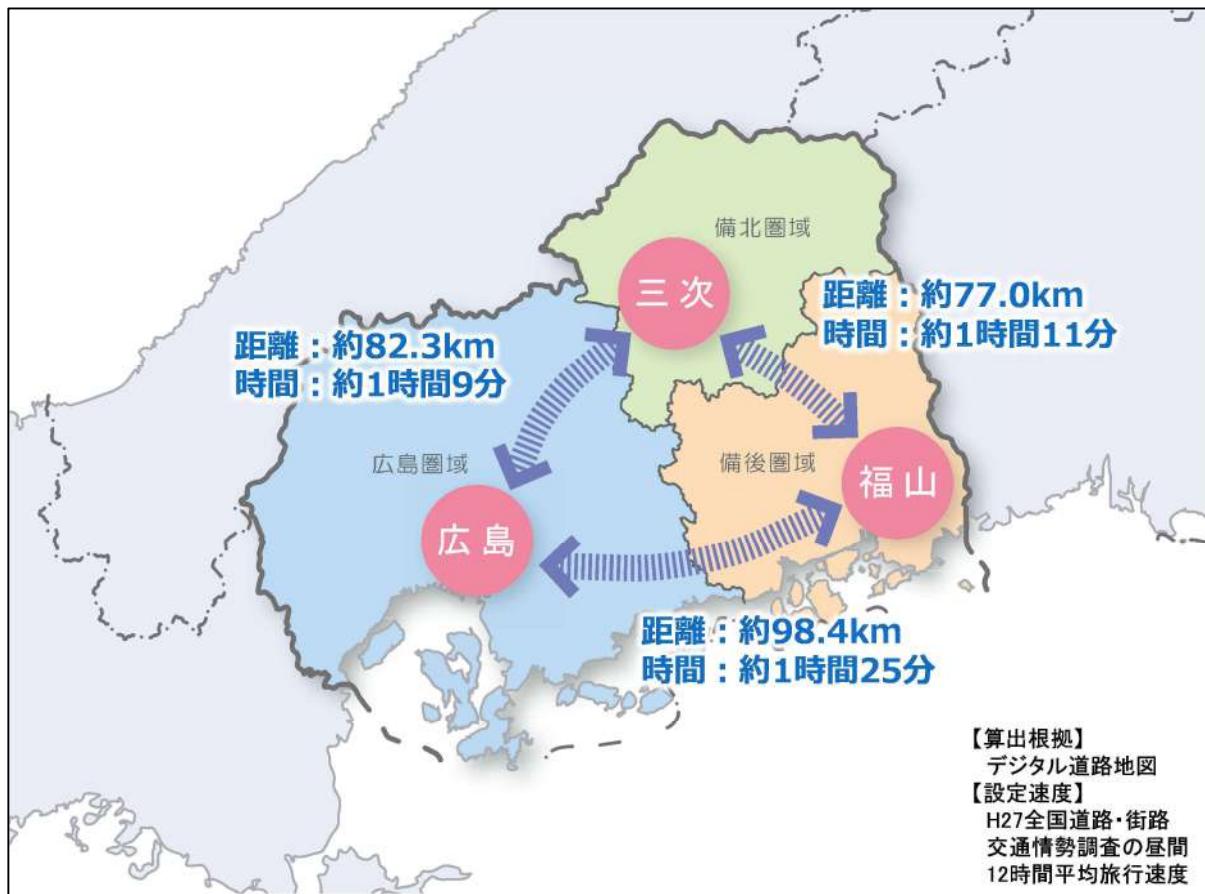


図 1-6 圏域中心間の距離と時間

(3) 上位計画との整合性

広島県土地利用基本計画（平成30年3月）【上位計画】

本県における適正かつ合理的な土地利用に関する基本方針を定めた「広島県土地利用基本計画」では、自然的、社会的及び経済的諸条件を勘案して、広島地域、備後地域、備北地域の3つの地域に区分しており、整合しているものと考えられます。



| | | 基本方針 |
|----|------|--|
| 広島 | 備北地域 | 中枢拠点性の向上、高次都市機能の強化、広域・国際交流圏を牽引する拠点的な生活圏形成、農林水産業の生産基盤の整備や生活環境の整備、地域振興の促進、太田川流域の土地利用を踏まえた防災・減災対策の取組、世界遺産を活用した交流の拡大 等 |
| 備後 | 備後地域 | 福山中核都市圏として高次都市機能の強化・産業の高度化、農林水産業の生産基盤の整備や生活環境の整備、地域振興の促進、芦田川流域の土地利用を踏まえた防災・減災対策の取組、地域資源の活用による広域交流の拡大 等 |
| 備北 | 広島地域 | 都市部への機能集積、交流人口の定着・拡大、新たな担い手確保、荒廃農地の適切な利用、農林業の基盤整備、農林地の保全、地域の資源・環境の保護、江の川流域の土地利用を踏まえた防災・減災対策の取組、里山などの地域資源の活用による交流 等 |

図1-7 広島県土地利用基本計画の地域区分

（参考）連携中枢都市圏構想

人口減少・少子高齢社会においても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいくようにするために、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市と近隣の市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とした連携中枢都市圏構想の取組が全国的に進められています。

本県では、広島市を連携中枢都市として山口県の一部の市町を含む11市13町で構成される広島広域都市圏と、福山市を連携中枢都市として岡山県の一部の市を含む6市2町で構成される備後圏域、呉市を連携中枢都市として4市4町で構成された広島中央地域連携中枢都市圏の3つの都市圏において、広域連携による連携中枢都市圏の形成のための取組が進められています。



| 広島広域都市圏 | |
|--|--|
| 広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町 （計：11市13町） | |
| 備後地域連携中枢都市圏 | |
| 福山市、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、笠岡市、井原市 （計：6市2町） | |
| 広島中央地域連携中枢都市圏 | |
| 呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町 （計：4市4町） | |

図1-8 連携中枢都市圏構想の都市圏

第4節 策定の対象範囲

(1) 広島圏域

本方針は、広域都市づくりに向けて設定された3つの圏域のうち、8市7町からなる広島圏域を対象とするものです。圏域における各都市の位置づけや広域・根幹施設等について、圏域全体の発展を見据えながら整理することとします。

(2) 都市計画区域の指定

広島圏域には、線引き都市計画区域である、広島圏都市計画区域、東広島都市計画区域のほか、非線引き都市計画区域である、竹原都市計画区域、宮島都市計画区域、安芸津都市計画区域、川尻安浦都市計画区域、江田島都市計画区域、千代田都市計画区域、吉田都市計画区域、河内都市計画区域、佐伯都市計画区域、音戸都市計画区域の12箇所の都市計画区域が指定されています。



図1-9 策定の対象圏域と都市計画区域

※都市計画区域とは都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行う範囲を法的に指定するもので、行政区域内に1または複数の区域が指定されている場合と複数の行政区域にまたがる場合があります。

(3) 広島圏域の面積・人口

<行政区域>

表 1-1 行政区域の面積と人口

| 区分 | 構成市町 | 面積 (ha) | 人口 (人) |
|------|---|---------|-----------|
| 広島圏域 | 広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町 | 432,431 | 1,988,121 |

※出典 行政区域面積：「全国都道府県市区町村別面積調（平成 29 年国土交通省）」平成 29 年時点データ

行政区域人口：「国勢調査（平成 27 年総務省）」平成 27 年時点データ

<都市計画区域>

表 1-2 都市計画区域の面積と人口

| 区分 | 構成市町 | 面積 (ha) | 人口 (人) |
|------------|---|---------|-----------|
| 広島圏都市計画区域 | 広島市の一部、呉市の一部 大竹市の一部、廿日市市市的一部分、 府中町、海田町、 熊野町、坂町 | 68,963 | 1,583,837 |
| 東広島都市計画区域 | 東広島市の一部 | 35,229 | 171,494 |
| 竹原都市計画区域 | 竹原市 | 11,830 | 26,426 |
| 宮島都市計画区域 | 廿日市市市的一部分 | 3,039 | 1,674 |
| 安芸津都市計画区域 | 東広島市の一部 | 6,508 | 9,880 |
| 川尻安浦都市計画区域 | 呉市の一部 | 7,979 | 19,220 |
| 江田島都市計画区域 | 江田島市の一部 | 3,746 | 15,783 |
| 千代田都市計画区域 | 北広島町の一部 | 2,839 | 7,391 |
| 吉田都市計画区域 | 安芸高田市の一部 | 1,253 | 5,876 |
| 河内都市計画区域 | 東広島市の一部 | 5,397 | 5,320 |
| 佐伯都市計画区域 | 廿日市市市的一部分 | 3,887 | 8,244 |
| 音戸都市計画区域 | 呉市の一部 | 1,246 | 11,653 |
| 圏域計 | | 151,916 | 1,866,798 |

※出典 都市計画区域面積：「都市計画現況調査（平成 29 年国土交通省）」平成 29 年時点データ

都市計画区域人口：「都市計画基礎調査（平成 30 年広島県）」平成 27 年時点データ

第 5 節 目標年次

本方針は、広島圏域の長期的な発展方向を踏まえ、最新の国勢調査が行われた年次を基準とし、策定から概ね 20 年後（令和 22（2040）年）の都市の姿を展望しつつ、概ね 10 年以内の各々の都市計画の整備目標を定めます。

| 基準年次 | 目標年次 |
|--------------|--------------|
| 平成 27（2015）年 | 令和 12（2030）年 |

第2章 広島県における都市の目指すべき将来像

第1節 広島県の都市を取り巻く課題と潮流

(1) 都市構造の視点

① 低密度に拡散した市街地

高度経済成長期の人口増加とともに郊外部に住宅団地が造成されるなど、市街地は拡大してきました。モータリゼーションの進展により、人々の生活圏が広域化し、郊外での大規模商業施設が立地されるとともに、低密度な市街地が形成されてきました。

さらに、モータリゼーションの進展による消費行動の変化は中心市街地の空洞化を招き、市街地内で空き家・空き地などの低未利用地が発生する「都市のスポンジ化」が顕在化し、中心市街地のにぎわいや魅力の低下を招き、さらなる人口流出につながる負の連鎖に陥るおそれがあります。このような広域的な都市機能の拡散や中心市街地の空洞化・スポンジ化は、非効率な公共投資を招き、厳しい財政状況をさらに圧迫するおそれがあります。

② 中山間地域等における既存集落の居住環境

市町村合併が進んだことにより、住民サービスの維持・向上や広域的なまちづくりに一定の成果が得られた一方で、中心市街地等に投資が集中し、周辺部では公共施設の統廃合が進むなど、きめ細やかな行政の関わりが困難になるのではないかという懸念を持つ住民が一定数存在しています。

また、公共交通機関の路線の廃止や減便による公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下により、移動手段の選択が限られた高齢者などの居住環境に大きな影響を与えることが懸念されます。

③ デジタル技術の進展

デジタル技術の進展により、自動運転技術の進化や、人やモノがインターネットでつながるなど、暮らしが大きく変革しつつあります。さらに、新型コロナウィルス感染症（以下「新型コロナ」）への感染防止対策を契機に、オンライン授業やテレワークなどのデジタル技術が日常生活に急速に普及し、デジタル技術活用の重要性がより一層高まる中、県内全域での高速・大容量の無線基地局や光ファイバー等の情報通信基盤、それを活用するための制度等の環境整備が求められています。

また、デジタル技術とデータなどを積極的に活用することで、医療・福祉、商業、公共交通などの都市や地域が抱える課題の解決を図り、持続可能な都市経営を実現するため、スマートシティの取組が始まっています。

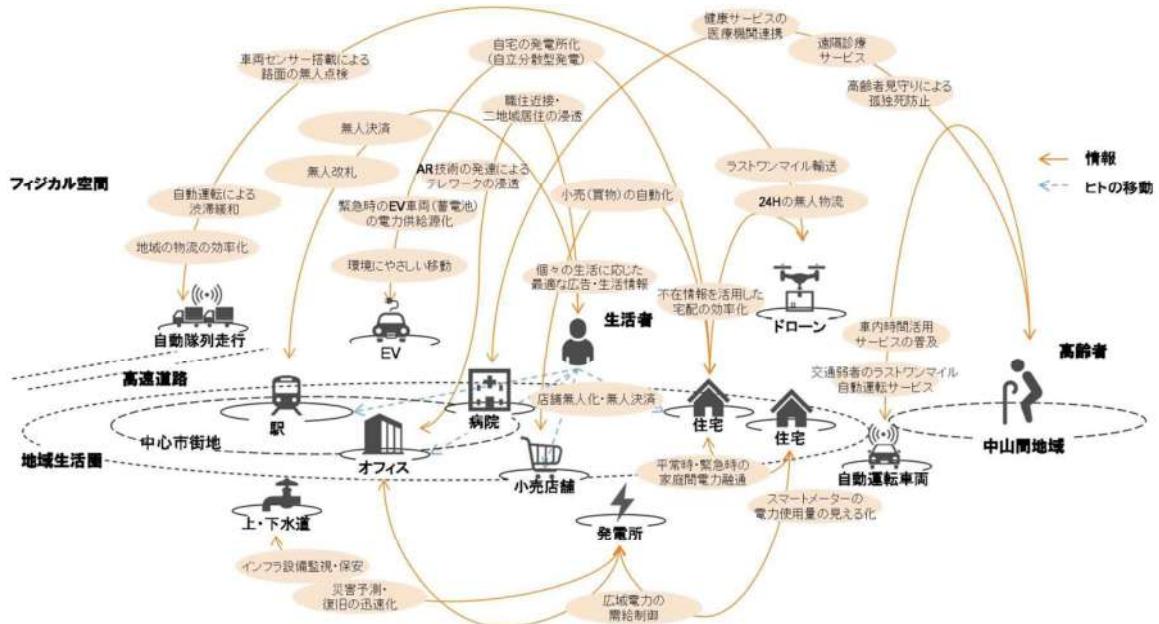


図2-1 まちづくりに活用される技術のイメージ

資料:スマートシティの実現に向けて【中間とりまとめ】(国土交通省)

(2) 国内外から魅力ある地域として選ばれるための視点

① 都市間競争の激化

都市間競争が激化する中、国内外から魅力ある地域として選ばれるためには、企業活動を支える交通・物流インフラや都市機能などのさらなる充実・強化が求められており、本県全体さらには中四国地方の発展を牽引する中枢・中核都市として広島市・福山市の都市機能の強化を図っていく必要があります。

② 移住・定住に対する意識の高まり

首都圏への一極集中等を背景とした大都市圏への人口流出が続くなど厳しい状況が続いています。一方で、近年は価値観の多様化による地方移住への意識の高まりが見受けられます。さらに今後は、新型コロナによる事業活動への深刻な影響を教訓に、リスク分散の観点から事業所の地方への移転ニーズが一定程度見込まれること、事業分野によっては働く場所を選ばない、在宅勤務やサテライトオフィス等、新たな働き方が急速に普及するなど地方都市が見直される大きな環境変化が生じると考えられます。

この大きな環境変化を地域の活性化に繋げるためには、「密すぎない都市」と「美しく自然豊かな中山間地域」による「都市と自然の近接性」という大都市圏にはない地域特性を活かした広島らしいライフスタイルを実現させるゆとりと魅力あるまちづくりを進め、それらを発信することにより、転出の抑制や、生産年齢人口のU I Jターンの拡大を図ることが求められます。

③ 交流人口の増加

本県には、嚴島神社（宮島）・原爆ドームという世界的にも知名度の高い2つの世界文化遺産をはじめとした特色ある歴史や文化、伝統などが育まれ、瀬戸内海や中国山地などの豊かな自然と、四季の変化に富んだ気候に恵まれるなど、多彩な観光資源が集積しています。さらなる

観光客の増加を図るためにには、これらの観光資源や地域特性を活かした魅力的なまちづくりを推進する必要があります。

④ 多様な人材をひきつけるまちづくり

人口減少・少子高齢化や経済のグローバル化が進展し地域間競争が激しくなる中、さらに発展していくためには、各地域における人材の育成とともに県内外からイノベーションを生み出す多様な人材を呼び込む必要があることから、デジタル技術とデータなどを活用した質の高いサービスを享受できる、デザイン性に優れた魅力的な都市空間の形成や、歴史、文化、豊かな自然環境など地域の魅力を生かしたまちづくりを推進することが重要です。

(3) 県民一人一人が地域に愛着と誇りを持ち、住み続けるための視点

① ものづくり産業の集積と将来的な地域経済の縮小の懸念

県内には、基礎素材型産業、加工組立型産業などのオンリーワン・ナンバーワン企業が数多く存在しており、ものづくり産業が地域経済を牽引しています。

人口減少が進展し、特に生産年齢人口の減少が顕著であり、今後、市場規模の縮小が懸念されます。また、経済のグローバル化が一層進み、企業の県外流出が進むことで、労働市場の縮小による人口の流出が起り、そのことがさらに地域経済の縮小を招くという負のスパイラルに陥ることが懸念されます。

今後の急速な技術革新や環境変化の中で、経済の持続的な成長のためには、イノベーションが次々と起こるイノベーション・エコシステムを構築し、本県の強みであるものづくりなど基幹産業の更なる進化に加え、成長が見込まれる産業の育成など、新たな強みを創出することが求められています。

② 日常生活サービスの維持・向上

人口減少により日常生活に必要なサービス施設（小売・飲食・教育・娯楽・医療・福祉など）が立地するために必要な人口規模を維持できない場合は、地域からサービス産業の撤退が進みます。この生活利便性の低下が若者の定住意欲の低下の要因となり、さらに人口減少に拍車をかける負の連鎖となることから、地域における日常生活サービスの維持・向上を図っていく必要があります。

③ 災害・地球環境問題

本県は、土石流やがけ崩れなどの土砂災害に対する脆弱性を抱えており、平成26年8月豪雨や平成30年7月豪雨など、土砂災害をはじめとした自然災害による甚大な被害が発生しています。平成30年7月豪雨では、河川氾濫によって広範囲に浸水被害も発生しました。このため、地域の安全・安心に関わる防災・減災対策に取り組んでいく必要があります。

また、近年は、全国的に地球温暖化に起因すると考えられる異常気象が頻発化してきていることから、地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応のため、都市における環境負荷低減に取り組む必要があります。

④ 住民ニーズや価値観の多様化

社会は成長期から成熟期へと移行し、これからの中づくりは、量的な供給より、地域特性を重視するなど、質を高めることが必要となっています。住民の多様化したニーズを踏まえたきめ細やかな対応のためには、地域の住民・事業主・地権者などが様々に関わりあいながら行政と連携し、地域を「育てる」というエリアマネジメントの考え方方が重要となっています。

⑤ 「新しい生活様式」への対応

新型コロナの全世界的な感染拡大は、これまでの働き方や移動手段、日常生活などに大きな影響を与えており、密集、密接、密閉を避ける行動、外出自粛によるテレワークの拡大や自宅近くの公園の価値の再評価など、人々のライフスタイルや価値観が大きく変化してきています。

感染リスク低減の観点から、人と人との物理的距離を保つ「新しい生活様式」への対応が必要とされる中、まちなかにおいては、歩行空間の拡大や公園・緑地の充実に加え、建築物と道路などの外部空間が一体となったオープンスペースなど、開放的でゆとりがある都市空間を確保するとともに、住宅地においては、仕事と生活が両立できるゆとりある居住空間や自宅近くの広場・公園（リフレッシュ空間）の確保など、時間や場所にとらわれない自由度と満足度の高い暮らし方と働き方ができる、ゆとりと魅力あるまちづくりや居住環境の創出が求められています。

第2節 広島県における都市の目指すべき将来像

広島県の都市を取り巻く課題と潮流を踏まえ、広島県における都市の目指すべき将来像を設定しています。

コンパクト+ネットワーク型の都市

住民主体のまちづくりが進む都市

安全・安心に暮らせる都市

活力を生み出す都市

魅力あふれる都市

医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできる「コンパクト+ネットワーク型」の都市を再構築します。

また、災害に強く、誰もが暮らしやすい「安全・安心」を基本に、新型コロナ危機後の社会が求める空間に対する新たな価値観を踏まえ、様々な人材や企業をひきつける「活力」と「魅力」に満ちあふれた都市を、住民が主体となり、行政がサポートしながら協働で作り上げています。

これらの将来像は、交通や安全・安心などの分野におけるデジタル技術やデータなどを積極的に活用し、スマートシティの取組を進めながら実現していきます。

<将来像のイメージ>

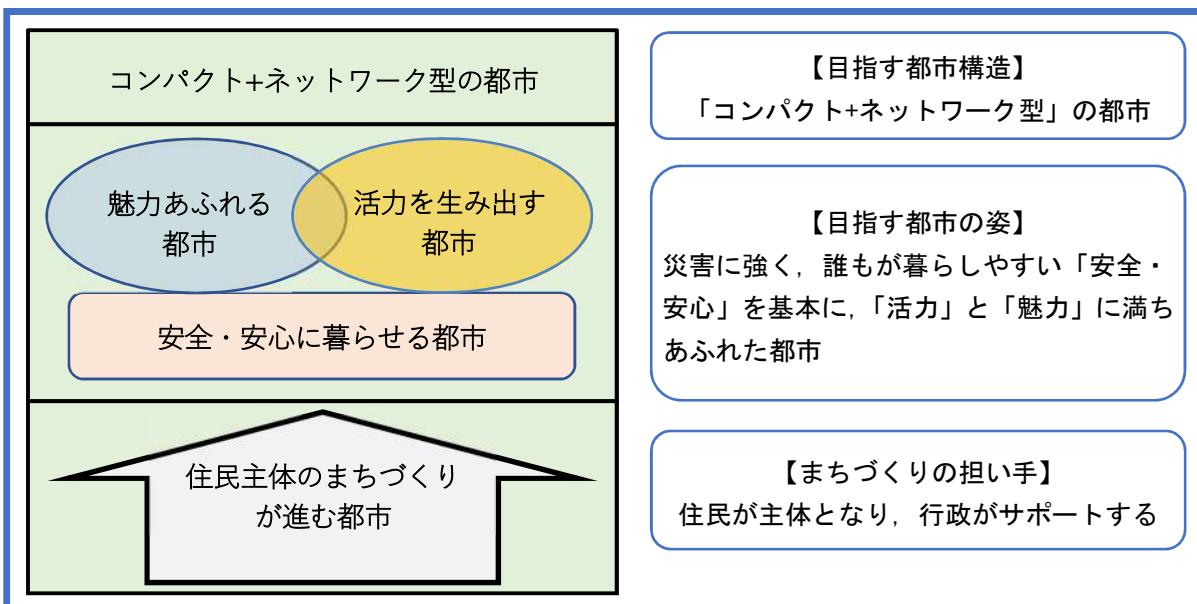


図 2-2 広島県における都市の目指すべき将来像イメージ

第3章 都市計画の目標

第1節 圏域の現状と課題

(1) コンパクト+ネットワーク型の都市の実現に向けた現状と課題

① 人口減少

広島市、東広島市などでは人口増加が続くものの、多くの市町では減少に転じており、将来的に圏域全体で人口は減少すると想定されます。

規模の小さい市町単独では、都市機能を維持する人口規模を確保することが困難になる場合が予想されることから、持続的な都市経営のため、広島市を中心に集積する高次都市機能を圏域内外の住民が容易に享受することができる都市連携の仕組みの構築が必要となります。

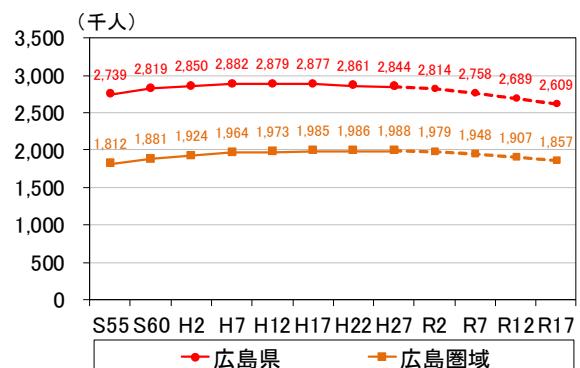
② 市街地の低密度化

大竹市、竹原市、海田町、呉市ではDID人口密度が低下しており、市街地の低密度化が進行しています。

市街地の低密度化が進行すると、医療・福祉、商業等のサービスの維持に必要な人口規模の確保が困難となり、サービスの縮小・撤退による利便性の低下、行政サービスやインフラの維持管理の非効率化等の弊害をもたらすおそれがあるため、一定の人口密度の維持が必要です。

また、空き家総数は3圏域で最も多い状況となっているほか、広島市等の中心市街地においては、空き地やコインパーキング等の低未利用地が発生しています。

空き家等の低未利用地の増加は、都市の活気を失わせるとともに、管理が放棄された空間となることで治安、景観、居住環境等の悪化、災害危険性の増大など、都市環境を悪化させるおそれがあるため、低未利用地や空き家の有効活用により、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進めていく必要があります。



※出典：国勢調査、広島県都市計画基礎調査
※令和2年度以降は推計値

図3-1 広島圏域の人口推移

| | 都市 | 総人口 増減率 | DID人口密度 増減率 |
|----|------|------------|----------------|
| 増加 | 東広島市 | 35.8% | 61.1% |
| | 坂町 | -2.6% | 26.4% |
| | 廿日市市 | 13.1% | 6.4% |
| | 広島市 | 9.2% | 6.2% |
| 減少 | 府中町 | 2.0% | 2.1% |
| | 呉市 | -18.5% | -8.0% |
| | 海田町 | -6.8% | -8.8% |
| | 竹原市 | -24.0% | -17.2% |
| | 大竹市 | -16.2% | -18.6% |

※出典：国勢調査

表3-1 DID人口密度の推移
(平成2年と平成27年を比較した増減率)



※出典：広島市都心部実態調査（H27.6）
(広島県・広島市)

図3-2 広島市都心部における建築物の現況

③ 都市機能の郊外部への拡散

人口増加が続く東広島市などでは、市街化調整区域における商業施設開発の件数が多く、商業施設の郊外拡散が見受けられます。

コンパクト+ネットワーク型（集約型都市構造）の都市の実現のためには、商業施設等の郊外化による中心市街地の低密度化を抑制し、歩いて暮らせる範囲に商業施設等の都市機能の集積を図る必要があります。

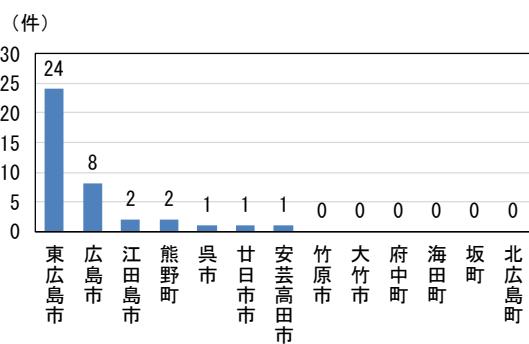


図 3-3 市街化調整区域・用途地域外の開発許可件数（商業用途 H23-27）

④ 交通ネットワークの強化

山陽自動車道、中国縦貫自動車道、中国横断自動車道広島浜田道等の県境を越える井桁状高速道路ネットワークが整備されています。しかし、その高速道路へのアクセス道やバイパス等に未整備区間があり、都市間連携を促進していくためには、さらなるネットワークの強化が必要です。

⑤ 生活利便性の維持

小売店や病院等の生活利便施設が減少しており、特に人口規模の小さい市町ではその傾向が顕著となっています。

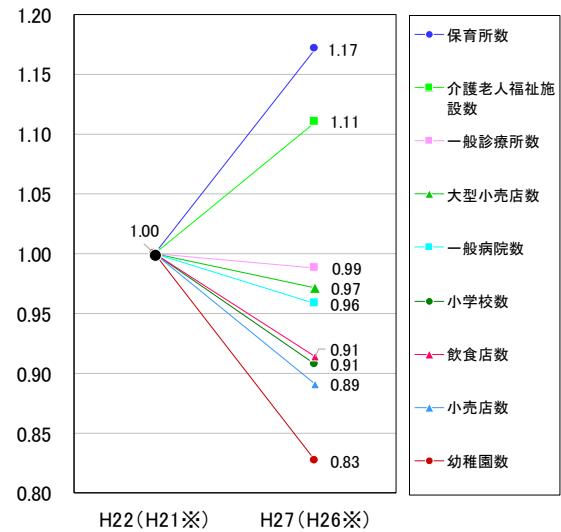
また、利用者の減少から路線バス等の公共交通の維持が困難な地域が発生しています。

このため、将来にわたって地域住民が愛着ある地域で暮らし続けるために、生活サービス機能や公共交通等の移動手段の確保などにより、生活利便性を維持していく必要があります。

⑥ 災害リスクの低減

高度経済成長期における急激な人口増加の受け皿として郊外部の山裾まで市街地が拡大した結果、土砂災害の危険性が高い区域に多くの住民が居住しているなど、災害に対して脆弱な都市構造となっています。

このため、災害リスクの低い土地への居住誘導などにより、激甚化する自然災害に対して、誰もが安全で安心な生活を送ることができる環境を構築することが必要です。



※出典：統計でみる市区町村のすがた
※H22とH27を比較しているが一部はH21とH26のデータを使用している。

図 3-4 生活サービス施設等の増減（広島圏域）

| 市区町名 | 面積 | | | | | 区域内人家戸数 | |
|-------|--------------------|--------------------|----------|--------------------|--------------|---------|--------------|
| | 市町全体 | | 土砂災害警戒区域 | | 内、土砂災害特別警戒区域 | | 土砂災害警戒区域 |
| | (km ²) | (km ²) | 割合 | (km ²) | 割合 | 戸 | 内、土砂災害特別警戒区域 |
| 広島市 | 906.68 | 121.34 | 13.4% | 29.69 | 3.3% | 65,165 | 9,931 |
| 安芸高田市 | 537.75 | 43.07 | 8.0% | 6.82 | 1.3% | 4,770 | 1,261 |
| 江田島市 | 100.70 | 12.54 | 12.5% | 2.42 | 2.4% | 5,118 | 1,027 |
| 府中町 | 10.41 | 1.13 | 10.9% | 0.28 | 2.7% | 1,430 | 324 |
| 海田町 | 13.79 | 2.32 | 16.8% | 0.61 | 4.4% | 1,961 | 253 |
| 熊野町 | 33.76 | 6.53 | 19.4% | 0.58 | 1.7% | 2,837 | 249 |
| 坂町 | 15.69 | 2.36 | 15.1% | 0.70 | 4.5% | 1,936 | 486 |
| 呉市 | 352.80 | 52.67 | 14.9% | 11.20 | 3.2% | 25,807 | 5,858 |
| 廿日市市 | 489.48 | 27.15 | 5.5% | 7.26 | 1.5% | 4,308 | 1,503 |
| 大竹市 | 78.66 | 5.07 | 6.4% | 1.40 | 1.8% | 2,058 | 449 |
| 安芸太田町 | 341.89 | 15.73 | 4.6% | 4.79 | 1.4% | 2,231 | 810 |
| 北広島町 | 646.20 | 28.33 | 4.4% | 6.78 | 1.0% | 2,936 | 1,422 |
| 東広島市 | 635.16 | 63.27 | 10.0% | 11.85 | 1.9% | 9,050 | 2,840 |
| 竹原市 | 118.23 | 16.89 | 14.3% | 4.81 | 4.1% | 3,285 | 952 |
| 大崎上島町 | 43.11 | 4.80 | 11.1% | 1.27 | 3.0% | 2,079 | 612 |
| 合計 | 4,324.31 | 403.21 | 9.3% | 90.45 | 2.1% | 134,971 | 27,977 |

※1 人家とは、ゼンリン住宅地図に記載されている戸別住宅

※2 調査方法は、土砂災害警戒区域等とゼンリン住宅地図のそれぞれのGISデータ(位置情報)を重ね合わせて戸数(棟数)を算出

表 3-2 市区町別 警戒区域等面積及び区域内人家戸数一覧表（令和2年3月26日公表時点）

(2) 活力を生み出す都市の実現に向けた現状と課題

① 製造業の活性化

近年の製造品出荷額等は概ね増加傾向にあり、好調を維持しています。

また、広島圏域の製造品出荷額等は、県全体の約7割を占めており、広島市の輸送用機械器具製造業、呉市の鉄鋼業、東広島市の情報通信機械器具製造業、大竹市の化学工業などの産業が集積しています。

このような特徴的な産業や大学、研究機関の集積を活かし、産学官の連携による産業イノベーションを誘発するとともに、広島県及び中四国地方の発展を牽引する経済活力とにぎわいに満ちたローカル経済圏の構築に向けた基盤整備を行う必要があります。

② 物流機能の強化

国際拠点港湾である広島港の取扱貨物量は、平成21年に大きく落ち込んだものの、その後増加し、平成20年時レベルまで回復しています。

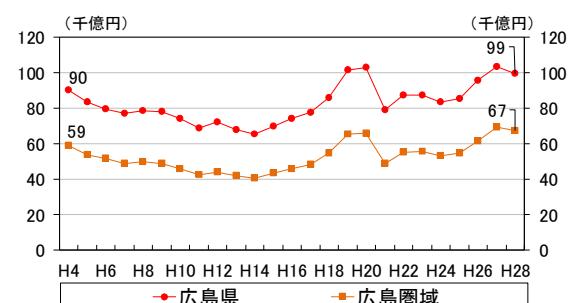
広島港は、圏域の主要産業である加工組立型製造業をはじめとした産業の部品の輸入や製品輸出のグローバルゲートウェイとしての役割を担っています。

このため、企業の生産性の向上やアジア諸国との交易拡大に資する支援策として、外内貿貨物にかかる港湾物流機能の強化や臨海部への産業用地確保、臨海部道路ネットワークの強化等を図っていく必要があります。

③ 商業の活性化

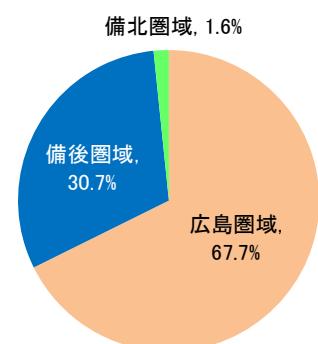
圏域の商品販売額の約8割を広島市が占め、圏域全体の商業活動を牽引しており、卸小売業年間商品販売額は、平成9年以降は概ね減少傾向で推移していましたが、近年回復の兆しがあります。

また、広島市では、消費行動の変化や建築物の老朽化等による集客力の低下によって、郊外部と比較すると中心市街地の商業地としての求心力が低下しています。商業活動を牽引する中心市街地の活力低下は、地域全体の魅力の低下を招くことから、広島市をはじめ各市町において、市街地の再構築などにより、中心市街地の活性化を図ることが必要です。



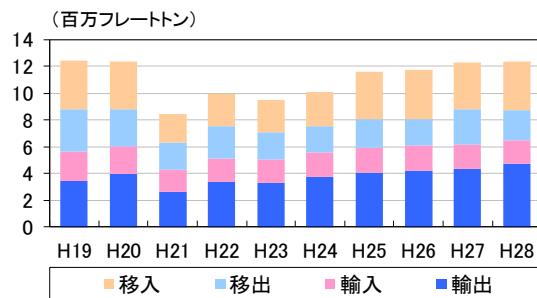
※出典：工業統計調査

図3-5 広島圏域の製造品出荷額等の推移



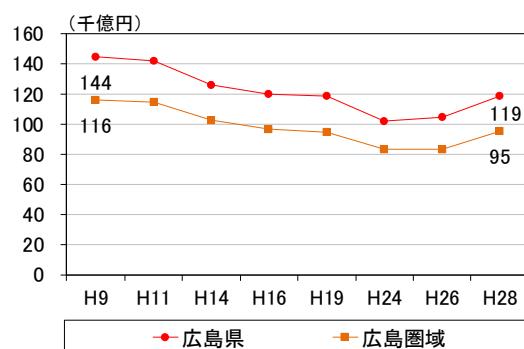
※出典：工業統計調査（平成28年）

図3-6 3圏域の製造品出荷額等の割合



※出典：港湾統計

図3-7 広島港海上取扱貨物量の推移



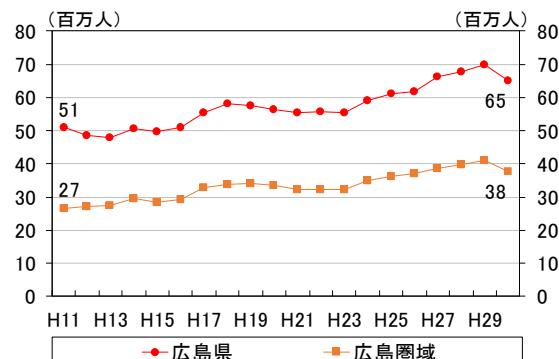
※出典：商業統計調査、経済センサス

図3-8 広島圏域の卸小売業年間商品販売額の推移

④ 交流人口の拡大

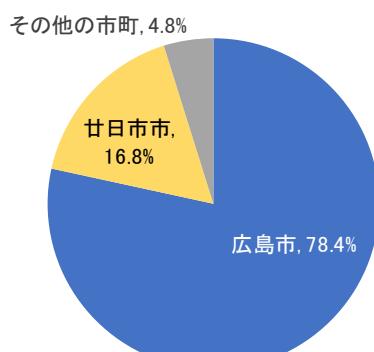
広島圏域の総観光客数は、平成 30 年は豪雨災害の影響もあって前年を下回りましたが、増加傾向にあります。特に、外国人観光客数は 10 年間で約 5 倍に増加するなど、大きく伸びています。

一方で、圏域内の市町を訪れる外国人観光客数の約 95% が広島市と廿日市市に集中していることから、平和都市ヒロシマや嚴島神社などの世界的な知名度を活かした県内での観光周遊促進により、交流人口の拡大を圏域全体に波及させていく必要があります。



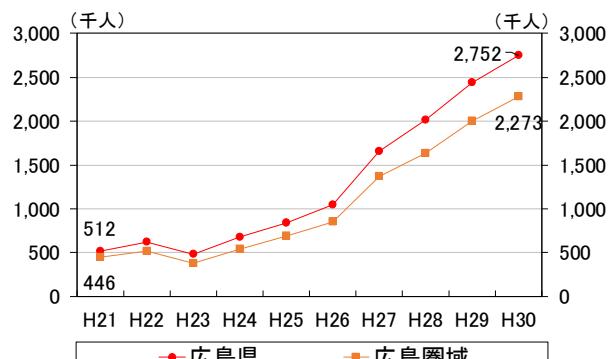
※出典：広島県観光客数の動向

図 3-9 広島圏域の総観光客数の推移



※出典：広島県観光客数の動向

図 3-10 外国人観光客数のシェア（平成 30 年）



※出典：広島県観光客数の動向

図 3-11 広島圏域の外国人観光客数

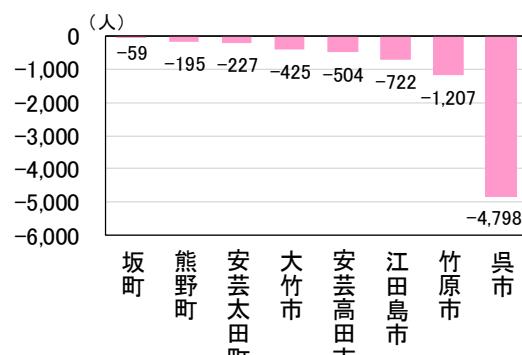
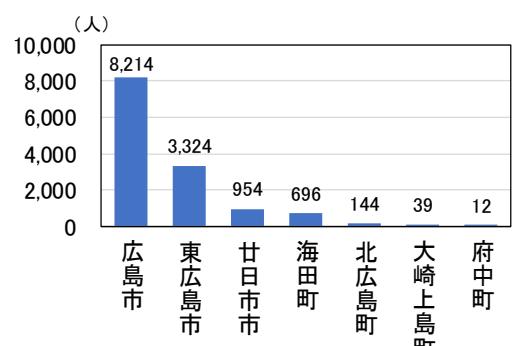
⑤ 移住・定住の促進

多くの市町では自然減が社会増を上回り、人口減少に転じていますが、広島県中山間地域振興条例において全域が中山間地域に指定されている北広島町や大崎上島町で、近年は転入超過による社会増となるなど、移住・定住が促進されている地域も存在します。

また今後は、新型コロナ危機を契機とし、オンライン教育の浸透やリモートワークなどの新しい働き方が急速に普及することが見込まれる中で、地方都市が見直される環境変化が生じると考えられます。

このような大きな環境変化に対応して、地域の活力を創出するためには、就業機会や生活利便性の確保により転出の抑制を図るとともに、

「都市と自然の近接性」という大都市圏にはない広島らしいライフスタイルを発信することで、U I J ターンの拡大による移住・定住促進を図っていく必要があります。



※出典：広島県人口移動統計調査（H26～H30）

図 3-12 市町の社会増減

（平成 26 年から平成 30 年の 5 年間の累計）

⑥ 「新しい生活様式」への対応

新型コロナ危機は、東京圏への過度な人口・産業等の集中によるリスクを顕在化し、外出自粛や人との接触機会の低減の必要性から、オンライン授業やテレワークが拡大するなど、人々のライフスタイルや価値観に大きな変化を与えています。

人々の働き方や暮らし方に大きな変化が生まれる中、住み働く場として、全国から選ばれる地域となるよう、密集、密接、密閉を避け、人と人との物理的距離を保つ「新しい生活様式」に対応した、ゆとりと魅力あるまちづくりや居住環境の創出を図る必要があります。

(3) 魅力あふれる都市の実現に向けた現状と課題

広島圏域には、ユネスコ世界文化遺産に指定された世界的に知名度の高い広島市の原爆ドームと廿日市市の嚴島神社や、重要伝統的建造物群保存地区（呉市豊町御手洗、竹原市竹原地区）等の歴史的まちなみ、広島市を本拠地とする複数のプロスポーツチーム、神楽や北広島町の壬生の花田植などの伝統行事、住と農が調和した田園風景など、地域固有の地域資源が多数存在します。

地域内外の人をひきつけ、地域に呼び込むためには、地域住民をはじめ様々な主体が地域の持つ歴史文化など多様な地域資源を磨き、魅力を高めることが重要です。このため、まちなみ保存や地域の景観形成に努めるとともに、瀬戸内海の多島美や西中国山地国定公園等の山々など、豊かな自然環境を保全することが必要です。



写真 3-1 原爆ドーム（広島市）



写真 3-2, 3-3 重要伝統的建造物群保存地区
御手洗地区（呉市）



竹原地区（竹原市）



写真 3-4 神楽（安芸高田市）



写真 3-5 壬生の花田植（北広島町）

インバウンド観光の効果もあり、広島圏域の総観光客数は増加傾向ですが、訪問先は世界遺産を有する、広島市と廿日市市に集中しています。このため、その他の地域の観光資源も活用した広域周遊を促し、滞在時間を延ばすことで、宿泊客数を増加させることも重要です。

広島市は他の地方中枢都市と比べて、ホテル客室数、宿泊客数及び入込観光客数のどれもが少ない状況にあり、客室稼働率が高くなっていることから、宿泊施設等の確保が必要となります。



※出典：ホテル客室数は衛生行政報告例
(平成 29 年度)
入込観光客数、宿泊客数は各市 HP

図 3-13 各中枢都市のホテル客室数及び
入込み観光客数・宿泊客数

(4) 安全・安心に暮らせる都市の実現に向けた現状と課題

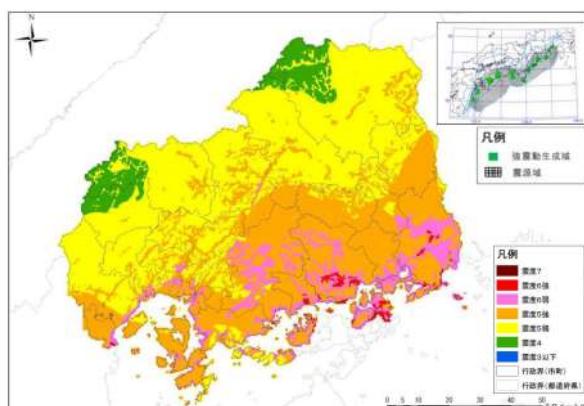
地球温暖化の影響が考えられる集中豪雨の発生など、全国的に異常気象が頻発しており、県内でも平成26年8月豪雨や平成30年7月豪雨など、土砂災害や河川氾濫によって甚大な被害が発生しています。広島圏域でも土砂災害警戒区域などの災害リスクの高い区域に多くの住民が居住しているため、頻発している集中豪雨等に対してハード、ソフト両面からの対策が必要となっています。あわせて、災害リスクの高い区域から、災害リスクの低い区域へ居住を誘導することなどが必要となっています。

また、南海トラフ地震などの広域的な災害の発生が懸念されていますが、密集市街地のように災害に対する脆弱性を抱える地域が存在しており、広域的な災害への迅速かつ適切な対応が可能となるように事前の対策を行うことが重要です。このため、密集する建築物による火災延焼の危険性や、道路、公園等の都市施設の不足による避難に危険性を抱える密集市街地において、防災性の向上が求められています。あわせて、災害後の早期復旧に向けた公共交通ネットワークの強靭化及び代替機能の確保が必要となっています。



※出典：気象庁

図 3-14 1時間降水量 50mm 以上の年間発生回数(全国)



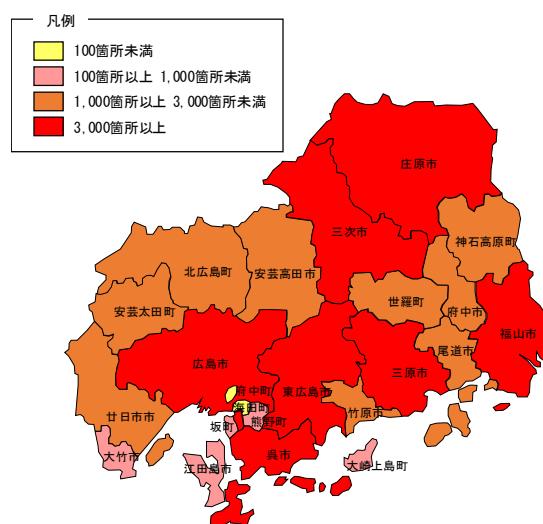
※出典：広島県地震被害想定調査報告書

図 3-15 南海トラフ巨大地震(陸側ケース)の震度分布



※出典：広島県資料

写真 3-6 平成 30 年 7 月豪雨 被害状況（熊野町）



※出典：広島県資料

図 3-16 土砂災害警戒区域の指定状況

(5) 住民主体のまちづくりが進む都市の実現に向けた現状と課題

まちづくり活動への参加者が増加しており、広島市などにおいては、民間主体による親水空間の活用や、市街地再開発を契機とした憩いやにぎわいづくりの取組等が行われています。

このような住民主体のまちづくりを促進するため、都市計画提案制度の活用に関する情報発信等や市町によるエリアマネジメント支援制度といった仕組みの充実が求められています。

今後、人口減少や高齢化の進展により社会情勢が変化していく中においても、公共サービスを維持し、充実させていくためには、引き続き、住民や自治組織、NPO・ボランティア団体、公益団体、企業などの多様な主体の知恵の結集が不可欠です。



図3-17 マイロード加入数の推移（広島県）

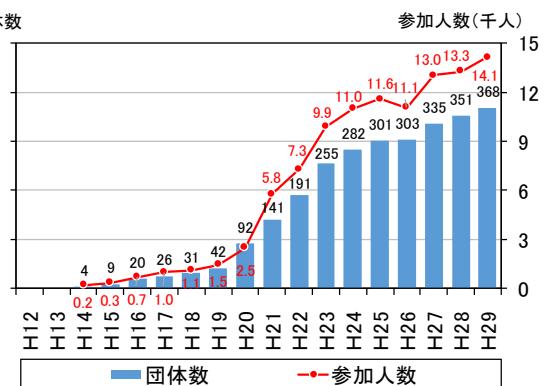


図3-18 ラブリバー加入数（広島県）



写真3-7 京橋川オープンカフェ



写真3-8 エキキターレ（有効空地）を活用したにぎわいづくりの取組

第2節 圏域の目指すべき将来像

中四国地方の発展を牽引する“中枢圏域ひろしま”

広島圏域は広島県の中枢圏域として、備後圏域及び備北圏域と連携しながら、広島県全体の発展を牽引していくとともに、隣接する山口県や島根県をはじめ、経済、生活圏等で結びつく中四国地方全体の発展を牽引していく役割を担います。

また、原爆ドームや嚴島神社といった世界文化遺産などの強力な地域ブランドを核とする国際的な知名度や、自動車産業をはじめとするモノづくりに関する世界有数の伝統技術を強みに、中四国地方を代表するグローバル都市として、ヒト・モノ・情報等を世界へ発信する国際協力、国際貢献の拠点となる圏域を目指します。

第3節 都市計画の目標

圏域の将来像を目指すにあたり、圏域の現状と課題を踏まえたうえで、都市計画の目標を設定します。都市計画の目標は、広島県における都市の目指すべき5つの将来像（コンパクト＋ネットワーク型の都市、活力を生み出す都市、魅力あふれる都市、安全・安心に暮らせる都市、住民主体のまちづくりが進む都市）ごとに設定し、このうち、コンパクト＋ネットワーク型の都市、活力を生み出す都市の実現に向けては、都市構造の観点を明らかにするため、圏域全体の目標とともに都市区分に応じた目標を設定します。

表3-3 都市区分表

| 都市区分 | 位置付け | 概ねの配置 |
|---------------|---|---|
| 中枢拠点都市 | <u>中枢拠点を含む市街地</u> (中枢拠点：県外をもサービス圏域とし、広域的影響のある、高次都市機能の集積・強化により中四国地方全体の発展にあたって中心となる拠点) | ・広島市の市街化区域 |
| 広域拠点都市 | <u>広域拠点を含む市街地</u> (広域拠点：都市機能及び一部の高次都市機能の集積を図り、中枢拠点の都市機能を分担する拠点) | ・線引き都市計画区域(吳市、大竹市、東広島市、廿日市市)の市街化区域 |
| 地域拠点都市 | <u>地域拠点を含む市街地</u> (地域拠点：都市機能の集積を推進し、中枢拠点、広域拠点による都市機能の補完を受けつつも、一定程度の独立性を持つ拠点) | ・線引き都市計画区域(安芸郡4町)の市街化区域 ・非線引き都市計画区域の用途地域 ・安芸太田町、大崎上島町、旧宮島町、旧音戸町の市街地 |
| 都市計画区域外などの生活圏 | <u>生活拠点を含む集落生活圏</u> (生活拠点：中枢、広域、地域拠点による都市機能の補完を受けつつも、日常生活面での都市機能を集積する拠点) | ・線引き都市計画区域の市街化調整区域の生活圏 ・非線引き都市計画区域の用途白地地域の生活圏 ・都市計画区域の指定のない区域の生活圏 |

(1) コンパクト＋ネットワーク型の都市

① 圏域全体の目標

人口減少や高齢化が進展し、人口構造の変化によって社会環境が急速に変化する中、将来にわたって持続的な圏域を形成し、中四国地方の発展を牽引していくために、圏域の中心市である広島市への高次都市機能の一層の集積を図ります。加えて、周辺市町との重層的なネットワークの形成により、都市機能の相互補完を促進し、デジタル技術とデータなどを活用しながら、圏域全体で商業、医療等の高度で質の高い多様なサービスを享受できる環境を構築します。また、各都市の中心部等に都市機能の集積を図ることで歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。

コンパクトなまちづくりにあたっては、医療・福祉等の都市機能や公共交通の整備・再編により居住を誘導するとともに、気候変動に伴い多発化、激甚化する災害に対して、安全・安心に暮らし続けることができる環境の整備を図るため、災害リスクが低く、生活利便性の高いエリアに居住を誘導しつつ、空き家活用の促進などにより人口密度の維持を図ります。

② 都市区別別の目標

■中枢拠点都市の目標

広島市では、圏域の中枢都市として高度で多様な都市的サービスを提供し、圏域内外の住民の豊かな生活環境を創出するとともに、都市機能の補完による圏域内外の都市の持続的な都市経営を支えます。

このため、広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の核と位置付け、高次都市機能の集積・強化を図る「橿円形の都心づくり」を推進します。また、これまでの計画的な都市開発などにより都市機能の集積が進んでいる地区については、当該地区での立地がふさわしい高次都市機能の集積・強化を図り、都心と連携して広島市及び圏域全体の発展を支えます。

■広域拠点都市の目標

線引き都市計画区域の都市では、各行政区域全域の住民の生活を支える都市機能の集積を図ります。また、圏域の中枢都市である広島市の役割を分担する拠点として、特に呉市、廿日市市、東広島市の中心部においては、高次都市機能の集積・強化を図るとともに、移動の円滑化により都市間相互の連携強化を図ることにより、圏域全体の豊かな生活環境の創出に寄与します。

呉市では、市中心部である中央地区において高次都市機能の集積・強化を図るとともに広島呉道路、JR呉線等を活用して広島市との連携強化を推進します。

廿日市市では、シビックコア周辺地区において高次都市機能の集積・強化を図るとともに山陽自動車道や広島南道路、(国)2号、JR山陽本線等を活用して広島市との連携強化を推進します。

東広島市では、西条地区において高次都市機能の集積・強化を図るとともに、山陽自動車道や(国)2号、JR山陽本線等を活用して広島市との連携強化を推進します。

大竹市では市役所周辺に、呉市や廿日市市、東広島市の中心部以外の地域では交通結節点であるJR駅周辺及び既成市街地等を中心に都市機能の集積を図るとともに、公共交通ネットワークの充実等による市中心部と郊外部の連携強化を図ります。

また、広域交通ネットワークを活用した広域連携と、拠点間ネットワークによる近隣都市との都市機能の相互補完により、快適で利便性の高い暮らしの実現を目指します。

■地域拠点都市の目標

府中町、海田町、熊野町、坂町や非線引き都市計画区域の都市では、用途地域が指定された区域を中心に、安芸太田町や大崎上島町では役場付近の中心部に、周辺の市街化調整区域や用途白地地域及び都市計画区域外の集落に暮らす人々を含めた地域住民の生活を支える役割を担います。非線引き都市計画区域で用途地域の指定のない宮島都市計画区域や音戸都市計画区域では、その役割を市役所支所周辺の市街地が担います。

このため、役場、支所周辺地区等の中心市街地へ、日常生活に必要なサービス機能の集積を図るとともに、公共交通ネットワークの再構築を図り、地域住民の生活利便性を高めます。

また、山陽自動車道、中国縦貫自動車道等の高速道路や国道、JR線等の広域交通ネットワークへのアクセス性の向上等により、より高次な都市機能を有する近隣の中核拠点及び広域拠点との連携を強化し、生活環境の向上を図ります。

■都市計画区域外などの生活圏の目標

都市計画区域外などの生活圏では、既存集落等において豊かな自然環境と共生した暮らしの維持に努めます。

このため、役場支所、交通結節点の周辺等に日常生活に必要なサービス機能の集積を図るとともに、コミュニティバスの運行等により地域内の移動手段の確保を図ります。

また、広域交通ネットワークを活用し、より高次な都市機能を有する近隣の都市の中心部との連携を強化し、将来にわたって地域で暮らし続けることができる生活環境の維持・向上を図ります。

(2) 活力を生み出す都市

① 圏域全体の目標

中四国地方の中核都市としての役割を担う広島市を中心に、クリエイティブな人材や産業をひきつけ、新たな価値を生み出す独創的なビジネスモデルなどが創出されるイノベーションを通じた、活力を生み出す都市づくりに取り組み、東京圏へのヒト・モノ・金・情報の過度な集中を是正し、広島県及び中四国地方の自立・発展を牽引する経済活力とにぎわいに満ちたローカル経済圏の構築を目指します。

このため、あらゆる面で中四国地方最大の集積地である広島市では、市街地の再構築による高次都市機能の集積促進や、デザイン性に優れた都市空間の形成、国際交流等の振興を図ります。また、自動車産業や鉄鋼業、情報通信機械器具製造業など各市町の特徴ある既存産業の活性化を支える社会基盤整備を推進するとともに、新たな産業を呼び込むための適地確保など適切かつ柔軟な土地利用を図ります。郊外部や中山間地域等においては、地域資源や大都市に近い立地条件を活かした交流・定住人口の増加による地域活力の創出を図ります。

② 都市区別別の目標

■中枢拠点都市の目標

広島県や中四国地方の発展を牽引する中枢都市として、基幹産業である製造業のさらなる活性化を図るため、広島港における港湾機能の強化や広域交通ネットワークの整備、港湾と広域交通ネットワークのアクセス強化等による物流の円滑化など、産業基盤の強化を図ります。また、産業や大学・研究機関の集積を活かした既存産業イノベーションを通じて、クリエイティブな人材や産業をひきつける魅力ある雇用・労働環境の創出及び生活環境の充実を図ります。

中心市街地においては、市街地開発事業や建築物の建替え・リノベーション等の促進により市街地の更新を図り、都市間競争に打ち勝つ高次都市機能の強化や都心のにぎわいの創出を図ります。特に、広島県の玄関口にあたる広島駅周辺地区や紙屋町・八丁堀地区においては、再開発による交通結節機能のさらなる向上や高次都市機能の強化により、国内外から多くの人々を迎える、ひきつける都市空間の形成を図ります。

■広域拠点都市の目標

重要港湾である呉港、山陽自動車道、広島呉道路、東広島呉自動車道等の広域的な交流・連携基盤を活かし、広域物流機能の強化を図るとともに、呉市の鉄鋼業、大竹市の化学工業など、沿岸部に形成された既存産業のイノベーションや、東広島市における大学・研究機関等の集積を活かしたさらなる先端産業の集積促進等、地域の基幹産業の一層の強化を促進します。

また、市街地開発事業や建築物のリノベーション等による都市機能の更新を図り、中心市街地の活性化やにぎわいの創出を図ります。廿日市市では、物販や生産・流通機能を通じた、新たな観光交流拠点、産業拠点としての都市機能の強化を図るとともに、世界文化遺産である嚴島神社を有する宮島への玄関口である宮島口周辺において、交通結節点機能強化などを通じた国際観光交流分野の都市機能の強化を図ります。

■地域拠点都市の目標

府中町、海田町、熊野町、坂町では、交通ネットワーク整備や土地区画整理事業等による都市基盤の強化を推進し、広島市中心部との近接性を活かした産業の活性化を図ります。

江田島、吉田都市計画区域などの区域では、商・工・観光等の既存産業を支える都市基盤の維持・更新及び充実を推進し、地域の活性化を図るとともに、千代田、河内都市計画区域など、高速道路 I C 等の広域交通ネットワークの結節点が近接する区域では、その近接性を活かした工業・流通団地の整備や企業誘致による産業振興による活性化を図ります。

宮島都市計画区域では、区域内の嚴島神社のほか、原爆ドームや圏域内外の地域資源と連携した国際的な観光・交流機能を強化し、観光振興による圏域全体の活性化を図ります。

■都市計画区域外などの生活圏の目標

都市計画区域外などの生活圏では、他法令と連携し、無秩序な開発の抑制を図りつつ、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持するため、地域に合った生活サービス機能や交通ネットワークの確保などにより生活拠点の形成を推進します。

また、自然と農業・水産業などの生業が融合した魅力あふれる暮らしの実現と広島市との近接性やネットワークを活かした交流・定住人口の増加を図ります。

(3) 魅力あふれる都市

人をひきつける多様で魅力的な圏域の創出のため、国際的に知名度の高い世界文化遺産である原爆ドームや嚴島神社等を中心とした国際観光交流都市づくりを推進し、国際的な交流人口の拡大を図ります。また、プロスポーツチームなど地域独自の魅力を有する資源を活用し、広域からの誘客による交流人口の拡大を図るとともに、シビックプライドの醸成を目指します。

とりわけ、広島の都心部は、増加する外国人観光客に対してより一層、広島を楽しんでもらえるよう、原爆ドームを中心に、広島城、西国街道、比治山など多様な資源を活かした都心の回遊性を創出するととともに、広島の復興を特徴づける平和記念公園、平和大通り、河岸緑地等の都市基盤を活かした都心部ならではの魅力づくりを推進します。

圏域全体を特徴づける重要伝統的建造物群保存地区の呉市豊町御手洗や竹原市竹原地区のまちなみや呉市の旧海軍に由来する大和ミュージアム、江田島市の旧海軍兵学校等の歴史的資源、都市周辺に広がる瀬戸内海国立公園の瀬戸内海の多島美や西中国山地国定公園に代表される豊かな自然環境などは、各地域の魅力資源としてまちづくりに活用し、相互に連携を図ることで、圏域全体の魅力向上を推進します。

また、都市の中心部においては、歩行空間の拡大や、公園・緑地の充実に加え、建築物と道路などの外部空間が一体的となったオープンスペースなど、開放的でゆとりがある都市空間を確保し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成するとともに、居住エリアにおいては、住宅地の再生等を通じ、豊かな自然・緑にあふれた、大都市圏では得られないゆとりある居住環境を創出することで、都市生活と自然が程よく融合した魅力ある都市の形成に努めます。

(4) 安全・安心に暮らせる都市

① 激甚化する自然災害や南海トラフ地震等の広域災害への対策

激甚化する自然災害や懸念される南海トラフ地震等の広域災害の発生に対し、総合的な防災・減災対策によって、安全・安心に暮らせる都市づくりを推進します。

流域全体の安全度を向上させるための総合的な土砂災害対策及び治水対策、海岸保全施設の機能強化による津波・高潮対策、避難場所等の防災拠点の整備、利用しなくなったため池の廃止工事などのハード整備を推進し、台風や近年頻発する集中豪雨などの自然災害による土砂災害や浸水被害の防止・軽減を図ります。

また、密集市街地の都市基盤整備や不燃化等による防災性の向上や増加する空き家対策、建築物や宅地の耐震化等の推進により、災害に強い安全な市街地の形成を目指します。

加えて、災害発生時に広域連携による早期の復旧・復興を可能とするために、多様な交通手段や交通ルートなどの交通体系の代替性・多重性の確保に努めます。

ソフト対策としては、自主防災組織の活性化を図るとともに、デジタル技術を活用した防災に関する情報発信や啓発、ハザードマップの活用促進や避難訓練の実施などを通じて、災害発生前に自主的な避難を行うよう、「災害は施設整備によって発生を防止するもの」から「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない災害は必ず発生するもの」への住民の意識改革を図り、地域防災力の向上に努めます。

また、被災後、早期に的確な復興を実現するため、各市町による事前の復興マニュアルの作成を推進します。

土地利用の観点からは、災害リスクの高い区域の都市的土地区画整理事業の制限を行い、災害リスクの低い区域への居住の誘導に取り組みます。

② 都市の低炭素化の推進

地球温暖化等の地球環境問題への対策として、面的なエネルギー・システムの導入の検討などにより、電力負荷、熱負荷の低減を図るなど、エネルギーの面的利用や都市緑化の推進、省エネ建築物や低炭素建築物の普及促進などによる都市の低炭素化に向けた取組を推進します。

③ 安全で快適に移動できる都市空間づくり

JR駅や市役所などの公共施設が集約した地区を中心として、バリアフリー化を推進することで移動の円滑化を図り、誰もが安全で快適に移動できる都市空間づくりを推進します。

（5）住民主体のまちづくりが進む都市

人口減少や高齢化の進展といった社会情勢の変化により、今後の公共サービスの充実には、住民や自治組織、NPO・ボランティア団体、公益団体、企業などの多様な主体の参画と知恵の結集が不可欠となっていることから、まちづくりを担う人材の育成と活躍できる環境の整備に努めます。

住民やまちづくり団体などと行政が協働することで、地域特性やこれまで培ってきた地域の資産を活かした、きめ細やかで柔軟なサービスが提供可能なまちづくりを目指します。

第4節 将来都市構造

圏域の目標すべき将来像並びに都市計画の目標に基づき、各拠点の都市機能向上と役割分担、拠点間の連携により、圏域全体の中枢性の向上を図るため、将来の広島圏域のあるべき都市構造を拠点と軸、ゾーンにより設定し、発展・振興の方向性を明らかにします。

(1) 広島圏域の拠点、軸、ゾーンの区分

表 3-4 拠点の区分

| 区分 | 位置付け | 配 置 |
|------|---|--|
| 中枢拠点 | 県外をもサービス圏域とし、広域的影響のある、高次都市機能の集積・強化により中四国地方全体の発展にあたって中心となる拠点 | ・広島市の中心部 |
| 広域拠点 | 都市機能及び一部の高次都市機能の集積を図り、中枢拠点の都市機能を分担する拠点 | ・線引き都市計画区域における市の中心部 |
| 地域拠点 | 都市機能の集積を推進し、中枢拠点、広域拠点による都市機能の補完を受けつつも、一定程度の独立性を持つ拠点 | ・線引き都市計画区域における町の中心部 ・非線引き都市計画区域の中心部 ・都市計画区域の指定のない町の中心部 |

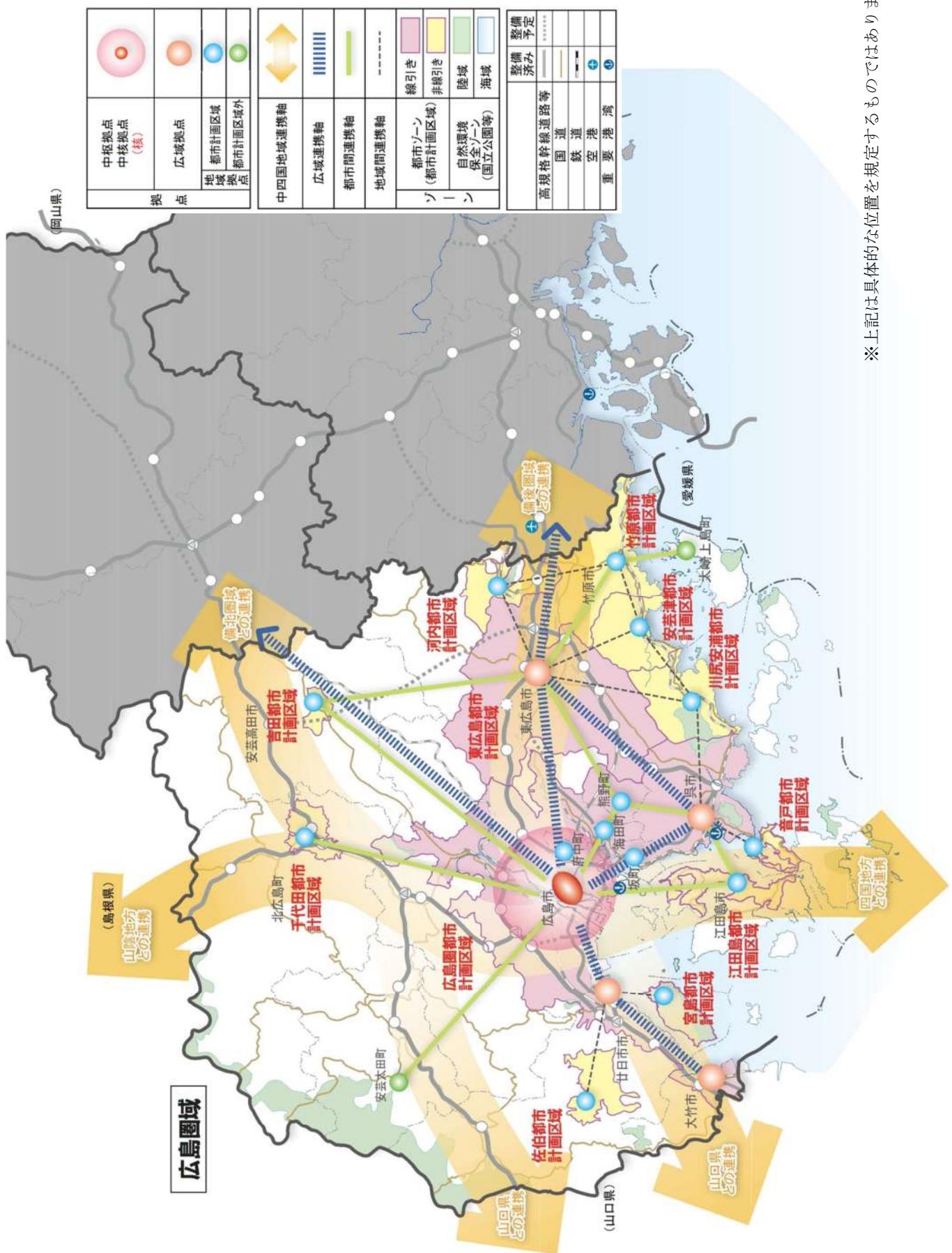
表 3-5 軸の区分

| 軸の区分 | 考え方 | 配 置 |
|----------|--|--------------------------------------|
| 中四国地域連携軸 | 圏域外との連携を強化する軸として、広域の交流連携を推進する方向を示します。 | 広域的な公共交通や高規格幹線道路で隣接圏域若しくは、広島県と隣県を結ぶ軸 |
| 都市軸 | 高次な都市機能の強化を推進する軸であり、グローバルな都市機能を有する都市を相互の連携により実現していきます。 | 中枢拠点と広域拠点、及び広域拠点同士を結ぶ広域幹線道路、鉄道等 |
| | 広域拠点との連携により個々の都市の発展を促す軸とします。 | 中枢拠点と地域拠点、広域拠点と地域拠点を結ぶ国道、県道、航路等 |
| | 交流促進の軸であり、都市毎のにぎわいと活力を交流連携により創出します。 | 広域拠点と地域拠点を結ぶ県道、航路等 |

表 3-6 ゾーンの区分

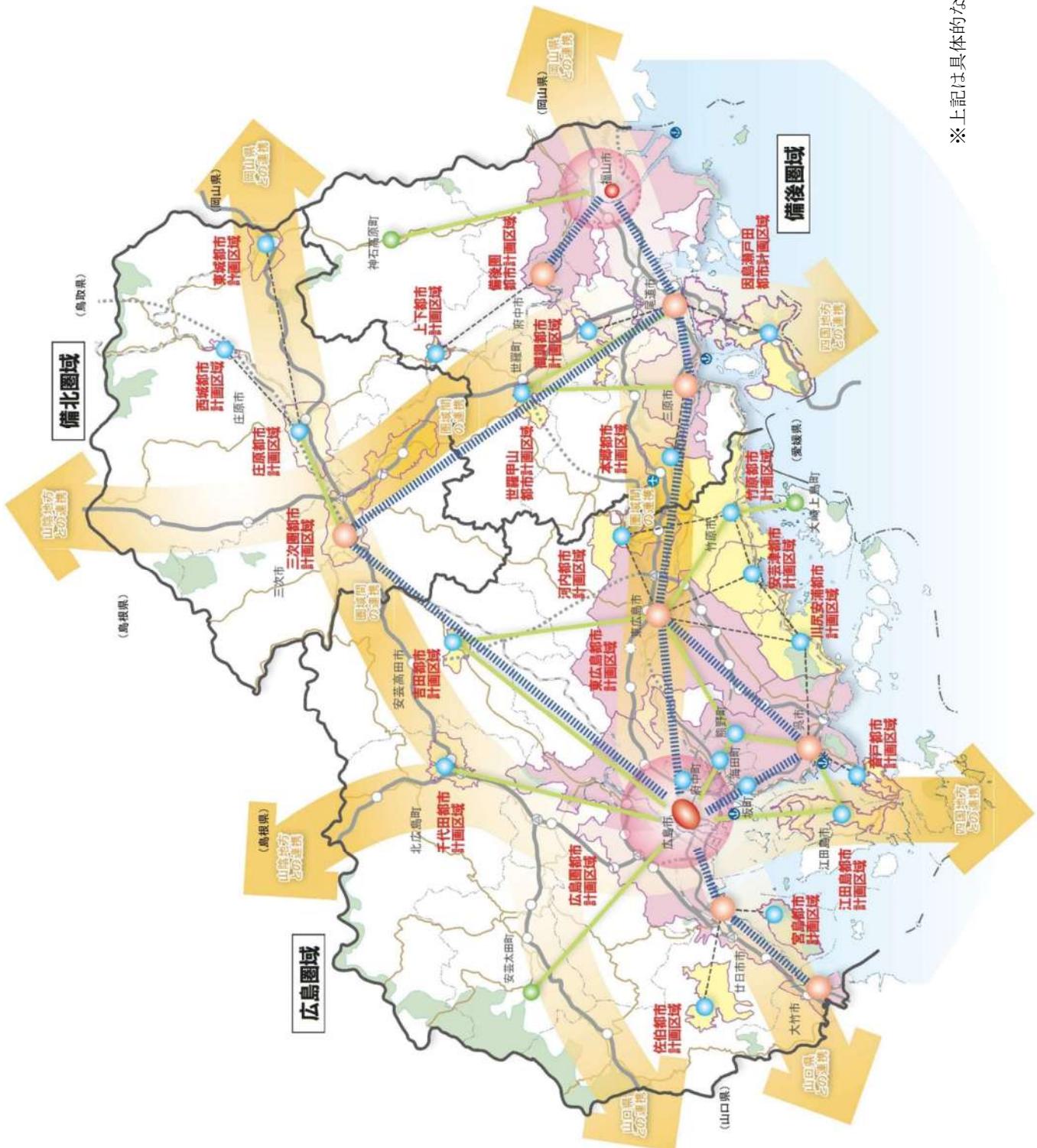
| ゾーンの区分 | 考え方 | 配 置 |
|-----------|---|---------------------------------------|
| 都市ゾーン | 都市として一体的に整備、開発及び保全を図る必要のある区域とします。 | 広島圏都市計画区域 東広島都市計画区域 外 10 都市計画区域 |
| 自然環境保全ゾーン | 広域的な観点から特に保全が必要な森林、樹林、海辺等の優れた自然の風景地として、面的な広がりを持つ区域とします。 | 国立公園、国定公園、県立自然公園 等 |

(2) 広島圏域 将来都市構造図



(3) 広島県 将来都市構造図

| | |
|--------------------------|--|
| 中核拠点 中核拠点 (核) | |
| 地域拠点 地域拠点 | |
| 都市計画区域 都市計画区域外 | |
| 都市計画区域外 | |
| 中四国地域連携軸 中四国地域連携軸 | |
| 広域連携軸 広域連携軸 | |
| 都市間連携軸 都市間連携軸 | |
| 地域間連携軸 地域間連携軸 | |
| ソーン ソーン | |
| 都市ゾーン (都市計画区域) | |
| 自然環境 保全ゾーン (国立公園等) | |
| 線引き 非線引き | |
| 陸域 陸域 | |
| 海域 海域 | |
| 整備済み 整備予定 | |
| 高規格幹線道路等 高規格幹線道路等 | |
| 国道 国道 | |
| 鉄道 鉄道 | |
| 空港 空港 | |
| 港湾 港湾 | |



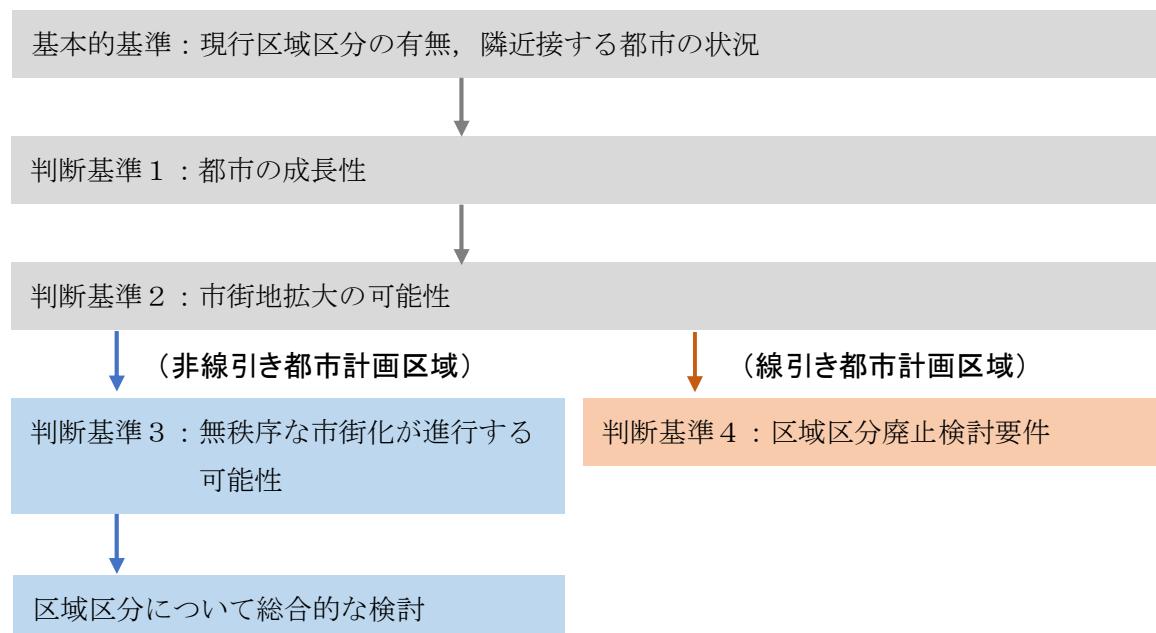
※上記は具体的な位置を規定するものではありません。

第4章 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

都市計画の目標を踏まえて、広島圏域の都市計画区域における区域区分（現在、市街地が形成されている区域及び今後概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域と市街化を抑制する区域を区分すること）についてその決定の有無と区域区分を定める際の方針を示します。

第1節 区域区分の判断基準

区域区分の有無の決定にあたっては、都市計画区域ごとに、現行の区域区分の有無、隣接または近接する都市計画区域の区域区分の有無を、区域区分設定の有無を検討する基本的な基準として、次に示す判断基準1～4の流れに沿って検証を行います。



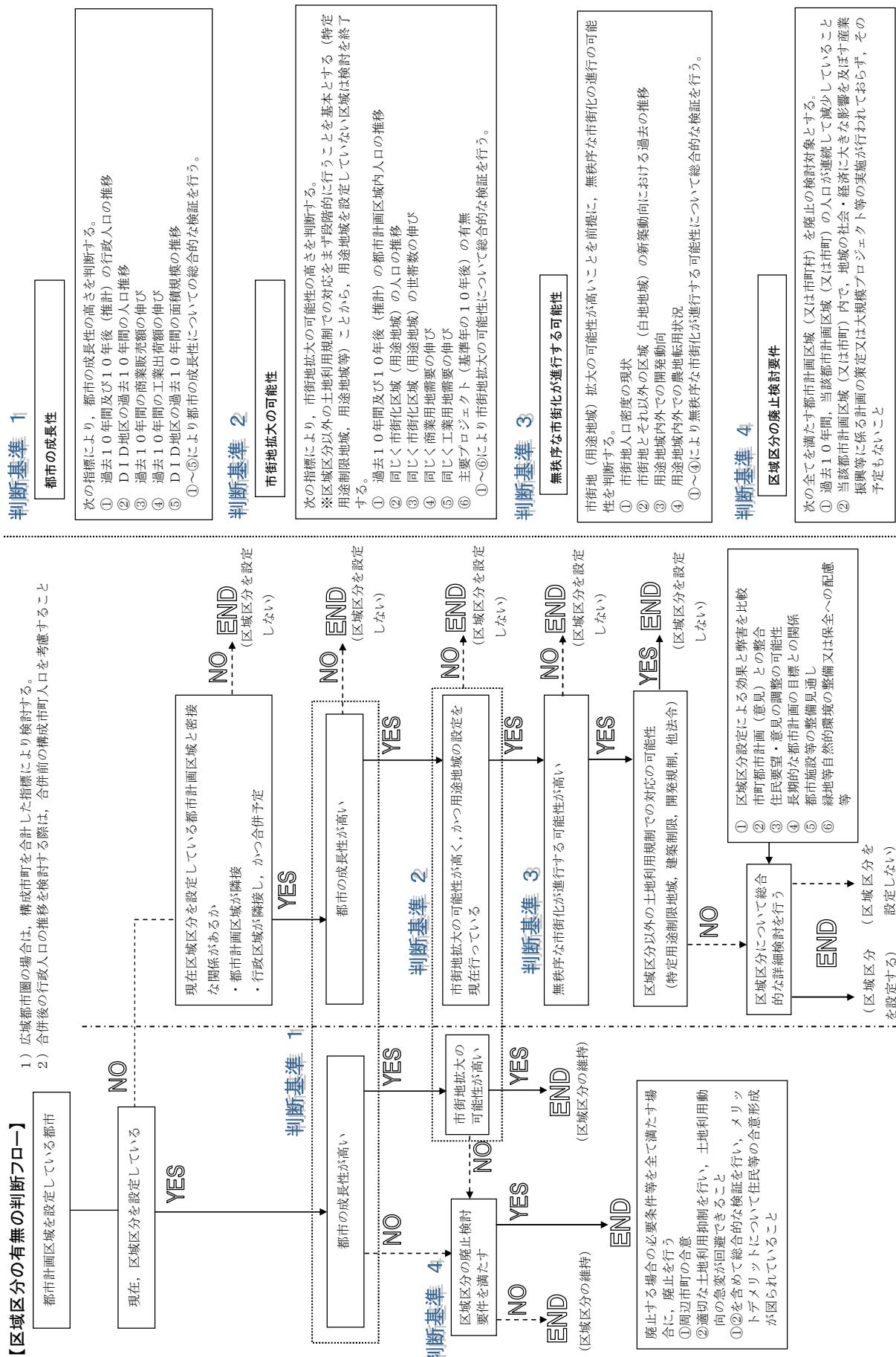
判断基準4：区域区分廃止検討要件

次の全てを満たす都市計画区域（又は市町）を廃止の検討対象とする。

- ①過去10年間、当該都市計画区域（又は市町）の人口が連續して減少していること
- ②当該都市計画区域（又は市町）内で、地域の社会・経済に大きな影響を及ぼす産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施が行われておらず、その予定もないこと。

【区域区分の有無の判断フロー】

- 1) 広域都市圏の場合は、構成市町を合計した指標により検討する。
 2) 合併後の行政人口の推移を検討する際は、合併前の構成市町人口を考慮すること



第2節 区域区分の有無

区域区分の判断基準による、区域区分設定の検討結果について示します。

| 都市計画区域名 | 区域区分 の有無 | 理由 |
|---|-------------|--|
| 広島圏都市計画区域 | 有 | <p>本区域は、政令指定都市である広島市を含む広域都市計画区域であるため、都市計画法（都市計画法第7条（都市計画法施行令第3条））において、区域区分を定めることとなっています。</p> <p>このため、引き続き区域区分を維持します。</p> |
| 東広島都市計画区域 | 有 | <p>本区域は現在、区域区分を定めています。</p> <p>本区域の平成27年の市街化区域内人口は96,849人ですが、今後、緩やかに増加すると予測されています。</p> <p>また、商品販売額、製造品出荷額等は、平成19年をピークに一時減少傾向にありました、近年は持ち直しの傾向がみられ、今後とも、住宅、商業、工業用地に新規需要が見込まれています。</p> <p>さらに、本都市計画区域には、(国)2号東広島・安芸バイパスの整備など、地域の社会・経済に大きな影響を及ぼすと考えられる計画があります。</p> <p>のことから、今後とも一定の都市の成長が予想され、区域区分の廃止を行うと市街化調整区域であった地域において無秩序な開発が進行する恐れがあり、廃止する場合の要件を充たしていません。</p> <p>したがって、市街地の整序を図るために、引き続き区域区分を維持します。</p> |
| 竹原都市計画区域 宮島都市計画区域 安芸津都市計画区域 川尻安浦都市計画区域 江田島都市計画区域 千代田都市計画区域 吉田都市計画区域 河内都市計画区域 佐伯都市計画区域 音戸都市計画区域 | 無 | <p>各区域とも、これまで区域区分を定めていません。</p> <p>人口、商品販売額、製造品出荷額等の推移から、今後も、区域区分の設定を検討するほどの著しい都市の成長性は有していないと推察されます。</p> <p>このため、用途地域や地区計画等の活用により土地利用のコントロールが可能であると考えられることから、区域区分を定めません。</p> |

第3節 区域区分の方針

(1) 広島圏都市計画区域の人口及び産業フレーム

広島圏都市計画区域の人口及び産業の見通しを次のとおり想定します。

①人口フレーム

| | 基準年次 (平成27年) | 目標年次 (令和12年) |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 都市計画区域内人口 | 1,583,837人 | 概ね 1,549千人 |
| 市街化区域内人口 | 1,548,754人 | 概ね 1,520千人 |

注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

②産業フレーム

| | 基準年次 (平成27年) | 目標年次 (令和12年) |
|------|---------------------|------------------|
| 就業人口 | 第1次産業 5.9千人 (0.8%) | 概ね 5.1千人 (0.7%) |
| | 第2次産業 172千人 (23.0%) | 概ね 164千人 (22.2%) |
| | 第3次産業 545千人 (72.9%) | 概ね 536千人 (72.4%) |
| 生産額 | 工業出荷額 54,550億円 | 概ね 75,973億円 |
| | 卸小売販売額 79,017億円 | 概ね 56,697億円 |

注) 就業人口には第1～3次産業のいずれにも分類不能の就業人口を含むため、合計は一致しない
金額はデフレータ補正後の実質値

将来値は、統計的手法により算出したもので施策上の積上げを含まない
基準年次の工業出荷額は平成27年、卸小売販売額は平成26年の値

(2) 広島圏都市計画区域の市街化区域の規模

広島圏都市計画区域の市街地の現況及び動向を勘案して、市街化区域の概ねの規模を次のとおり想定します。

<将来市街化区域面積の規模>

| | 基準年次 (平成27年) | 目標年次 (令和12年) |
|---------|-----------------|-----------------|
| 市街化区域面積 | 24,757ha | 概ね 25,270ha |

注) 将来市街化区域面積は、令和12年時点における保留フレームに対応する市街化区域面積を含むものとする。

(3) 東広島都市計画区域の人口及び産業フレーム

東広島都市計画区域の人口及び産業の見通しを次のとおり想定します。

①人口フレーム

| | 基準年次 (平成27年) | 目標年次 (令和12年) |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 都市計画区域内人口 | 171,494人 | 概ね 176千人 |
| 市街化区域内人口 | 96,849人 | 概ね 113千人 |

注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

②産業フレーム

| | 基準年次 (平成27年) | 目標年次 (令和12年) |
|------|-----------------|-----------------|
| 就業人口 | 第1次産業 | 2.5千人 (3.2%) |
| | 第2次産業 | 24千人 (30.7%) |
| | 第3次産業 | 50千人 (62.6%) |
| 生産額 | 工業出荷額 | 10,604億円 |
| | 卸小売販売額 | 3,404億円 |

注) 就業人口には第1～3次産業のいずれにも分類不能の就業人口を含むため、合計は一致しない
金額はデフレータ補正後の実質値

将来値は、統計的手法により算出したもので施策上の積上げを含まない
基準年次の工業出荷額は平成27年、卸小売販売額は平成26年の値

(4) 東広島都市計画区域の市街化区域の規模

東広島都市計画区域の市街地の現況及び動向を勘案して、市街化区域の概ねの規模を次のとおり想定します。

<将来市街化区域面積の規模>

| | 基準年次 (平成27年) | 目標年次 (令和12年) |
|---------|-----------------|-----------------|
| 市街化区域面積 | 2,736ha | 概ね 3,543ha |

注) 将来市街化区域面積は、令和12年時点における保留フレームに対応する市街化区域面積を含むものとする。

第5章 主要な都市計画の決定の方針

広島圏域の将来像を目指して設定した都市計画の目標に向けて必要となる、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業などに関する主要な都市計画の決定の方針について明らかにします。

第1節 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 線引き都市計画区域内における土地利用の方針

a 市街化区域

本県全体の発展を牽引し、さらに中四国地方の発展を牽引するため、中枢拠点である広島市の中心部において国際競争力の向上に資する高次都市機能の集積・強化を一層推進します。

また、コンパクト+ネットワーク型の都市を実現し、あわせて、活力を生み出す都市を実現するため、地域の実情に応じた立地適正化計画の作成を促進し、居住や都市機能が集積している市町の中心部、交通結節点で業務・商業などが集積する地域などを拠点として位置付けるとともに、居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定します。これにより、長期的に居住を誘導し、人口密度の維持を図るとともに、都市機能の集約を図り、日常生活サービスを効率的に提供します。

コンパクト+ネットワーク型の都市の実現に向けた都市づくりを進める上で、「都市基盤施設の整備が行われていない区域」や「人口密度の低下が見込まれる地域」などについては、立地適正化計画に基づく居住の誘導などに合わせて、市街化調整区域への編入等を推進します。

市街化区域内の災害リスクの高い区域については、安全な暮らしを確保していくために、土砂災害特別警戒区域などの指定状況と農業などの土地利用状況を考慮し、立地適正化計画における位置付けや各種災害への対策状況などを踏まえつつ、市街化調整区域へ編入することを基本的な考え方とし、市町と連携の上、居住者等の合意形成を図りながら、段階的な市街化調整区域への編入を推進します。特に、市街化区域の低未利用地における土砂災害特別警戒区域については、災害リスクの将来的な変化を見据えつつ、速やかに市街化調整区域への編入を推進します。

b 市街化調整区域

コンパクト+ネットワーク型の都市の実現に向けた都市づくりを進めるとともに、市街化調整区域においては自然環境や営農環境を保全する観点から、無秩序な宅地開発等を抑制します。特に市街化区域との隣接部については、スプロールを抑制する観点からも、50戸連たんなどの開発許可是、立地適正化計画における居住誘導区域との整合を踏まえつつ、市町の実情に応じた必要最低限の運用となるよう市街地からの距離や接道要件、開発許可基準を適用する区域を限定するなどの見直しや、廃止を行います。

ただし、高速道路I C周辺など交通利便性の高い場所では、地域の産業振興、雇用創出等を図るため、市街化調整区域における地区計画の活用などにより無秩序な開発等を抑制しながら、適切な土地利用の誘導を推進します。また、既存集落の人口維持や定住促進等を図る観点から、市街化調整区域における地区計画の活用を検討します。

② 非線引き都市計画区域における土地利用の方針

a 用途地域

コンパクト＋ネットワーク型の都市を実現し、あわせて、活力を生み出す都市を実現するため、地域の実情に応じた立地適正化計画の作成を促進し、居住や都市機能が集積している市町の中心部や合併前の旧市町村の中心部、交通結節点で業務・商業などが集積する地域などを拠点として位置付けるとともに、居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定します。これにより、長期的に居住を誘導し、人口密度の維持を図るとともに、都市機能の集約を図り、日常生活サービスを効率的に提供します。

また、交通結節点で業務、商業などが集積する地域や周辺からの地域公共交通によるアクセスの利便性が高い区域などを拠点として位置付けるとともに、立地適正化計画において都市機能誘導区域に設定し、医療・福祉・商業などの都市機能を誘導、集約することにより、各種サービスの維持を図ります。

コンパクト＋ネットワーク型の都市の実現に向けた都市づくりを進める上で、「都市基盤施設の整備が行われていない区域」や「人口密度の低下が見込まれる地域」、「災害リスクの高い区域」などについては、立地適正化計画に基づく居住の誘導などにあわせて、用途地域の縮小や廃止を検討するとともに、地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。

b 用途白地地域

コンパクト＋ネットワーク型の都市の実現に向けた都市づくりを進めるため、用途地域が指定されている都市計画区域では、用途地域と比べて土地利用規制が緩い用途白地地域において、必要に応じて特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等を検討し、無秩序な開発や都市機能の立地を抑制します。

用途地域が指定されていない都市計画区域では、無秩序な土地利用が懸念される場合、用途地域や特定用途制限地域等の指定を検討し、良好な住環境の維持を図ります。

③ 都市計画区域の指定のない区域の生活圏における土地利用の方針

コンパクト＋ネットワーク型の都市の実現に向けた都市づくりを進めるため、他法令との連携により無秩序な開発の抑制及び豊かな自然環境の保全を図ります。

人口減少や高齢化が著しい中山間地域などにおいては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であることから、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域に合った生活サービス機能や交通ネットワークの確保などにより生活拠点の形成を推進します。

高速道路 I C 周辺や既存集落等において市街化が進行すると見込まれる場合や既成市街地等において無秩序な土地利用が懸念される場合は、都市計画区域への編入や準都市計画区域の指定による土地利用の整序を検討します。

(2) 主要用途の配置の方針

① 住宅地

■中枢拠点都市

a まちなか居住の促進

中枢拠点の核である「橿円形の都心」においては、高次の商業、業務等の都市機能の充実・強化を図ることを基本としつつ、その外縁部においては、優れた利便性を活かして、高層住宅を主体とした住宅地の形成を進めます。その際、敷地の統合・拡大による健全な高度利用を促進します。

広島市の中心市街地やJR沿線などにおいては、地域公共交通等の利便性を活かして、中層、高層住宅を主体とした住宅地の形成を進めます。

これらの地域については、立地適正化計画において居住誘導区域に設定するとともに、市街地開発事業等により人口の受け皿となる市街地整備を推進し、長期的に居住を誘導することで、人口密度の維持を図ります。

b 郊外部における良好な住宅地の維持

郊外部等においては、都市周辺部の豊かな自然環境と調和し、低層住宅を主体とした、ゆとりと魅力ある住宅地の維持を図ります。

高度経済成長期に形成された郊外部の住宅団地は、空き家や空き地となった隣地の買い増しによるゆとりある土地利用の促進や、基盤整備、生活サービス施設誘致のための土地利用制度の活用等による居住環境の向上を通じた住宅の建替え、中古住宅のリノベーションによる住替え等を促進し、再生を目指します。

■広域拠点都市

a まちなか居住の促進

呉市、廿日市市、東広島市、大竹市の既成市街地の住宅地においては、商業機能との調和を図りながら、職住近接型の利便性の高い良好な住宅地の形成を進めます。

地域の活力維持等のために、地場産業との共存が望ましい地域では、限定期的に、住商工の用途の混在を許容していくことも検討します。

これらの地域については、立地適正化計画において居住誘導区域に設定するとともに、必要に応じて、市街地開発事業等により人口の受け皿となる市街地整備を検討し、長期的に居住を誘導することで、人口密度の維持を図ります。

b 郊外部における良好な住宅地の維持

郊外部等においては、都市周辺部の豊かな自然環境と調和し、低層住宅を主体とした、ゆとりと魅力ある住宅地の維持を図ります。

高度経済成長期に形成された郊外部の住宅団地は、空き家や空き地となった隣地の買い増しによるゆとりある土地利用の促進や、住宅の建替え・住替え等の促進を通じて不動産を流動化させ、再生を目指します。

■地域拠点都市

線引き都市計画区域の各町及び非線引き都市計画区域の既成市街地の住宅地においては、地域の実情に応じて道路、下水道等の都市基盤整備を推進しつつ、地域の特性を活かした良好な住宅地の形成を進めます。

地域の活力維持等のために、地場産業との共存が望ましい地域では、限定向的に、住商工の用途の混在を許容していくことも検討します。

これらの地域については、立地適正化計画において居住誘導区域に設定するとともに、長期的に居住を誘導することで、人口密度の維持を図ります。

また、高度経済成長期に形成された郊外部の住宅団地等は、空き家や空き地となった隣地の買い増しによるゆとりある土地利用の促進や、住宅の建替え・住替え等の促進を通じて不動産を流動化させ、再生を目指します。

安芸太田町及び大崎上島町の既成市街地の住宅地においては、集落環境や営農環境との調和を図りつつ、良好な住宅地の維持を目指します。

② 商業地

■中枢拠点都市

中四国地方の持続的な発展を牽引する中枢都市として、コンパクト＋ネットワーク型の都市への転換を図るため、都市再生緊急整備地域に指定されている広島都心地域においては、商業系用途地域の指定に加え、都市再生特別地区や高度利用型地区計画などを活用した建築制限の緩和により、老朽化した建築物の更新を図りつつ、高次都市機能の充実・強化を図ります。

また、店舗の連続性の確保によるぎわいづくりのため、低層部に商業、中高層部に業務、などといった立体的な土地利用を促進します。

交通結節点の周辺に一定の都市機能の集積を図るため、市町間を結ぶ広域的な公共交通の結節点である鉄道駅やバスターミナル周辺等に、商業・業務及び生活サービス機能等の充実・強化を図ります。

商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域においては、近隣住民の日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。

これらの地域については、立地適正化計画において居住誘導区域及び都市機能誘導区域に設定するとともに、医療・福祉・商業等の立地を促進することで、生活サービス機能の効率的な提供を図ります。

■広域拠点都市

広域拠点都市の中心となる呉市、廿日市市、東広島市の中心部においては、既存の広域的な公共交通の維持・強化を図り、中枢拠点都市における高次都市機能を補完する商業・業務及び生活サービス機能等の充実・強化を図ります。

呉市、廿日市市、東広島市の中心部以外の地域、大竹市の商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、近隣住民の日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。

これらの地域については、立地適正化計画において居住誘導区域及び都市機能誘導区域に設定するとともに、医療・福祉・商業等の立地を促進することで、生活サービス機能の効率的な提供を図ります。

■地域拠点都市

線引き都市計画区域の各町及び各非線引き都市計画区域の中心部や商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、近隣住民の日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実・強化を図ります。

これらの地域については、立地適正化計画において居住誘導区域及び都市機能誘導区域に設定するとともに、医療・福祉・商業等の立地を促進することで、生活サービス機能の効率的な提供を図ります。

幹線道路沿道等に集積した商業施設等については、周辺住民の生活利便性確保のため、現況の機能集積を維持します。

安芸太田町及び大崎上島町の中心部において、近隣住民の日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実・強化を図ります。

③ 工業地

a 既存工業地

臨海部を中心とした既存の工業集積地については、物流拠点としての港湾機能強化や広域交通ネットワークとの連携強化、都市基盤の更新などを通じ、生産拠点としての機能を維持・強化します。また、新たな土地活用が見込まれる区域については、周辺の土地利用状況を考慮しつつ、既存用途からの土地利用転換を図り、都市機能の維持・活性化に努めます。

内陸部の既存の工業団地等については、広島空港や高速道路 I C 等への近接性を活かし、生産拠点としての機能を維持・強化します。

地場産業など用途の混在を許容しうる業種が集積する地区については、地区の実情に応じて特別用途地区の指定や地区計画の策定に努め、住環境と共存する市街地の形成を進めます。また、コンパクト+ネットワーク型の都市の実現に向けた都市づくりを進めるため、準工業地域においては、必要に応じて、特別用途地区の指定により大規模集客施設の立地の制限に努めます。

都市計画区域外の既存の工業地は、地域の雇用創出や地場産業の維持を図るために、維持・拡充を図ります。

b 新規工業地

都市計画区域内の高速道路 I C 周辺などは、農地・森林としての利用との調整を図りながら、国土の計画的かつ合理的な土地利用の観点から、地区計画を活用しつつ新規工業地の配置を図ります。

また、都市計画区域外の高速道路 I C 周辺等で、無秩序な開発の進行が懸念される場合は、都市計画区域への編入や準都市計画区域の指定による土地利用の規制を検討します。

c 流通業務地

広島港は、中四国地方のグローバルゲートウェイとしての港湾機能の強化を推進します。

呉港は、地域産業・経済活動の基盤として内貿物流機能の強化を図ります。

高速道路 I C 周辺では、自然環境の保全及び都市基盤の整備状況を考慮しつつ、流通業務地の整備を推進します。

(3) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

① 住宅地

■中枢拠点都市

中枢拠点の核である「橢円形の都心」においては、高次の商業、業務等の都市機能の充実・強化を図ることを基本としつつ、その外縁部においては、優れた利便性を活かして、高層住宅を主体とした住宅地の形成を進めます。その際、敷地の統合・拡大による健全な高度利用を促進します。

広島市の中心市街地やJR沿線などにおいては、地域公共交通等の利便性を活かして、中層、高層住宅を主体とした住宅地の形成を進めます。

西風新都などの計画的な市街地整備を行う住宅地においては、地区の特性を勘案し、低層住宅や中低層住宅を主体とした、住宅地の形成を図ります。

可部地区、高陽地区などの丘陵地等に立地している住宅地においては、周辺の森林等の自然環境と調和を図りながら、低層住宅を主体とした、ゆとりと魅力ある住宅地の維持を図ります。

■広域拠点都市

呉市、廿日市市、東広島市、大竹市の中心部の既成市街地においては、商業機能との調和を図りながら、必要に応じて、用途地域の変更や高度利用地区の指定などによる形態制限の緩和を通じて中高層住宅の建設を誘導し、利便性の高い良好な住宅地の形成を進めます。

郊外部や丘陵地等に立地している住宅地においては、周辺の森林等の自然環境と調和を図りながら、低層住宅を主体とした、ゆとりと魅力ある住宅地の維持を図ります。

■地域拠点都市

線引き都市計画区域の各町及び非線引き都市計画区域の中心部の既成市街地においては、中低層住宅を主体としつつ、地域の特性を活かした良好な住宅地の整備を進めます。

郊外部の住宅地においては、周辺の森林等の自然環境と調和を図りながら、低層住宅を主体とした、ゆとりと魅力ある住宅地の維持を図ります。

安芸太田町及び大崎上島町の中心部の既成市街地においては、集落環境や営農環境との調和に配慮しつつ、低層住宅を主体とした、ゆとりと魅力ある住宅地の維持を図ります。

② 商業地

■中枢拠点都市

都市再生緊急整備地域に指定されている広島都心地域においては、中四国地方の社会経済活動を牽引する高次都市機能の充実・強化に向けて、都市再生特別地区や高度利用型地区計画などの活用により、高密度の商業・業務地の形成を図ります。

西広島駅周辺地区などの建築物の老朽化が進む地区については、市街地再開発事業等により、中・高密度の商業・業務地の形成を図ります。

■広域拠点都市

各市の主要駅周辺や中心商業地などの商業・業務地においては、市街地開発事業や地区計画等により、中・高密度の商業・業務地の形成を図ります。

その他の商業・業務地においては、周辺の住環境等との調和に配慮し、低・中密度の商業・業務地として維持します。

■地域拠点都市

線引き都市計画区域の各町及び非線引き都市計画区域の主要駅周辺などの中心商業地においては、市街地開発事業や地区計画等により、地域の特性を活かした低・中密度の商業・業務地の形成を図ります。

安芸太田町及び大崎上島町の中心商業地においては、周辺の住環境等との調和に配慮し、低密度の商業地として維持します。

(4) 市街地の土地利用の方針（各拠点都市）

① 土地の高度利用に関する方針

中枢拠点である広島市中心部においては、中四国地方の中枢拠点にふさわしい高密度で風格のある市街地形成及び高次都市機能の充実・強化に向けて、市街地開発事業を促進するとともに、高度利用地区の活用等により、都市基盤の整備、敷地の統合、オープンスペースの創出等を図りながら、土地の高度利用を促進します。

特に、都市再生緊急整備地域に指定されている広島都心地域においては、都市再生特別地区や高度利用型地区計画などを活用した建築制限の緩和により、土地の高度利用を促進します。

広域拠点である呉市、廿日市市、東広島市、大竹市の中心部においては、中・高密度の商業・業務地の形成に向けて、市街地開発事業等により計画的な都市基盤の整備を図りつつ、土地の高度利用を促進します。

地域拠点である線引き都市計画区域の各町、非線引き都市計画区域の中心部においては、低・中密度の商業・業務地の形成に向けて、土地区画整理事業等により計画的な都市基盤の整備を図りつつ、周辺の住環境等と調和した適正な土地の高度利用を促進します。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

a 既成市街地

中枢拠点の核である「橿円形の都心」の外縁部や、広域拠点都市及び地域拠点都市の中心部・JR駅周辺などにおいては、歩行空間の拡大や公園・緑地の充実など、ゆとりある空間をまちなかに形成するとともに、細分化された低未利用地や老朽化した建築物が存在する土地の集約化、共同化、高層化等を図ることにより、住生活基本計画（広島県計画）で示された都市居住型誘導居住面積水準を満たす、子育て等に適した広くゆとりのあるマンション建設や、更新時期を迎えた建築物の建替えや不燃化等を誘導することで、まちなか居住の促進に向けた土地の高度利用及びゆとりと魅力ある居住環境の改善を図ります。

住宅と工業用地が混在している市街地においては、特別用途地区の活用等による住環境の改善を図るとともに、地域の活力維持などのために、地場産業との共存が望ましいと判断する場合には、地区計画等を活用することにより、無秩序な混在状況に陥らないように配慮します。

b 郊外部等

都市機能や居住の集約化が進められる区域の外縁部においては、低未利用地の増加などによる景観の悪化が懸念されるため、緑地保全・緑化担当部局などの関係部局と連携し、市民緑地制度などの活用による空き地の緑化や農地への転換などにより、住と農が調和した田園景観など、個性ある都市景観の保全・形成及び継承を図ります。

住宅と農地が混在している市街地においては、都市農地の有する多面的な機能にも着目し、営農環境と調和した住環境づくりを推進します。

また、新型コロナ危機後の社会において、地方への移住ニーズが高まる中で、都市と自然が近接する広島県の強みやそれぞれの地域の特色を活かし、移住者のニーズやライフスタイルに応じたゆとりと魅力ある居住環境の創出を図ります。

c 住宅団地

戸建住宅団地等においては、地区計画や建築協定などの活用により、ゆとりある敷地面積の最低限度を規定するなど、居住環境の向上を図ります。

郊外の高齢化が進む住宅団地においては、緑地の確保や空き家・空き地となった隣地の買い増しにより狭小な敷地を統合し、1戸あたりの占有面積の拡大を図るなど、緑にあふれたゆとりある土地利用や既存ストックのリノベーションなどによる居住環境の向上を図ります。

コンパクト+ネットワーク型の都市の実現に向け、今後も住宅ストックとして活用すべき住宅団地においては、居住環境の改善や地域コミュニティの維持・再生等を図るため、基盤整備や生活サービス施設誘致のための土地利用制度の活用、不動産流通の活性化による住み替えを促進します。

d 空き家等の対策

空き家等、既存ストックのリノベーションによる利活用を促進し、住み継ぐことができる居住環境の創出を図ります。

また、市町は自治会等と連携を図り、所有者等に対して、空き家等の適切な管理についての意識啓発及び指導を行うとともに、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす危険性がある特定空家等については、所有者等に対して除却・修繕等に対する助言又は指導、勧告、命令を行い、改善を促します。

(3) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

瀬戸内海や河川などの身近な水辺緑地や、市街地を取り巻く農地や森林、市街地内に残る良好な樹林地等の緑地については、環境負荷低減によるヒートアイランド現象の緩和や潤いのある都市環境を保全・形成するため、緑の基本計画に位置付けるとともに風致地区の指定や関連法規による規制などを適切に活用し、保全を推進します。

あわせて、建築物の敷地、屋上、壁面などを含め、市民緑地制度なども活用しつつ、都市緑化を推進します。

都市農地については、農産物の供給機能、防災機能、良好な景観形成などといった多面的な機能を適切かつ十分に發揮させるため、地域住民の意向に配慮しつつ、田園住居地域や生産緑地地区の指定等による保全と活用を図ります。

④ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域などの災害リスクの高い区域は、居住誘導区域及び都市機能誘導区域に含めないこととし、災害リスクの低い区域への居住や都市機能の誘導を図ります。また、長期的な観点において宅地化を抑制する必要がある場合には、市街化調整区域への編入や地区計画などの必要な土地利用規制の導入、生産緑地地区などの新たな土地利用について検討します。

市街化区域内の災害リスクの高い区域については、安全な暮らしを確保していくために、土砂災害特別警戒区域などの指定状況と農業などの土地利用状況を考慮し、立地適正化計画における位置付けや各種災害への対策状況などを踏まえつつ、市街化調整区域へ編入することを基本的な考え方とし、市町と連携の上、居住者等の合意形成を図りながら、段階的な市街化調整区域への編入を推進します。特に、市街化区域の低未利用地における土砂災害特別警戒区域については、災害リスクの将来的な変化を見据えつつ、速やかに市街化調整区域への編入を推進します。

非線引き都市計画区域で既に用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれている場合は、必要に応じ、用途地域の縮小を含めた区域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。

(5) その他の土地利用の方針（都市計画区域外などの生活圏）

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街化調整区域や用途白地地域においては、農林漁業に関する土地利用との調整により、優良な農地等の保全・形成を図るとともに、開発許可制度等の適切な運用により、無秩序な市街化を抑制し、農林漁業と調和のとれた土地利用を維持します。農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、計画的かつ適切な土地利用を図ります。また、新規就農者等の移住ニーズに対応した住宅供給や空き家の活用にあたっては、地域特性を活かした居住環境を確保しつつ、農林漁業と調和のとれた土地利用を図ります。

都市計画区域の指定のない区域の生活圏では、農政部局と連携して、食料供給の場として優良農地の保全や耕作放棄地の再生を図ります。

② 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

世界文化遺産である嚴島神社の登録区域の一部となっている弥山の山麓（廿日市市）、瀬戸内海国立公園に位置する元宇品（広島市）、極楽寺山（廿日市市）、野呂山（呉市）等をはじめ、緑地環境保全地域である蓮華寺山等の樹林地、牛田山、二葉山、三滝山（広島市）等の都市緑地等は、自然環境の良好な地区であり、県民のレクリエーションや都市景観上きわめて貴重な緑地であることから、積極的に保全を図ります。

大竹市から竹原市に至る瀬戸内海に面して市街地を取り囲む山地部の稜線は、本圏域の都市景観を形成するうえで重要であり、瀬戸内海国立公園や世界文化遺産を有する宮島との調和を考慮し、風致地区や緑地保全地域を指定するなど積極的にその良好な自然環境の保全を図り、都市周辺部の環境を保持します。

都市計画区域外の瀬戸内海や中国山地の豊かな自然環境については、都市環境の保全や県民

のレクリエーションの場としても貴重であることから、他法令と連携しつつ積極的に保全を図ります。

③ 秩序ある都市的土地区画整理事業に関する方針

今後人口減少が見込まれることから、コンパクト＋ネットワーク型の都市の実現に向けて、市街化調整区域においては、スプロールを抑制する観点からも、50戸連たんなどの開発許可は、市町の実情に応じた必要最低限の運用となるよう市街地からの距離や接道要件、開発許可基準を適用する区域を限定するなどの見直しや、廃止を行います。

市街化調整区域における旧町役場周辺などの既存の集落は、市街化調整区域における既存集落維持型の地区計画を活用し、地域活力の維持を図るとともに、市街化調整区域内のゆとりある緑豊かな郊外型住宅地については、地区計画の適切な運用を図るなど、良好な住環境を保全します。

非線引き都市計画区域の用途白地地域においては、必要に応じて特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。

都市計画区域外の既存集落等において市街化が進行すると見込まれる場合は、開発許可制度等を活用しつつ無秩序な開発を抑制するとともに、都市計画区域への編入や準都市計画区域の指定による土地利用の整序を検討します。

高速道路ＩＣ周辺などで、産業系用地としての需要が高く、地域の産業の活性化が期待されるものの、そのままでは無秩序な開発が懸念される地区については、地区計画などの活用による都市的土地区画整理事業を図ります。

④ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街化調整区域から新たに市街化区域へ編入を行う場合、土砂災害特別警戒区域などの災害リスクが高い区域については、市街化区域への編入は行わないこととします。

市街化調整区域において、地区計画を活用し開発行為を行う場合は、原則、地区計画を策定する区域に土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い区域を含めないこととし、さらに、開発行為により新たに災害リスクの高い区域が生じないよう、事前に調整を図ることとします。既に地区計画が策定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれている場合は、必要に応じ、地区計画の変更により、その区域を建築・開発行為を規制する区域として位置付けることとします。

非線引き都市計画区域のうち、現に宅地化していない区域に新たに用途地域を指定する場合は、原則として、その区域に土砂災害特別警戒区域などの災害リスクの高い区域を含まないこととします。

用途地域が定められていない区域のうち、現に宅地化していない区域に新たに地区計画を策定する場合は、原則として、その区域に災害リスクの高い区域を含まないこととします。既に地区計画が策定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれている場合は、必要に応じ、地区計画の変更により、その区域を建築・開発行為を規制する区域として位置付けることとします。

第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

広島県の中核圏域として、広島県全体の発展を牽引していくとともに、「中四国地方の発展を牽引する“中核圏域ひろしま”」の実現のため、次に定める整備方針に基づき、多様な移動手段の連携による総合的な交通体系の形成を目指します。

また、人口減少社会において、将来需要の検討とそれに基づく計画の適切な見直しの観点から、都市計画道路等の都市施設の配置・規模等を検証し、必要に応じて計画変更を行い、効率的な施設整備を行います。

① 交通体系の整備方針

a コンパクト+ネットワーク型の都市（集約型都市構造）を支える交通ネットワークの形成

人口減少や高齢化が進展し、人口構造の変化によって社会環境が急速に変化する中、将来にわたって持続的な圏域を形成するため、広島市を中心に集積する高次都市機能や、各都市、地域に立地する多様な生活サービス機能を、圏域を超えて多くの人々が等しく享受できるよう、県外、圏域間、都市間、地域間の拠点を結ぶ交通ネットワークの形成を図ります。

b 広域的な交流・連携の促進、産業競争力強化に資する広域交通ネットワークの形成

圏域を越え、広域的な交流・連携を促進し、自動車産業や観光産業等の産業競争力を強化するため、県境を越える井桁状高速道路ネットワークを活用した広域道路ネットワークを形成するとともに、グローバルゲートウェイである広島空港や広島港と圏域内の各地域を結ぶ交通体系の連携強化を推進します。加えて、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路の機能強化を図ります。

c 災害に強い交通ネットワークの構築

災害時においても、交通遮断による地域の孤立を防ぎ、日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、緊急輸送道路ネットワーク上の防災対策（橋梁耐震補強、法面対策）や幹線道路の多車線化、多重型道路ネットワークの構築などを図るとともに、道路、鉄道、航路等の複数の移動手段を活用した交通ネットワークの代替機能の向上を推進します。

d 利便性の高い公共交通サービスの形成

行政と交通関連事業者との連携強化を図り、多様な移動手段をつなぐ施設である交通結節点の整備を進めるとともに、交通結節点までの移動について、公共交通への自動運転導入の検討やMaaS等の新たなモビリティサービスの導入を進め、利便性の高い公共交通サービスの形成を促進します。

e 環境負荷の少ない交通体系への転換

安全で快適な歩行空間や自転車走行空間の整備を進めるとともに、シェアサイクルの導入や、パーク・アンド・ライド等の交通需要マネジメントの運用を進め、自動車中心の交通から公共交通や自転車、徒歩を中心とした環境負荷の少ない交通体系への転換を促進します。

f 交通施設の適切な維持管理の実施

デジタル技術を活用した効率的かつ効果的な維持管理を行うことにより、道路をはじめとする交通施設の計画的な維持更新や長寿命化を実現するとともに、新たな施設の整備については、施設の長寿命化や維持管理が容易な構造を選定するなど、良質な社会資本ストックの確保に努めます。

② 道路の整備方針及び整備目標

a 整備方針

広島県の中枢圏域として、広島県全体の発展を牽引していくとともに、中四国地方の発展を牽引するため、県境を越える井桁状高速道路ネットワークを最大限に活用し、これを補完する直轄国道や地域高規格道路などの整備により、広域道路ネットワークの形成を推進します。

特に、広島高速5号線、(国)2号東広島・安芸バイパスの整備促進により、広島空港へのアクセス強化を図るとともに、(臨)廿日市草津線をはじめとした広島湾臨海部を東西に貫く道路ネットワークの整備促進を図ることで、広島港へのアクセス強化を図ります。

また、広島市を中心に集積する高次都市機能や、周辺の各都市に立地する多様な生活サービス機能を多くの人々が享受できるよう、各拠点間の適切な都市機能の分担と相互補完や交流・連携を促す道路ネットワークの整備を推進するとともに、指定都市高速道路などの整備による市街地内の道路交通ネットワークの強化を図ります。

平成30年7月豪雨では、県内各地で道路網が寸断し、県民の生活や経済活動に多大な被害をもたらしました。このように、近年各地で頻発・激甚化する自然災害の発生に備え、災害時の交通遮断による地域の孤立を防ぎ、円滑な緊急輸送や復旧支援のため、広島呉道路の4車線化や、(主)呉平谷線等の整備を進め、緊急輸送道路の機能強化、多重型道路ネットワークの構築を図ります。

また、高度経済成長期に整備した多くの道路ストックが、今後急速に老朽化し、集中的に更新時期を迎えることから、適切な機能・サービス水準の確保が必要となっています。そのため、道路施設の定期点検から診断に基づく措置及び記録までのメンテナンスサイクルを適切に回し、戦略的な維持管理・更新を行います。

加えて、身近な交通手段である自転車の活用による環境負荷の低減や、サイクルツーリズムの推進による豊かで活力ある地域づくりのため、道路空間を有効活用した自転車利用環境の創出を図ります。

b 整備目標

広島圏域において、整備方針に基づき、概ね10年以内に整備（継続を含む）を行う主要な施設を次のとおり設定します。

| 種別 | 番号 | 路線名 | 区間 | 場所 |
|--------------|----|-------------------------|-----------------|----------|
| 高規格幹線道路等 | 1 | 山陽自動車道 (仮称)八本松スマートＩＣ | 八本松町正力 | 東広島市 |
| | 2 | 広島呉道路（4車線化） | 呉市二河町外 | 呉市 |
| | 3 | 東広島・呉自動車道 | 阿賀ＩＣ | 呉市 |
| | 4 | 広島高速5号線 ((一)温品二葉の里線) | 温品町～二葉の里 | 広島市 |
| | 5 | (国)2号 | 岩国大竹道路 | 大竹市 |
| | 6 | (国)2号 | 広島南道路 | 広島市、海田町 |
| | 7 | (国)2号 | 安芸バイパス | 広島市、東広島市 |
| | 8 | (国)2号 | 東広島バイパス | 広島市、海田町 |
| | 9 | (国)2号 | 西広島バイパス | 広島市 |
| | 10 | (主)吉田豊栄線 | 向原吉田道路 | 安芸高田市 |
| 一般国道 ・県道等 | 11 | (国)2号 | 西条バイパス(道照交差点) | 東広島市 |
| | 12 | (国)54号 | 可部バイパス | 広島市 |
| | 13 | (国)185号 | 安芸津バイパス | 東広島市 |
| | 14 | (国)186号 | 御園バイパス | 大竹市 |
| | 15 | (国)191号 | 松原 | 安芸太田町 |
| | 16 | (国)375号 | 御園宇バイパス | 東広島市 |
| | 17 | (国)375号 | 御園宇 | 東広島市 |
| | 18 | (国)432号 | 竹原バイパス | 竹原市 |
| | 19 | (国)432号 | 新開拡幅 | 竹原市 |
| | 20 | (国)433号 | 豊平バイパス | 北広島町 |
| | 21 | (国)487号 | 中郷 | 江田島市 |
| | 22 | (国)488号 | 東山バイパス | 廿日市市 |
| | 23 | (主)呉平谷線 | 上二河～此原 | 呉市 |
| | 24 | (主)矢野安浦線 | 熊野バイパス | 熊野町 |
| | 25 | (一)府中祇園線 | 中山南～中山西 | 広島市 |
| | 26 | (一)矢野海田線 | 曙町～寺迫 | 海田町 |
| | 27 | (一)坂小屋浦線 | 平成ヶ浜～森浜 | 坂町 |
| | 28 | (都)焼山押込線 | 焼山北3丁目 | 呉市 |
| | 29 | (都)上寺家下見線 | 西条町西条東 | 東広島市 |
| | 30 | (都)吉行飯田線4工区 | 西条町寺家 | 東広島市 |
| | 31 | (都)佐方線 | 桜尾～城内 | 廿日市市 |
| | 32 | (都)青崎池尻線 | 桃山2丁目 | 府中町 |
| | 33 | (都)青崎畠線 | 府中町青崎東～海田町上市 | 府中町、海田町 |
| | 34 | (都)坂中央線 | 坂西 | 坂町 |
| | 35 | (臨)廿日市草津線 | 広島市佐伯区～廿日市市木材港北 | 広島市、廿日市市 |

※(国)：一般国道、(主)：主要地方道、(一)：一般県道、(都)：都市計画道路、(臨)：臨港道路

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については道路施設の整備計画をご確認ください。

③ 鉄道の整備方針及び整備目標

a 整備方針

人口減少・高齢社会が到来する中、移動手段の選択が限られた高齢者や子どもをはじめとした誰もが移動しやすい環境を構築することが重要になります。

このため、駅周辺の一体的なまちづくりや公共交通の利便性の向上を図ることを目的に、JR駅等の交通結節点において、駅前広場や自由通路整備等による機能の充実・強化を推進し、周辺道路も含めた施設のバリアフリー化を促進します。

中四国最大のターミナルであるJR広島駅では、路面電車乗降場の再整備に取り組み、広島市の都心部（紙屋町・八丁堀）へのアクセスの定時性や速達性の確保による利便性の向上を図ることとしています。

また、JR山陽本線及びJR呉線を立体化する広島市東部地区連続立体交差事業や、都市高速鉄道（アストラムライン）の延伸事業（（仮称）新交通西風新都線）を推進し、都市交通の円滑化と利便性向上を図ります。



図 広島駅南口広場再整備等事業
イメージパース



図 広島市東部地区連続立体交差事業
イメージパース

※出典：広島市公表資料

※パースはイメージであり、今後の設計及び関係機関との協議により変更する場合があります。

b 整備目標

広島圏域において、整備方針に基づき、概ね 10 年以内に整備（継続を含む）を行う主要な施設を次のとおり設定します。

| 種別 | 番号 | 路線・施設名 | 整備の概要 |
|-------|----|--------------------------------|----------------------------------|
| 鉄道・軌道 | ① | J R 山陽本線、 J R 吳線 | 広島市東部地区連続立体交差事業 |
| | ② | (仮称) 新交通西風新都線 (アストラムライン) | 区間延伸 (広域公園前駅～ J R 西広島駅) |
| | ③ | 広島駅軌道、(都) 駅前大橋線 (路面電車) | 路面電車の駅前大橋ルート整備 |
| 交通結節点 | ④ | 広島駅南口交通広場、(都) 駅前吉島線 | J R 広島駅南口広場整備 |
| | ⑤ | (都) 己斐中央線 (北口駅前広場) | J R 西広島駅北口駅前広場整備 |
| | ⑥ | (都) 西広島駅己斐本町線 (自由通路) | J R 西広島駅南北自由通路整備 |
| | ⑦ | (都) 比治山庚午線 (南口駅前広場) | J R 西広島駅南口駅前広場整備 |
| | ⑧ | (都) 向洋駅南口線 (駅前広場) | 向洋駅周辺土地区画整理事業 J R 向洋駅南口駅前広場整備 |
| | ⑨ | (都) 向洋駅北口線 (駅前広場) | 向洋駅周辺土地区画整理事業 J R 向洋駅北口駅前広場整備 |
| | ⑩ | (都) 本通吉浦線 ((国) 31 号) (駅前広場) | J R 吳駅駅前広場整備 |
| | ⑪ | (都) 新町西栄線 (自由通路) | J R 大竹駅東西自由通路整備 |
| | ⑫ | (都) 駅前油見線 (駅前広場) | J R 大竹駅西口広場整備 |
| | ⑬ | (都) 駅小島新開線 (交通広場) | J R 大竹駅東口広場整備 |
| | ⑭ | (都) 中島杵原線 (駅前広場) | J R 西高屋駅北口広場整備 |
| | ⑮ | (都) 中島線 (駅前広場) | J R 西高屋駅南口広場整備 |
| | ⑯ | (都) 西高屋駅南北線 (自由通路) | J R 西高屋駅南北自由通路整備 |
| | ⑰ | J R 下祇園駅自由通路 | J R 下祇園駅東西自由通路整備 |
| | ⑱ | 広電宮島口駅 | 広電宮島口駅移設 |

※ (都) : 都市計画道路

④ 港湾の整備方針及び整備目標

a 整備方針

広島圏域には、臨海部を中心に輸送用機械器具製造業や鉄鋼業等の圏域の経済活動を牽引する基幹産業が立地しており、港湾は、原材料の輸入や製造品の輸出等の圏域の産業を支える物流拠点としての重要な役割を担っています。また、近年は、アジアを中心としたクルーズ需要が増大しており、国際的な交流拠点としての役割も重要性を増しています。

このため、中四国地方の国際物流拠点である広島港では、地域産業の持続的発展やアジア諸国等との交易拡大を支援するため、施設の機能改善や利用転換の推進により、物流基盤の強化及び産業基盤の形成などを図るとともに、高速道路へのアクセス改善等による交通ネットワークとの連携強化により、輸送の効率化及び利用促進を図ります。加えて、世界的なクルーズ需要の高まりに伴う寄港数の増加を受け、受け入れ態勢の充実、旅客ターミナル機能の整備等、交流機能の強化を図ります。

地域産業・経済活動の基盤となっている重要港湾呉港では、瀬戸内海主要航路や高速交通ネットワークとの接続性などの優位性を活かした内貿物流機能強化を図るとともに、陸・海の交通結節点が近接している立地性を活かしたにぎわい創出など、生活機能の充実を図ります。

なお、港の「防災・減災対策の推進」に向けて、大規模地震対策施設を適切な位置に配置するなどし、大規模災害時の港湾機能の事業継続性の強化を図ります。

b 整備目標

広島圏域において、整備方針に基づき、概ね10年以内に整備（継続を含む）を行う主要な施設を次のとおり設定します。

| 番号 | 港 湾 名 | 地区名 | 整 備 の 概 要 |
|-----|-------|------|--------------|
| (1) | 広島港 | 宇品地区 | ふ頭再編、旅客船ふ頭整備 |
| (2) | | 出島地区 | 公共ふ頭整備 |
| (3) | | 江波地区 | 公共ふ頭整備 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については港湾施設の整備計画をご確認ください。

⑤ 空港の整備方針

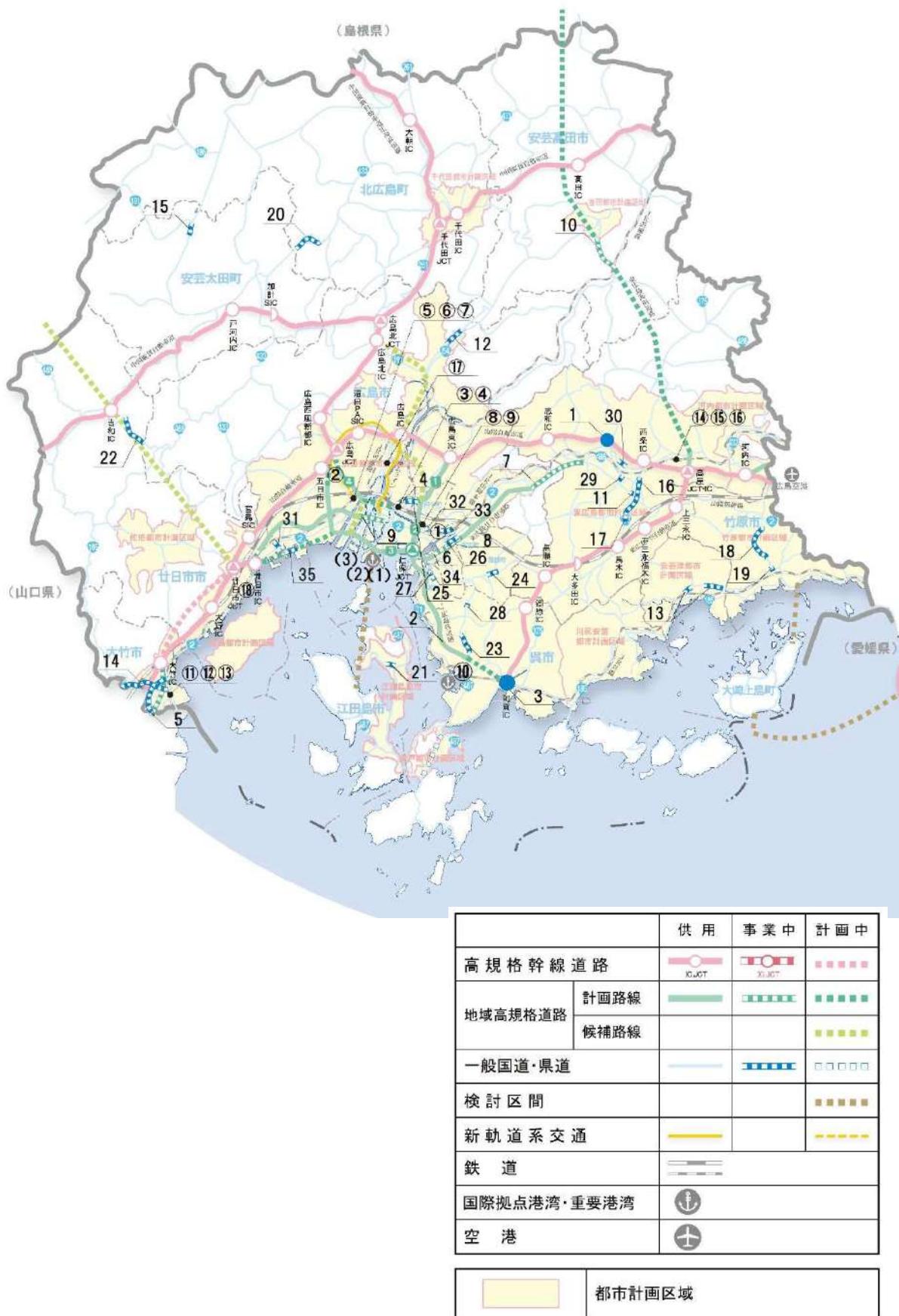
広島空港は、多様な航空ネットワークと利便性の高い施設・アクセス等を兼ね備えた中四国地方の拠点空港として、内外のビジネス・観光等の交流を拡大する連携基盤の役割を果たし、地域の持続的発展に貢献する重要な施設です。

令和3年度からは、空港経営改革を導入し、民間事業者による空港運営が開始され、さらなる活性化が図られます。

このため、グローバルゲートウェイとして利便性が高く、利用者に選ばれる空港を目指し、東南アジアを中心とした新規路線誘致による航空ネットワークの拡充や、空港施設機能の充実を図るとともに、空港アクセスの強化に取り組みます。

また、広島市のデルタ地帯に位置する広島ヘリポートについては、「救急医療、防災・防犯拠点」としての公共的な機能や、報道や調査等の産業活動を支える機能の維持・充実を図ります。

■広島圏域 交通施設の整備方針図



(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

安全・安心に暮らせる都市の実現に向け、次の定める整備方針に基づき、都市活動及び都市生活における安全性の向上と快適な都市環境の形成を図るために必要となる下水道及び河川施設の整備を推進します。

① 下水道の整備方針及び整備目標

a 整備方針

下水道は、清潔で快適な生活環境を作り、河川や海などの自然環境を保全する重要な役割を持つ都市施設です。

下水道（汚水）は、下水道の効率的かつ計画的な整備を進めるための指針である「広島県汚水適正処理構想」に基づき、太田川流域下水道、及び公共下水道の整備促進を図ります。整備にあたっては、土地利用計画を反映した人口設定のもと、集合処理と個別処理の経済比較を行った上で、立地適正化計画（居住誘導区域）や財政状況などに配慮し、地域の実情にあった処理区域に見直し、集合処理と個別処理の適切な分担の下で、汚水処理を推進していきます。

また、県内の下水道事業は、経営環境が厳しさを増す中、より効率的な事業運営が求められていることから、市町の枠を超えた広域化・共同化の取組を推進していきます。

下水道（雨水）は、降雨の規模、土地の浸水のしやすさ、脆弱性などを総合的に考慮し、浸水リスクを適切に評価した上で河川改修との整合を図りつつ、適正な施設整備を図ります。

県内の下水道施設は、今後、改築更新需要が増大することが予測されていることから、ストックマネジメントの導入を図り、長期的・計画的な維持管理を推進するとともに、処理施設の更新に合わせ、人口減少を踏まえた適切な施設規模の見直しを行います。

また、地球温暖化の顕在化により環境に対する住民の意識が高まる中、循環型社会や低炭素社会の構築に向け、未利用エネルギーの有効活用が求められています。西部水資源再生センターにおける下水汚泥の燃料化や、太田川流域下水道東部浄化センターでの処理水の再利用に取り組み、汚水処理施設の有する資源の有効利用を図ります。

b 整備目標

広島圏域において、整備方針に基づき、概ね 10 年以内に整備（継続を含む）を行う主要な施設を次のとおり設定します。

| 下水道名 | 場所 |
|-----------|--------------------|
| 太田川流域下水道 | 広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町 |
| 広島公共下水道 | 広島市 |
| 呉公共下水道 | 呉市 |
| 川尻安浦公共下水道 | 呉市川尻町・安浦町 |
| 竹原公共下水道 | 竹原市 |
| 大竹公共下水道 | 大竹市 |
| 東広島公共下水道 | 東広島市 |
| 河内公共下水道 | 東広島市河内町 |
| 安芸津公共下水道 | 東広島市安芸津町 |
| 廿日市公共下水道 | 廿日市市 |
| 大野公共下水道 | 廿日市市大野町 |
| 宮島公共下水道 | 廿日市市宮島町 |
| 江田島公共下水道 | 江田島市 |
| 府中公共下水道 | 府中町 |
| 海田公共下水道 | 海田町 |
| 熊野公共下水道 | 熊野町 |
| 坂公共下水道 | 坂町 |
| 千代田公共下水道 | 北広島町 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については下水道施設の整備計画をご確認ください。

② 河川の整備方針及び整備目標

a 整備方針

近年、気候変動により豪雨が頻発化・激甚化しており、平成30年7月豪雨では、広島圏域に位置する三篠川で甚大な施設被害が発生したほか、県内各地で河川の氾濫による洪水被害が発生しました。

このような頻発化・激甚化する豪雨に対するリスクを低減し、安全で快適な都市環境を確保するため、一級河川太田川水系、小瀬川水系、江の川水系や、二級河川沼田川水系等の各河川において、優先度の高い箇所から河川改修を進めるとともに、南海トラフ地震の発生等に備え、津波や液状化対策として堤防の嵩上げや耐震補強を計画的に行います。

加えて、施設能力を上回る洪水が発生した場合でも、人的被害を回避し壊滅的な社会経済被害を軽減するため、ハード・ソフト一体となった取組を推進します。

また、既存の河川管理施設については、適切な維持管理により洪水等に対する安全性を確保しつつ、増加するメンテナンスコストの縮減・平準化を図るため、デジタル技術活用などによりメンテナンスの高度化を推進し、効率的・効果的な維持管理に努めます。

一方で、河川は都市部の貴重なオープンスペースであることから、広島市では「水の都ひろしま」構想に沿って、「美しい川づくり」などに取り組んでいます。水辺の整備などについては、生物の生息環境や景観に配慮しながら、都市住民の憩いの場やレクリエーションなどのぎわいの場の創出を図っていきます。

b 整備目標

広島圏域において、整備方針に基づき、概ね10年以内に整備（継続を含む）を行う主要な施設を次のとおり設定します。

| 水系 | 番号 | 河川名 | 場所 |
|-------|----|--------|-------------|
| 太田川水系 | 1 | 京橋・猿猴川 | 広島市中区・南区 |
| | 2 | 府中大川 | 広島市東区 |
| | 3 | 小河原川 | 広島市東区 |
| | 4 | 安川 | 広島市安佐南区 |
| | 5 | 鈴張川 | 広島市安佐北区 |
| | 6 | 湯坂川 | 広島市安佐北区 |
| | 7 | 三篠川 | 広島市安佐北区 |
| | 8 | 関川 | 東広島市志和町 |
| | 9 | 見坂川 | 安芸高田市向原町 |
| | 10 | 榎川 | 府中町 |
| 江の川水系 | 11 | 大土川 | 安芸高田市甲田町 |
| | 12 | 江の川 | 北広島町千代田～大朝町 |
| | 13 | 志路原川 | 北広島町千代田 |

| 水系 | 番号 | 河川名 | 場所 |
|-------|----|------|-------------|
| 沼田川水系 | 14 | 杵原川 | 東広島市高屋町 |
| | 15 | 入野川 | 東広島市河内町、高屋町 |
| 単独河川 | 16 | 尾崎川 | 広島市安芸区・海田町 |
| 堺川水系 | 17 | 内神川 | 吳市中央 |
| 賀茂川水系 | 18 | 賀茂川 | 竹原市竹原町～東野町 |
| 単独河川 | 19 | 永慶寺川 | 廿日市市大野中央 |

*その他の整備箇所及び新規整備箇所については河川施設の整備計画をご確認ください。

■広島圏域 下水道及び河川の整備方針図



(3) 防砂の施設（砂防設備等）の都市計画の決定の方針

安全・安心に暮らせる都市の実現に向け、次の定める整備方針に基づき、県土の強靭化を図るために必要となる土砂災害対策を推進します。

a 整備方針

本県は、土砂災害のおそれのある箇所を示す土砂災害警戒区域数は全国で最も多く、平成30年7月豪雨では、土砂災害により多くの生命や財産が奪われました。

このような自然災害から住民の生命を守るため、被災地の砂防堰堤等の整備を最優先に取り組むとともに、代替施設のない大規模避難所や住宅密集地等を保全する箇所を優先的に整備することにより、効率的で効果的なハード対策を推進します。

また、土砂災害警戒区域の認知度向上や適切な避難行動につながる防災知識の普及啓発などソフト対策の充実・強化を図り、ハード・ソフトが一体となった土砂災害対策に取り組みます。

b 整備目標

広島圏域において、整備方針に基づき、概ね10年以内に整備（継続を含む）を行う主要な施設を次のとおり設定します。

| 種別 | 番号 | 事業名 | 場所 |
|------------------|----|----------|-------------|
| 急傾斜地崩壊防止施設 | 1 | 己斐上2丁目72 | 広島市西区己斐上 |
| | 2 | 安東一丁目21 | 広島市安佐南区安東 |
| 砂防設備 (通常砂防事業) | 1 | 横見川右支 | 広島市東区温品 |
| | 2 | 飯の山川 | 広島市安佐南区沼田中央 |
| | 3 | 中野東北川 | 広島市安芸区中野東 |
| | 4 | 荒谷川 | 広島市佐伯区五日市町 |
| | 5 | 千同川 | 広島市佐伯区坪井町 |
| | 6 | 五郎谷川 | 広島市佐伯区湯来町 |
| | 7 | 光明寺川 | 呉市川尻町 |
| | 8 | 小原川 | 呉市宮原 |
| | 9 | 檜垣川 | 呉市清水 |
| | 10 | 田ノ浦下南谷 | 竹原市田ノ浦 |
| | 11 | 郷谷川 | 大竹市油見 |
| | 12 | 滝の川 | 東広島市河内町 |
| | 13 | 樅谷川支川 | 廿日市市宮島町 |
| | 14 | ハタガミ川 | 江田島市江田島町 |
| | 15 | 雲母川 | 熊野町宮前 |

| 種別 | 番号 | 事業名 | 場所 |
|---------------------------------|----|---------|--------------|
| 砂防設備 (災害関連緊急事業・激甚災害対策特別緊急事業) | 1 | 落久保川右支7 | 広島市東区山根町 |
| | 2 | 寺山川 | 広島市東区福田町 |
| | 3 | 東福田4支 | 広島市東区福田町 |
| | 4 | 東福田6支隣 | 広島市東区福田 |
| | 5 | 寺条川右支7隣 | 広島市東区福田 |
| | 6 | 矢賀2支 | 広島市東区矢賀 |
| | 7 | 大河川支川1隣 | 広島市南区日宇那町 |
| | 8 | 堀田奥川 | 広島市安佐北区狩留家町 |
| | 9 | 樺木茶屋南川 | 広島市安芸区矢野町 |
| | 10 | 畠賀川支川7 | 広島市安芸区畠賀町 |
| | 11 | 熊崎川 | 広島市安芸区矢野東 |
| | 12 | 南幸川 | 広島市安芸区南幸町 |
| | 13 | 山王北川 | 広島市安芸区中野東 |
| | 14 | 瀬野川支川17 | 広島市安芸区中野 |
| | 15 | 青防川 | 広島市安芸区中野東 |
| | 16 | 花上上川 | 広島市安芸区矢野町 |
| | 17 | ひよき川 | 広島市安芸区瀬野南 |
| | 18 | 水谷川 | 広島市安芸区畠賀町 |
| | 19 | 畠賀川支川15 | 広島市安芸区畠賀町 |
| | 20 | 熊崎川南 | 広島市安芸区矢野東6丁目 |
| | 21 | 安芸矢野下川 | 広島市安芸区矢野南4丁目 |
| | 22 | 小坪西川 | 呉市広小坪 |
| | 23 | 石ヶ鼻川 | 呉市安浦町原畠 |
| | 24 | 大坪川 | 呉市広町 |
| | 25 | 芦冠川 | 呉市広三芦 |
| | 26 | 伝十原川 | 呉市天応伝十原町 |
| | 27 | 菅原川支川 | 呉市音戸町北隠戸 |
| | 28 | 梅木川隣 | 呉市長谷町 |
| | 29 | 梅木川支川 | 呉市大山町 |
| | 30 | 中ヶ原川 | 呉市安浦町下垣内 |
| | 31 | 宇根川・笠岩川 | 呉市吉浦新出町 |
| | 32 | 水尻川 | 呉市安浦町三津口 |
| | 33 | 鯉ノ浦川隣 | 呉市音戸町早瀬 |
| | 34 | 鯉ノ浦川隣2 | 呉市音戸町早瀬 |
| | 35 | 東両谷川 | 呉市広両谷 |
| | 36 | 梅ノ木 | 呉市焼山東 |
| | 37 | 岡棟川 | 呉市音戸町先奥 |

| 種別 | 番号 | 事業名 | 場所 |
|---------------------------------|----|----------|-------------|
| 砂防設備 (災害関連緊急事業・激甚災害対策特別緊急事業) | 38 | 宮川第2支川 | 吳市吉浦上城町 |
| | 39 | 宇根川・笠岩川2 | 吳市吉浦新出町 |
| | 40 | ボタ谷川 | 吳市宮原 |
| | 41 | 泉谷川 | 吳市安浦町中畑 |
| | 42 | 仮屋谷川 | 竹原市港町 |
| | 43 | 賀茂川支川5 | 竹原市仁賀町 |
| | 44 | 賀茂川支川7 | 竹原市西野町 |
| | 45 | 賀茂川支川8 | 竹原市西野町 |
| | 46 | 賀茂川支川9 | 竹原市西野町 |
| | 47 | 賀茂川支川33 | 竹原市仁賀町 |
| | 48 | 賀茂川支川41 | 竹原市西野町 |
| | 49 | 中条川 | 竹原市東野町 |
| | 50 | 田万里川支川 | 竹原市田万里町 |
| | 51 | 小梨川支川 | 竹原市小梨町 |
| | 52 | 杉坂下川隣 | 東広島市志和町志和堀 |
| | 53 | 奥屋川右1 | 東広島市志和町奥屋 |
| | 54 | 蚊無中西谷 | 東広島市安芸津町三津 |
| | 55 | 奥条川 | 東広島市河内町中河内 |
| | 56 | 貞岡川 | 東広島市志和町別府 |
| | 57 | 大宮川 | 東広島市西条町下三永 |
| | 58 | 小野川左3 | 東広島市志和町別府 |
| | 59 | 小谷川 | 東広島市黒瀬町市飯田 |
| | 60 | 本頭川隣 | 東広島市西条町下三永 |
| | 61 | 貞岡川2 | 東広島市志和町別府 |
| | 62 | 南城川 | 東広島市八本松町正力 |
| | 63 | 上飯田川 | 東広島市八本松町飯田 |
| | 64 | 蚊無中東谷 | 東広島市安芸津町三津 |
| | 65 | 正力川 | 東広島市八本松町正力 |
| | 66 | 長谷川支川 | 江田島市江田島町切串 |
| | 67 | 秋月川 | 江田島市江田島町秋月 |
| | 68 | 渡川隣2 | 江田島市江田島町宮ノ原 |
| | 69 | アカエ子川 | 江田島市江田島町小用 |
| | 70 | 榎川支川5 | 府中町みくまり |
| | 71 | 榎川支川19隣 | 府中町瀬戸ハイム |
| | 72 | 八幡川支川18 | 府中町八幡 |
| | 73 | 榎川支川11 | 府中町山田 |
| | 74 | 榎川支川12 | 府中町山田 |

| 種別 | 番号 | 事業名 | 場所 |
|--------------------------------------|-----|------------|--------|
| (砂防設備 (災害関連緊急事業・激甚災害対策 特別緊急事業) | 75 | 八幡川支川 16 | 府中町八幡 |
| | 76 | 楠木谷川 | 海田町畠 |
| | 77 | 明飛川 | 海田町三迫 |
| | 78 | 西ノ谷川 | 海田町三迫 |
| | 79 | 西ノ谷川支川 | 海田町三迫 |
| | 80 | 三谷川 | 熊野町初神 |
| | 81 | 二河川支川 21 | 熊野町川角 |
| | 82 | 二河川支川 21 隣 | 熊野町川角 |
| | 83 | 熊野川支川 1 | 熊野町城之堀 |
| | 84 | 西ヶ岳川 | 熊野町出来庭 |
| | 85 | 熊野川支川 2 | 熊野町城之堀 |
| | 86 | 熊野川支川 36 隣 | 熊野町萩原 |
| | 87 | 椎川支川 | 熊野町城之堀 |
| | 88 | 滝ヶ谷川 | 熊野町城之堀 |
| | 89 | 堀之谷川 | 熊野町城之堀 |
| | 90 | 住田谷川隣 | 熊野町萩原 |
| | 91 | 苗渕川 | 熊野町萩原 |
| | 92 | 天地川 | 坂町小屋浦 |
| | 93 | 天地川支川 1 | 坂町小屋浦 |
| | 94 | 天地川支川 2 | 坂町小屋浦 |
| | 95 | 天地川支川 3 | 坂町小屋浦 |
| | 96 | 天地川支川 6 | 坂町小屋浦 |
| | 97 | 天地川支川 8 | 坂町小屋浦 |
| | 98 | 水落川 | 坂町水尻 |
| | 99 | 水落川隣 | 坂町水尻 |
| | 100 | 水尻川支川 3 | 坂町水尻 |
| | 101 | 水尻川支川 4 | 坂町水尻 |
| | 102 | 亀石川 2 | 坂町亀石山 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

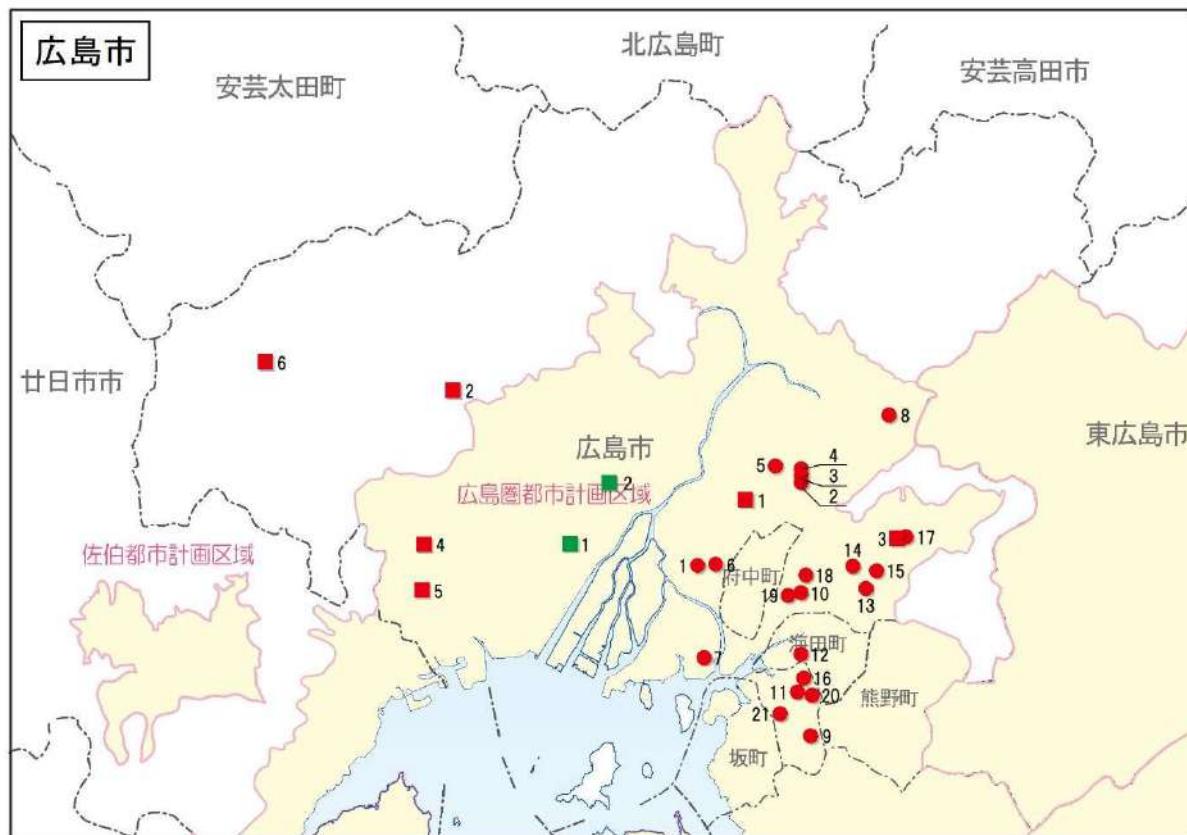
■広島圏域 防砂の施設（砂防設備等）の整備方針図（広島市を除く）



凡例

| | |
|-------------------------------------|--|
| 都市計画区域 | |
| 急傾斜地崩壊防止施設 | |
| 砂防設備(通常砂防事業) | |
| 砂防設備 (災害関連緊急事業・ 激甚災害対策特別緊急事業) | |

■広島圏域 防砂の施設（砂防設備等）の整備方針図（広島市拡大図）



凡例

| | |
|-------------------------------------|--|
| 都市計画区域 | |
| 急傾斜地崩壊防止施設 | |
| 砂防設備(通常砂防事業) | |
| 砂防設備 (災害関連緊急事業・ 激甚災害対策特別緊急事業) | |

(4) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

日常生活サービス機能が維持された都市環境の形成に向け、次の定める整備方針に基づき、都市生活に必要不可欠な供給処理施設等の都市施設の整備を推進します。

a 整備方針

ごみ焼却場などの供給処理施設や市場等は、衛生的な都市生活を支える不可欠な都市施設です。そのため、地域住民や関係者間の合意形成のもと、社会的費用の負担や環境負荷の低減に配慮し、周辺土地利用や交通施設などの都市計画との整合を図りながら適切な配置を定め、整備を図ります。

b 整備目標

広島圏域において、整備方針に基づき、概ね10年以内に整備（継続を含む）を行う主要な施設を次のとおり設定します。

| 種別 | 番号 | 事業名 | 場所 |
|--------|----|-------------------|-------|
| 供給処理施設 | 1 | 広島中央エコパーク | 東広島市 |
| | 2 | 新ごみ処理施設整備事業（中継施設） | 大崎上島町 |
| 市場 | 3 | 新中央市場 | 広島市 |

■広島圏域 その他の都市施設の整備方針図



第3節 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

広島圏域においては、広島市、東広島市で人口増加傾向が続くものの、将来的には圏域全体で人口減少が想定されており、一部の市町では既にDID人口密度が低下するなど、市街地の低密度化が進行しています。市街地の低密度化が進行し、生活サービスの提供に必要な人口規模の維持が困難となれば、サービスの縮小・撤退によって生活利便性や活力の低下等をもたらすそれがあるため、一定の人口密度を維持し持続可能な都市としていく必要があります。

人口増加が予測される東広島市においても商業施設の郊外への立地が見受けられるほか、広島市でも中心市街地において空き地やコインパーキング等の低未利用地が無秩序に発生するなど、都市機能の郊外への拡散や市街地のスポンジ化の進行によって、中心市街地の活力の低下が懸念されています。

広島圏域を「活力」「魅力」に満ちあふれた都市とするため、市街地開発事業を次のような地区において検討します。ただし、人口減少社会を踏まえ、新市街地の整備に係る土地区画整理事業については慎重に検討を行います。

【土地区画整理事業】

- 点在する空き地や低未利用地を集約して、まとまった規模の敷地を創出するなど、都市機能の充実を図る地区
- 既成市街地で、土地の高度利用、老朽建築物の更新、中心市街地活性化、密集市街地の改善などの課題に取り組む地区
- 敷地の再編・拡張や道路などの都市基盤の再編・充実に取り組む地区
- 工場移転などに伴い大規模な跡地の発生が見込まれる地区
- 企業誘致や観光振興など、地域の新たな都市機能の拠点形成を目的とした地区

【市街地再開発事業】

- 市街地内の都市機能の低下がみられる地区において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る地区

市街地開発事業の実施にあたっては、NPO法人や住民、行政などの協働によるまちづくりを進めるほか、事業展開に応じて、適切な宅地の利用により目指すべき市街地の形成や良好な都市環境の保全が図られるよう、地区計画等の活用も併せて検討します。

また、空き家等の既存ストックや低未利用地等の有効活用、空間再編や敷地整序等のニーズに対応した小規模で柔軟な区画整理など、多様な手法を地域特性に応じて適切に選択、活用して、既成市街地の合理的かつ健全な土地利用と都市施設及び都市機能の充実・更新を図っていきます。

なお、市街地開発事業が長期化もしくは未着手になっている案件については、「長期未着手市街地開発事業（土地区画整理事業）の見直し基本方針」に基づき、代替手法等の可能性も含めて見直しを行います。

(2) 主要な市街地開発事業の決定の方針

① 中枢拠点における主要な市街地開発事業の決定の方針

広島市の中心部において、戦後復興期や高度経済成長期に建設された建築物の多くが老朽化

し、更新時期を迎えることを契機として、市街地開発事業等により、中枢拠点にふさわしい高次都市機能の集積と、圏域の社会経済活動を牽引し、活力を生み出す市街地形成を促進します。

都市再生緊急整備地域に指定されている広島都心地域においては、都市再生特別地区や高度利用型地区計画などを活用し、建築制限の緩和により、更新時期を迎える建築物の建替えの促進や、土地の高度利用を図ります。さらに、特定都市再生緊急整備地域に指定されている区域においては、国際競争力の強化に資する市街地開発事業を促進します。

一方で、敷地内に有効な空地を確保することによって、人々が気軽に集い交流できるオープンスペースの創出を促進するなど、民間活力を活用した都心空間のリニューアルを進めます。また、中心市街地への自動車流入を抑制し、公共交通への利用転換や歩行者優先の安全で快適に移動できる都市構造への転換を図るため、駐車場附置義務条例の見直しなどにより、まちなかを車中心から人中心の空間へと転換し、居心地が良く歩きたくなるまちなかを創出します。

西広島駅周辺及び向洋駅周辺地区においては、既成市街地の再編による健全な市街地環境の創出や交通結節機能の強化等に向けて、官民が連携して市街地開発事業等を推進します。

② 広域拠点及び地域拠点における主要な市街地開発事業の決定の方針

広域拠点では、官公庁施設・商業業務施設などの集積を活かしつつ、JR駅などの交通結節点周辺等において市街地開発事業により一層の拠点性の向上を図ります。

このため、八本松駅周辺地区（東広島市）において、土地区画整理事業により交通結節点の強化及び健全な市街地環境の形成を図ります。また、呉駅周辺地域については、駅、港を含む当該地域全体を呉市内及び広域都市間の総合交通拠点として機能整備を推進するとともに、賑わいとまちなか居住を誘導するコンパクトシティ形成の核として、主要な都市機能を備える「心地よく過ごせるまちなか」の形成を図ります。

地域拠点やその他の地域においては、既存ストックが集積する中心市街地や、中心市街地周辺で交通ネットワークの整備等により開発圧力が高まっている地区において、都市基盤整備や土地の高度利用等を目的とした市街地開発事業を推進します。

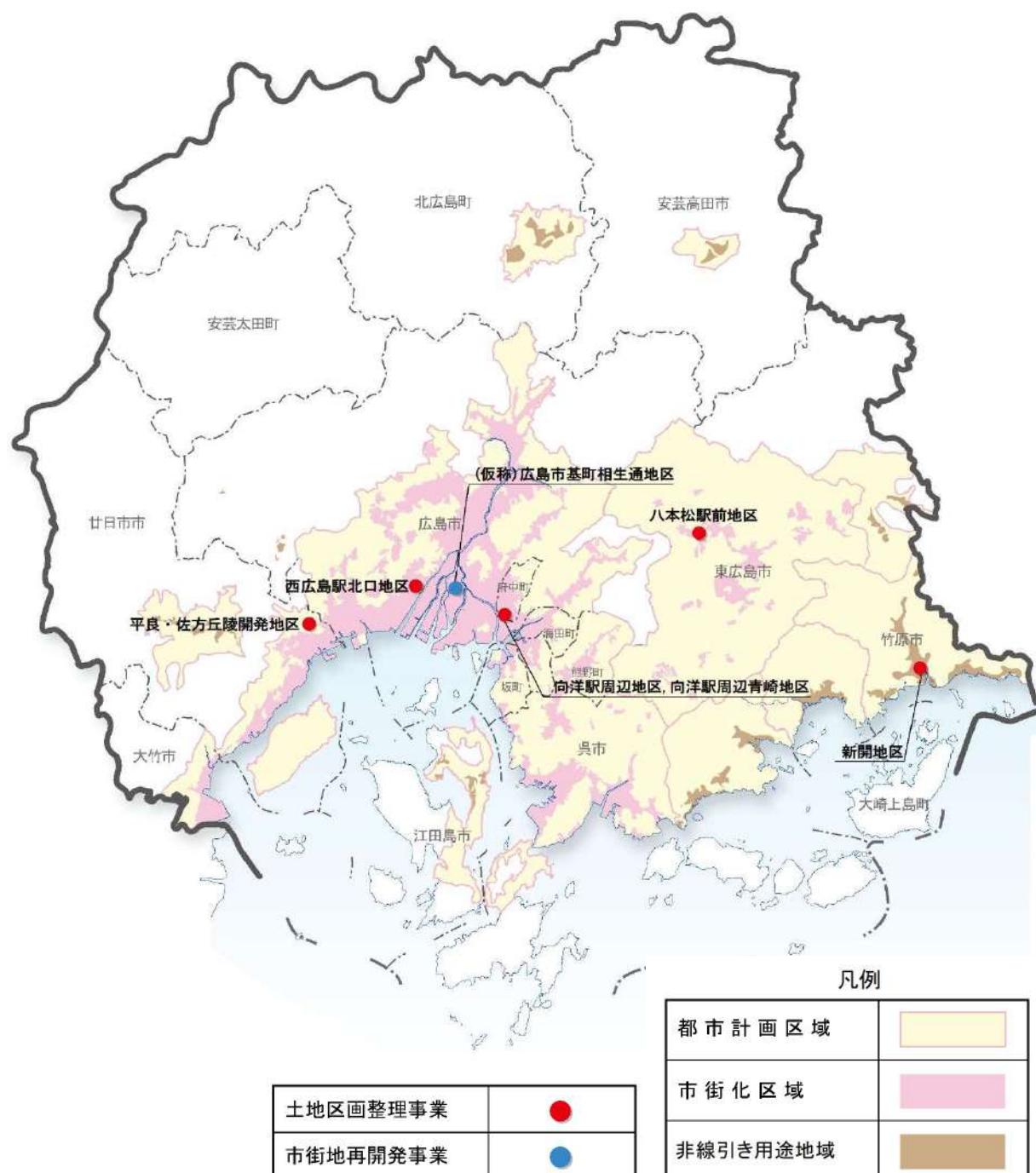
このため、竹原市の中心市街地に近く、ミニ開発等により市街化の進展が想定される新開地区（竹原市）において、土地区画整理事業により都市基盤整備を進め、健全な市街地環境の形成と土地利用の増進を図ります。また、平良・佐方丘陵開発地区（廿日市市）においては（一）廿日市環状線の整備と合わせ、平良地区では廿日市市の新たな魅力を創造する拠点づくりを目的とする観光・交流施設、工業施設用地等を確保する土地区画整理事業を実施し、JR廿日市駅に近接する立地条件に恵まれた丘陵地である佐方地区では、そのポテンシャルを活かした適切な事業を誘導することで、都市機能の充実を図ります。

（3）市街地整備の目標

広島圏域において、概ね10年以内に実施（着手、継続及び完了を含む。）する主要な市街地開発事業等を次のとおり設定します。

| 番号 | 事業名 | 場所 | |
|----|--------------------------------|------|-------------|
| 1 | (仮称)広島市基町相生通地区第一種市街地再開発事業 | 広島市 | 中区 |
| 2 | 向洋駅周辺青崎土地区画整理事業 | 広島市 | 南区 |
| | 向洋駅周辺土地区画整理事業 | 府中町 | J R 向洋駅周辺一帯 |
| 3 | 西広島駅北口土地区画整理事業 | 広島市 | 西区 |
| 4 | 新開土地区画整理事業 | 竹原市 | 竹原町、下野町 |
| 5 | 八本松駅前土地区画整理事業 | 東広島市 | 八本松町飯田、原 |
| 6 | 廿日市市新機能都市開発事業 (平良・佐方丘陵開発地区) | 廿日市市 | 上平良外 |

■広島圏域 市街地開発事業等の整備方針図



第4節 安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

平成26年8月豪雨や平成30年7月豪雨などの激甚化する自然災害の状況を踏まえ、防災施設整備や住民の避難体制の構築などハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進するとともに、災害リスクの高い区域からの災害リスクの低い土地への居住誘導を図ることで、安全・安心に暮らせる都市を実現していきます。

また、交通ネットワークの強靭化及び代替機能の向上を図るほか、密集市街地における都市防災の強化、地球環境への負荷を低減する都市の低炭素化、誰もが安全で快適に移動できる都市空間の形成などによって、安全・安心な暮らしの実現に向けた都市づくりを推進します。

市町で作成する立地適正化計画における居住誘導区域には、原則として土砂災害特別警戒区域などの災害リスクの高い区域を含まないものとします。また、立地適正化計画の記載事項として「防災指針」を追加し、居住誘導区域内などで行う防災対策・安全確保策を定めるものとします。

(2) 激甚化する自然災害や南海トラフ地震等の広域災害に対する方針

① 災害リスクの高い区域における都市的土地区画の制限

a 線引き都市計画区域

市街化区域内において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、地域の実情に応じて、住民の避難体制の構築、地区計画による住民と連携した土地利用の誘導、防災工事などハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策の実施を推進します。

市街化区域内の災害リスクの高い区域については、安全な暮らしを確保していくために、土砂災害特別警戒区域などの指定状況と農業などの土地利用状況を考慮し、立地適正化計画における位置付けや各種災害への対策状況などを踏まえつつ、市街化調整区域へ編入することを基本的な考え方とし、市町と連携の上、居住者等の合意形成を図りながら、段階的な市街化調整区域への編入を推進します。特に、市街化区域の低未利用地における土砂災害特別警戒区域については、災害リスクの将来的な変化を見据えつつ、速やかに市街化調整区域への編入を推進します。

市街化調整区域から新たに市街化区域へ編入を行う場合、土砂災害特別警戒区域などの災害リスクが高い区域については、市街化区域への編入は行わないこととします。

市街化調整区域において、地区計画を活用し開発行為を行う場合は、原則、地区計画を策定する区域に土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い区域を含めないこととし、さらに、開発行為により新たに災害リスクの高い区域が生じないよう、事前に調整を図ることとします。既に地区計画が策定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれている場合は、必要に応じ、地区計画の変更により、その区域を建築・開発行為を規制する区域として位置付けることとします。

b 非線引き都市計画区域

用途地域が定められていない区域のうち、現に宅地化していない区域に新たに用途地域を指定する場合は、原則として、その区域に土砂災害特別警戒区域などの災害リスクの高い区域を含まないこととします。既に用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域

が含まれている場合は、必要に応じ、用途地域の縮小を含めた区域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。

用途地域が定められていない区域のうち、現に宅地化していない区域に新たに地区計画を策定する場合は、原則として、その区域に災害リスクの高い区域を含まないこととします。既に地区計画が策定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれている場合は、必要に応じ、地区計画の変更により、その区域を建築・開発行為を規制する区域として位置付けることとします。

c 開発許可制度

開発許可制度の適切な運用により、原則として新たに開発行為を行う区域に災害リスクの高い区域を含まない計画や、開発行為により新たに災害リスクの高い区域が生じない計画とするなど、良好かつ安全な市街地の形成を推進します。

② 防災・減災のための施設整備

土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域においては、土砂災害を防止するための砂防堰堤等の施設整備を推進します。あわせて、土砂流出や洪水などの自然災害を防止する保水機能を有する森林や、雨水の流出抑制機能を有する緑地や農地などの適切な保全を行います。

洪水または内水による浸水リスクが高い区域においては、洪水・内水被害を防ぐため、河川改修や下水道整備などを推進します。一定規模以上の開発行為が行われる場合には雨水の急激な流出を抑制するため、必要に応じて調整池を設置することとします。

津波または高潮による浸水リスクが高い区域においては、高潮・津波被害を防ぐため、防潮堤や避難施設などの整備を推進します。

③ 災害に強い市街地の形成

震災時に火災・爆発などの二次的被害を引き起こす可能性を有する工場などは、被害の拡大防止を図るため、住宅などとの混在が生じないように、住居系、商業系用途地域の指定、特別用途地区の指定、地区計画による用途制限などにより、立地のコントロールを図ります。あわせて、既に住宅と工場などが混在する地域では、火災による延焼の危険性を低減するための建築物の不燃化、延焼遮断機能や避難機能などを有する道路、公園などの整備を推進します。

密集市街地においては、道路・公園などの整備や、市街地開発事業などの活用により、交通機能の向上や周辺環境の改善を図り、土地利用の可能性を拡大させ、民間の建築活動の誘発を図ります。あわせて、防火地域の指定などの土地利用規制により不燃化を促進することで、都市基盤施設と建築物が一体となった延焼遮断機能や避難機能などの防災機能、地域の生活拠点機能、環境改善機能を併せ持つ防災環境軸の形成を推進します。

地震・火災などの災害時に、広域的な避難及び救援活動を円滑に行うため、広域的なアクセス条件に留意しつつ、都市基幹公園の適切な配置及び整備を推進します。避難地となる公園・緑地については、災害に対しての安全性や防災性を確保し、必要に応じてハード整備を行います。

また、市街地などにおける災害時の避難活動を円滑に行うため、一次避難地となる住区基幹公園の適正な配置及び整備を推進します。

耐震改修促進計画に基づき、災害時の防災拠点、避難施設となる公共施設の耐震化を促進します。また、住宅や、多数の者が利用する建築物、緊急輸送道路沿道の建築物などの民間建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修工事の実施に関する意識啓発、指導、相談窓口の設置などを行います。

加えて、大規模盛土造成地について現地調査及び安定計算により、大規模地震が発生した際に滑動崩落のおそれが大きい区域を抽出し、滑動崩落防止工事の実施により宅地の耐震性を向上させる取組を推進します。

④ 災害に強い交通ネットワークの確保及び代替機能の向上

災害時においても、地域の孤立を防ぎ、日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、緊急輸送道路ネットワーク上の橋梁の耐震化や無電柱化、土砂災害の被災の危険性が高い区間における法面対策等の整備、港湾における耐震強化岸壁の整備などにより、災害に強い交通ネットワークの確保を図ります。

また、都市間を結ぶ交通ネットワークについて、幹線道路による複数の経路を確保することや、道路、鉄道、航路などの複数の交通モードを活用することにより、交通ネットワークの代替性の向上を図ります。あわせて、道路下に埋設された社会基盤施設などを含め、ネットワークの強靭化を図ります。

⑤ 住民の防災意識の向上

災害による社会経済的損失を最小限に抑えるため、デジタル技術を活用し、平時から有効な防災情報の発信・啓発と、災害時の適切な避難情報の伝達を行います。

平時にはハザードマップの公表や、広報紙やSNSなどの多様な媒体を用いて防災に関する情報提供を行うなど、防災・減災に関する情報の住民への周知徹底を図り、住民が居住する地域における危険性についての認識を高め、住民が主体となった地域ごとの防災対策につなげていきます。

⑥ 復興・復旧を円滑に行うための復興マニュアルの作成

市町は、被災市街地の早期復興を図るための事前の取組として都市計画担当部局が行うべき対応を記した「広島県災害復興都市計画マニュアル」に基づき、地域の実情に応じたマニュアルの作成を推進するとともに、模擬訓練などを実施することで県市町職員の復興体制の強化や対応力の向上を図ります。

(3) 都市の低炭素化に関する方針

地球温暖化等の地球環境問題の顕在化を踏まえ、ヒートアイランド対策として、都市公園や緑地を適切に配置するとともに、建築物の敷地、屋上、壁面などの緑化促進や、市民緑地制度などの活用により、都市緑化を推進し、環境負荷の低減を図ります。

市街地整備や地区レベルの建築物の更新を低炭素都市づくりの契機として捉え、オフィスや事業所などが集積する昼間のエネルギー負荷密度の高い地域を中心として、コジェネレーション・システムなど環境負荷の低減につながる仕組みの導入を検討します。

新たに市街地整備を図る地域・街区などでは、複合的な用途からなる建築物の計画や土地利用のミクストユースを図ることを検討し、一時的なエネルギー負荷が集中することに対応した面的なエネルギーシステムの導入を検討します。

また、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの積極的な活用を図るとともに、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物の省エネ性能の向上や、低炭素建築物の認定制度を活用し、低炭素な都市づくりを推進します。あわせて、公共交通の利用促進、都市施設や建築物の長寿命化、ストックの有効活用などを推進します。

（4）安全で快適に移動できる都市空間づくりに関する方針

中心市街地への自動車流入を抑制し、公共交通への利用転換や歩行者優先の安全で快適に移動できる都市構造への転換を図ります。このため、都市計画駐車場について、周辺駐車場の需給状況等を踏まえ、廃止を含めた見直しの検討を行います。また、立地適正化計画において駐車場の配置適正化・集約化を図る区域である駐車場配置適正化区域を定め、敷地ごとに求められていた駐車場の設置をエリア単位で集約して設置することや駐車場附置義務条例の見直し等を推進します。加えて、パーク・アンド・ライドの推進やMaaS等の新たなモビリティサービスの導入を進め、公共交通の利用促進を図ります。

駅などの交通結節点や中心市街地など、多くの人が集まる場所を中心に歩道の整備や公共施設などのバリアフリー化、外国人にも分かりやすいサイン整備などにより、ウォーカブルで移動しやすい都市空間づくりを推進します。

住宅街などの生活道路では、安全な歩行空間の確保に向けた歩道整備や、自動車の速度抑制を図るハンプ整備などを推進します。

健康志向などによる自転車利用者の増加に対応し、幹線道路などでは、利用者の意向や車種別の交通量等を踏まえながら、自転車歩行者道の整備や自転車専用通行帯（自転車レーン）の整備など、道路空間の再配分を推進し、歩行者、自転車利用者などの安全な通行環境を確保します。

第5節 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

広島圏域には、西中国山地国定公園などを含む中国山地の山々、太田川、小瀬川などの河川や都市の緑、そして瀬戸内海の多島美など、山から都市、海までが一体となった豊かな自然環境のネットワークが存在しています。これらの豊かな自然環境は、自然生態系を構成する動植物の生存の場となり、住民にとって農作物の生産の場、水源の涵養、大気の浄化、レクリエーションの場、景観の形成など、多面的機能を有しています。近年では地球規模での環境問題への関心の高まりや、自然災害の大規模化などが顕在化する中、その保全が急務となっています。

このため、森林や農地などに関する関連法令と連携した自然環境の保全を推進することで、広島圏域を安全・安心に暮らし、魅力あふれる都市として実現していきます。特に、市街地を取り囲む丘陵地の緑地は、都市の背景として景観上重要な役割を有するとともに、土砂流出の防止などの防災の観点からも重要であることから、適切な保全に努めます。

また、施設緑地と地域制緑地の一体的な整備又は保全を図るため、市町における緑の基本計画の策定とそれに基づく公園・緑地の確保や、河川空間と緑地による水と緑のネットワークの構築に努めます。特に、新型コロナ危機を契機として、市街地内の公園・緑地や、市街地周辺部の大規模公園が再評価されていることを踏まえ、公園・緑地の一層の充実を図ります。あわせて、海岸における親水護岸の整備や海岸緑地、多島美などの優れた自然景観についても保全に努めます。

(2) 主要な公園・緑地の配置の方針

① 環境保全機能

市街地内にある身近な環境を構成する小規模な緑とオープンスペースや、市街地周辺部に存在して良好な自然的環境を有する緑地等、自然とのふれあいを通して、人間形成に資するような、主として存在機能に着目した緑地を対象として配置します。

市街地では、環境負荷低減によってヒートアイランド現象を緩和し、潤いのある都市環境を保全・形成するため、緑地の確保や、公共施設、民有地などにおける緑化の促進により、都市緑化を推進します。また、環境悪化の防止を図る上で必要な緩衝緑地帯について、適切に配置します。

市街地周辺部では、比較的大規模な緑地において、必要に応じて緑地保全地域の指定による自然環境の保全を検討します。また、瀬戸内海国立公園や西中国山地国定公園、県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域、天然記念物である宮島の瀬山原始林をはじめとした、圏域が有する豊かな自然環境の保全に努めます。

都市農地については、農産物の供給機能、防災機能、良好な景観形成など、都市農地の有する多面的な機能を踏まえ、これまでの「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」ととらえ直し、地域住民の意向に配慮しつつ、田園住居地域や生産緑地地区の指定などにより計画的な保全に努めます。

② レクリエーション機能

地域住民の多様化するレクリエーション需要に応え、日常や週末のレクリエーション活動の場として緑地を配置します。

中枢拠点都市の広島市では、サッカースタジアムの建設を含む中央公園の整備を進め、緑豊かな公共空間が調和した、都心にふさわしい人々をひきつける場の創出を図ります。その他の広域拠点都市や地域拠点都市では、住民のレクリエーション活動の拠点として、バンブー・ジョイ・ハイランド、東広島運動公園、海田総合公園などの都市基幹公園（総合公園、運動公園）の整備を推進します。

また、住民の身近な憩いの場、レクリエーションなどのにぎわいの場として、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）を適切に配置します。あわせて、河川・海岸において自然とふれあえる緑地の保全、親水空間などの確保に努めます。

整備された公園・緑地などは、民間活力の導入や住民などとの協働により、維持・活用を図ります。

③ 防災機能

近年頻発する自然災害に対し、防災・減災機能を有し、災害時には避難路や避難地となる緑地を配置します。

市街地に分布している緑地や農地などは、雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、適切な維持、保全及び活用を図ります。市街地周辺部では、土地利用規制の関連法令や農業振興地域の整備に関する法律などとの調整・連携を図り、土砂流出や内水被害などの自然災害を防止する機能を有する森林や、雨水の流出抑制機能を有する緑地や農地などの適切な保全を図ります。

災害時に避難及び救援活動を円滑に行うため、広域的な避難地となる都市基幹公園及び一次避難地となる住区基幹公園を適正に配置し、地域防災計画などとの整合を図りながら災害に対する安全性や防災性を確保します。

④ 景観構成機能

市街地のランドマークや、バックスクリーン等としての機能を有し、個性ある風致景観を構成する緑地を配置します。また、既に良好な自然的景観を形成している地区については、風致地区の指定等により保全を図ります。

都市機能や居住の集約化が進められる区域の外縁部においては、低未利用地の増加などによる景観の悪化を防止するため、緑地保全・緑化担当部局などの関係部局と連携し、市民緑地制度などの活用による空き地の緑化や農地への転換などを図ります。

太田川をはじめとする幾筋もの川に恵まれた広島市の特徴である水と緑は、周辺のまちなみと溶けあって、広島固有の景観を生み出しています。このように、河川及び河岸緑地は、都市に潤いをもたらす水と緑のネットワークの骨格を担うものとして、太田川、小瀬川をはじめとした河川において、緑地を保全するとともに親水空間の確保に努めます。

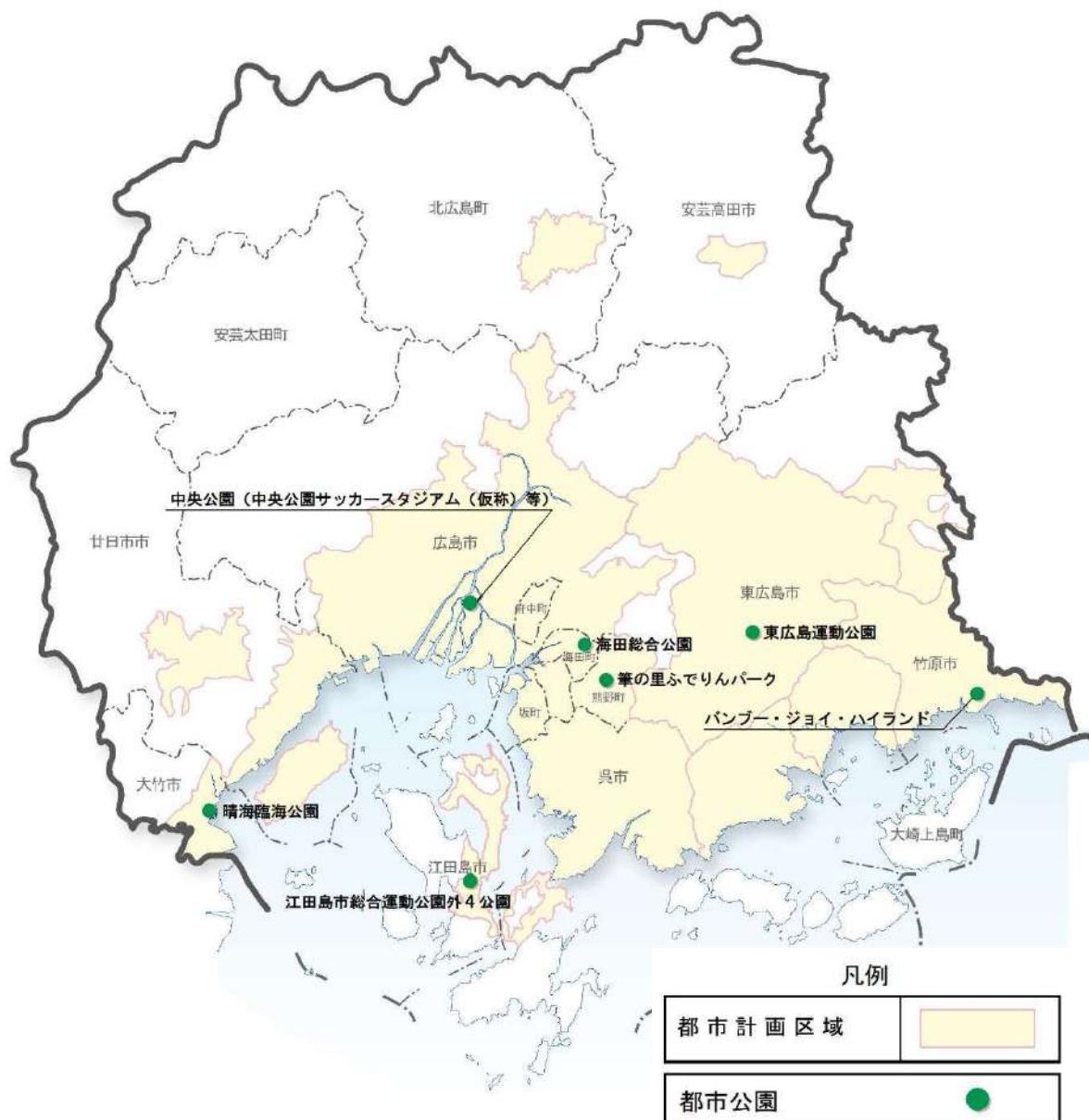
広島圏域が面する海域は、一部を除き瀬戸内海国立公園に指定されるなど優れた海岸環境を有しています。このため、多島美などの優れた自然景観や砂浜・海岸林といった海岸景観を構成する景観要素の保全を図り、周辺景観との統一性にも配慮しながら、緑豊かな海岸空間の形成に努めます。

(3) 主要な緑地の整備目標

広島圏域において、概ね 10 年以内に整備（継続を含む）を行う主要な施設を次のとおり設定します。

| 番号 | 公園名 | 場所 | |
|----|--------------------------|------|----------|
| 1 | 中央公園（中央公園サッカースタジアム（仮称）等） | 広島市 | 中区 |
| 2 | バンブー・ジョイ・ハイランド | 竹原市 | 高崎町 |
| 3 | 晴海臨海公園 | 大竹市 | 晴海二丁目 |
| 4 | 東広島運動公園 | 東広島市 | 西条町田口、郷曾 |
| 5 | 江田島市総合運動公園外 4 公園 | 江田島市 | 大柿町飛渡瀬外 |
| 6 | 海田総合公園 | 海田町 | 東海田字東谷外 |
| 7 | 筆の里ふでりんパーク | 熊野町 | 筆の里工房周辺 |

■広島圏域 都市公園の整備方針図



第6節 歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

地域ブランドを確立させ圏域内外の人をひきつける、魅力あふれる都市を実現するため、地域資源を活かした魅力的な景観の保全・形成に努めます。

このため、市町では、地域固有の歴史的風致を有する地域において、伝統的建造物群保存地区などの都市計画決定や、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を推進します。また、都市独自の景観形成を図るため、景観法に基づく景観計画の策定を促進するとともに、景観地区の都市計画決定や景観条例の制定などに努めます。

このような取組を進めるにあたっては、住民等との連携・協働を図ることとしつつ、住民等の主体的な取組を促進するため、土地所有者やまちづくりN P O法人などが自ら、都市計画の決定や変更の提案を行うことができる都市計画提案制度の普及・啓発を行うとともに、地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う地区計画などの作成を支援します。

(2) 歴史・文化に配慮したまちなみの維持及び向上に関する方針

広島圏域には、世界文化遺産である嚴島神社を有し、特別史跡及び特別名勝に指定されている厳島（廿日市市）や、重要伝統的建造物群保存地区（呉市豊町御手洗、竹原市竹原地区）などの歴史的まちなみを有する地区、国宝である不動院金堂（広島市）などの神社仏閣をはじめとした、多様な歴史・文化資源が分布しています。

また、芸北神楽や世界無形文化遺産となっている北広島町の壬生の花田植など、地域の生業や風土に根差した伝統、文化が継承されています。

このような、歴史的建造物や伝統的祭礼行事など、地域の歴史や伝統を残しながら形成された地域固有の歴史的風致を有する地域においては、市町による伝統的建造物群保存地区などの都市計画決定や歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を促進します。また、住民等による建築協定、景観協定、まちづくり協定などの策定を支援し、文化財等の保護を図りながら歴史・文化的な空間と生活の場としての空間を調和させた一体的な都市景観の形成に努め、地域内外の人をひきつける、その地域にしかない個性や魅力を感じられる地域づくりを推進します。宮島においては、重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた取組を推進します。

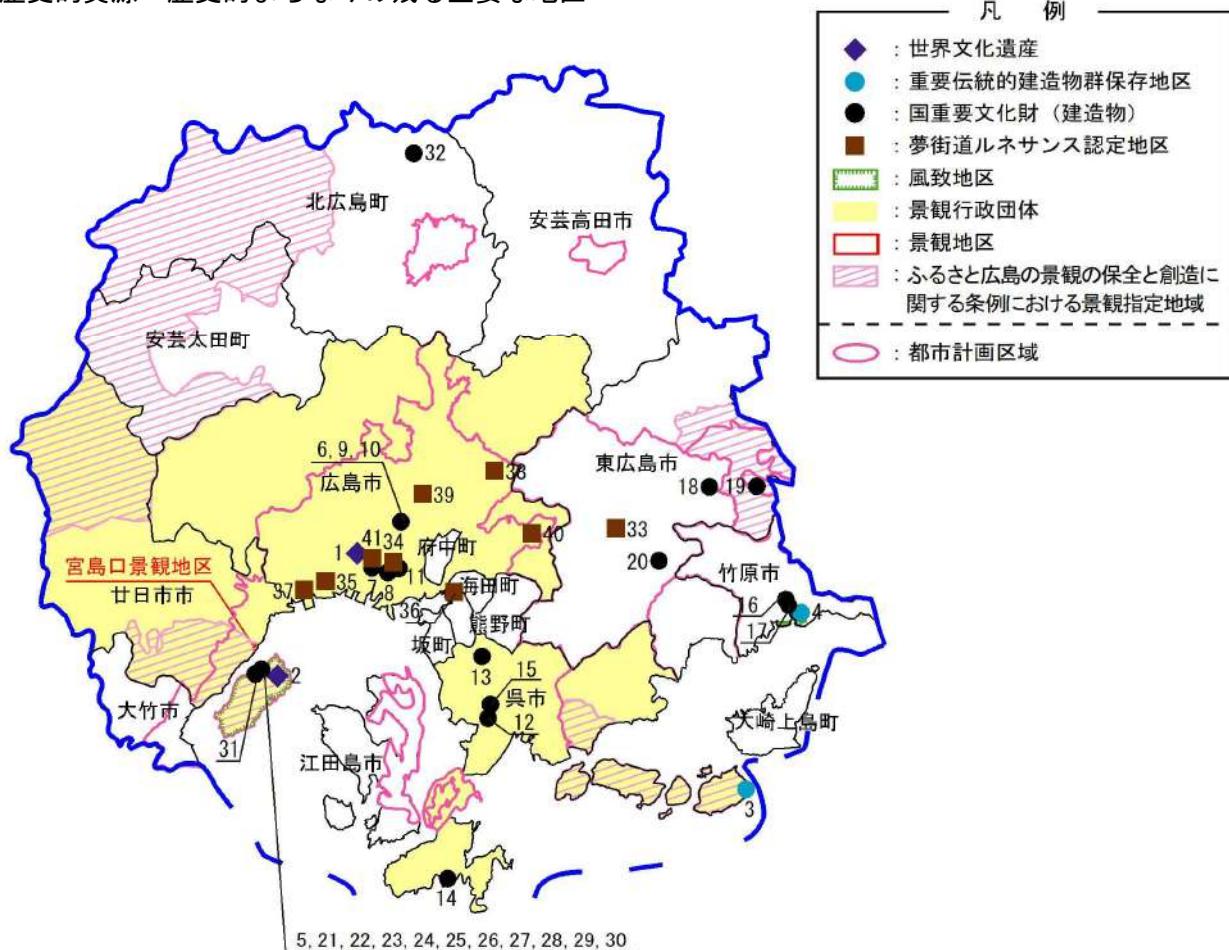
(3) 都市景観の形成に関する方針

広島市における平和記念公園、平和大通り、河岸緑地が織りなす国際平和文化都市にふさわしい風格ある景観、呉市における造船や製鉄工場などの産業景観や旧海軍倉庫であるれんが倉庫群、大竹市の工場夜景、東広島市の酒蔵通り、竹原市の町並み保存地区など、広島圏域には地域固有の優れた都市景観が形成されています。

この景観を後世に継承していくため、市町において景観法に基づく景観計画の策定を促進するとともに、計画の実効性を高めるため、景観地区の都市計画決定や、地域の実情に合った景観条例の制定を促進します。また、屋外広告物の規制を行うとともに、地区計画を活用した建築物の壁面位置や形態・意匠などの制限・誘導により、風格あるまちなみや歩いて楽しい空間を形成するなど、都市独自のイメージを形成する景観づくりを促進します。

廿日市市においては、宮島口景観地区の都市計画決定、及び景観重点区域の指定などの取組を行っており、今後も同地区がより良好な景観形成となるように取組を継続します。また、宮島地区等において、良好な景観形成に向けた取組を推進します。竹原市においては、竹原市景観計画の策定や景観条例の制定に向けた取組を推進します。広島市においては、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観の保全・形成を図るため、都市計画法や景観法に基づく高さ制限等の導入を検討します。

■歴史的資源・歴史的まちなみの残る主要な地区



| 番号 | 種別 | 名称 |
|----|---------------|----------------------|
| 1 | 世界文化遺産 | 原爆ドーム |
| 2 | 世界文化遺産 | 厳島神社 |
| 3 | 重要伝統的建造物群保存地区 | 呉市豊町御手洗 |
| 4 | 重要伝統的建造物群保存地区 | 竹原市竹原地区 |
| 5 | 国宝 | 厳島神社 (本社, 摂社客神社, 回廊) |
| 6 | 国宝 | 不動院金堂 |
| 7 | 国重要文化財 (建造物) | 広島平和記念資料館 |
| 8 | 国重要文化財 (建造物) | 世界平和記念聖堂 |
| 9 | 国重要文化財 (建造物) | 不動院鐘楼 |
| 10 | 国重要文化財 (建造物) | 不動院楼門 |

| 番号 | 種別 | 名称 |
|----|-------------|-------------------------|
| 11 | 国重要文化財（建造物） | 國前寺 |
| 12 | 国重要文化財（建造物） | 旧呉鎮守府司令長官官舎（入船山記念館） |
| 13 | 国重要文化財（建造物） | 本庄水源地堰堤水道施設 |
| 14 | 国重要文化財（建造物） | 桂濱神社本殿 |
| 15 | 国重要文化財（建造物） | 旧澤原家住宅 |
| 16 | 国重要文化財（建造物） | 春風館頼家住宅 |
| 17 | 国重要文化財（建造物） | 復古館頼家住宅 |
| 18 | 国重要文化財（建造物） | 旧木原家住宅 |
| 19 | 国重要文化財（建造物） | 竹林寺本堂 |
| 20 | 国重要文化財（建造物） | 福成寺本堂内厨子及び須弥壇 |
| 21 | 国重要文化財（建造物） | 嚴島神社（朝座屋、能舞台、揚水橋、長橋、反橋） |
| 22 | 国重要文化財（建造物） | 嚴島神社摂社天神社本殿 |
| 23 | 国重要文化財（建造物） | 嚴島神社大鳥居 |
| 24 | 国重要文化財（建造物） | 嚴島神社摂社大国神社本殿 |
| 25 | 国重要文化財（建造物） | 嚴島神社五重塔 |
| 26 | 国重要文化財（建造物） | 嚴島神社多宝塔 |
| 27 | 国重要文化財（建造物） | 嚴島神社末社荒胡子神社本殿 |
| 28 | 国重要文化財（建造物） | 嚴島神社末社豊國神社本殿（千畳閣） |
| 29 | 国重要文化財（建造物） | 嚴島神社摂社大元神社本殿 |
| 30 | 国重要文化財（建造物） | 嚴島神社宝蔵 |
| 31 | 国重要文化財（建造物） | 林家住宅 |
| 32 | 国重要文化財（建造物） | 竜山八幡神社本殿 |
| 33 | 夢街道ルネサンス | 西国街道 |
| 34 | 夢街道ルネサンス | 二葉の里歴史の散歩道 |
| 35 | 夢街道ルネサンス | 草津まち歴史の散歩道 |
| 36 | 夢街道ルネサンス | 西国街道・海田市 |
| 37 | 夢街道ルネサンス | 西国街道・いのくち歴史の散歩道 |
| 38 | 夢街道ルネサンス | 中郡古道 |
| 39 | 夢街道ルネサンス | 可部夢街道 |
| 40 | 夢街道ルネサンス | 西国街道・瀬野 |
| 41 | 夢街道ルネサンス | 広島城下・まちなか西国街道 |

第7節 住民主体のまちづくりに関する方針

(1) 基本方針

人口減少や高齢化が進展する中、地域の暮らしやすさや魅力を高めるためには、これまで培ってきた地域の資産を活かしながら、地域特性に応じた、きめ細やかで柔軟なサービスの提供が可能なまちづくりが重要となっています。また、近年は、価値観の多様性から、一定の地域を対象に住民やまちづくり団体などが主体となって、行政と協働し、地域固有の課題解決や地域価値の向上を図るまちづくり手法であるエリアマネジメントの動きが広がっています。

このような、住民主体のまちづくりが進む都市を実現するため、まちづくりの手法等に関する広報・周知活動や、活動の担い手となる人材の育成支援、まちづくり活動に活用可能な都市計画に関する情報提供といった環境の整備を推進します。

(2) 住民主体のまちづくりの環境整備に関する方針

① まちづくり・都市計画に関する意識の啓発

エリアマネジメントに、住民がまちづくりの担い手として自発的に参加することを促すため、都市計画やまちづくりに関する様々な情報を発信するとともに、主体的にまちづくりを担う人材の育成などを次により促進します。

a まちづくりに関する広報・周知活動の推進

住民のまちづくりに関する理解を深め、参加意識を醸成するために、都市計画に関する知識やまちづくりの手法、先進的な事例などの情報をホームページなどで発信します。また、国・県・市町の連携や大学、学協会など多様な団体と連携・協力し、まちづくりや景観づくりなどの見学会やシンポジウム等を通じて、積極的に住民参加の重要性を発信します。特に、コンパクトなまちづくりの実現に向けては、住民や事業者などの理解と協力が不可欠であり、理解しやすい手法を用いた周知啓発活動を推進します。

b 民間団体のネットワークづくり

まちづくり活動などに関わるNPO法人やボランティア団体、地域住民組織など、多様な活動主体が相互の活動内容に対する理解を深め、関心と協働の意識を高めていくために、民間団体相互の情報交換や交流を促すためのネットワークづくりを促進します。

② まちづくりに関わる民間活動の支援

住民参加によるまちづくりを促し、主体的にまちづくりを行う人材が活躍できる環境を整備するために、まちづくり活動やまちなみづくり、景観保全など、様々なまちづくりに携わる住民組織や民間団体、企業などの主体的な取組を次により促進します。

a まちづくりリーダーの育成促進

住民が主体となったまちづくりの実効性を高めるとともに、人と人とのつながりを基軸とした住民主体のまちづくりを持続的に行うために、行政と住民との間を取り持ち住民主体のまちづくりをリードしていく人材を育成・確保することが重要です。このため、市町で進められて

いる住民参加型まちづくりやまちづくり協議会など、リーダーの交流の場づくりを促進します。

b まちづくり協議会や住民参加型ワークショップの開催促進

住民参加のまちづくりの具体的な取組に向けて、まちづくりに関心が高い地域住民や関係機関などを集めたまちづくり協議会の設立や、地域に関わる様々な住民、団体、企業などを交えたまちの将来像や具体的なまちづくりの方法を検討するためのワークショップの開催など、市町と地域住民とのパートナーシップによる取組を促進します。

c 公共空間等の規制緩和の推進

近年、パークレットなどのように、行政と企業や住民との協働による道路や公園等の公共空間の活用が進んでいます。この動きを捉え、公共空間の規制緩和を推進することで積極活用を促し、住民の利便性の向上やにぎわいの創出を通じた地域の魅力の向上を図ります。

③ 提案制度の活用

都市計画提案制度は、より主体的かつ積極的に都市計画に関わることができる制度です。例えば、住民に最も身近な都市計画である地区計画制度と併せて都市計画提案制度を活用することにより、身近な生活環境に対する住民の意向を地区計画の提案という形で行政に示すことも可能となります。

まちづくりの主導権を住民などが持ち、地域のニーズや実情に応じた住民主体のまちづくりが促されるよう、提案制度に関する積極的な情報発信や専門家の派遣などを推進します。

(3) 都市計画に関する情報提供、開示に向けた方針

① インターネットを活用した都市計画に関する知識の普及・啓発と情報開示

まちづくりと都市計画の知識の普及・啓発、理解の促進に向け、常に住民が都市計画に関する情報を容易に閲覧できるように、ホームページやG I Sなどを用いた都市の状況や制度をはじめとする情報発信の強化・充実やオープンデータ化に向けた取組を推進します。

また、民間事業による地域経済の活性化、都市構造に関する他都市との比較による行政の効率化、その他社会的課題の解決に資するため、都市計画基礎調査に関する調査データの活用・提供の手法やG I Sなどによる見える化を検討します。

② 都市計画決定手続きにおける住民参画促進に向けた情報提供の充実

従来の広報誌などによる手法と併せ、ホームページで次のような計画決定手続きの関連情報の公表を推進します。

| 項目 | 内 容 |
|---------------|--|
| 公聴会・説明会など開催情報 | 都市計画審議会の傍聴案内及び、公聴会・説明会などの日時・場所・案の概要などを掲載（開催前の周知） |
| 都市計画審議会議案・議事録 | 審議会の議案及び、議事録の全文を掲載 |
| 都市計画縦覧などの情報 | 計画案毎に案の概要・縦覧期間・縦覧場所などを掲載、審議会及び決定後はその情報を追加 |

第6章 各都市計画区域における課題と方針

広島圏域の都市計画の目標に向けて明らかにした主要な都市計画の決定の方針について、広島圏域に指定されている12箇所の都市計画区域ごとに、整備、開発及び保全の方針を示します。



図 6-1 策定の対象圏域と都市計画区域

※都市計画区域とは都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行う範囲を法的に指定するもので、行政区域内に1または複数の区域が指定されている場合と複数の行政区域にまたがる場合があります。

| | | | |
|--------------------|---|---------------|---------------|
| 区域名称 | 広島圏都市計画区域 | | |
| 区域の範囲 | 広島市の一一部、呉市の一一部、大竹市の一一部、廿日市市の一一部、府中町、海田町、熊野町、坂町 | | |
| 面積・人口 | 区域 | 面積(平成 29 年時点) | 人口(平成 27 年時点) |
| | 都市計画区域 | 68,963 ha | 1,583,837 人 |
| 広域的位置づけ (現状と課題) | <ul style="list-style-type: none"> 本区域は、中四国最大の商業・業務集積地である広島市の都心部や多様な産業集積を支える国際拠点港湾広島港を有するなど、広島圏域の中心であるとともに、瀬戸内海地域及び中四国地域の連携・交流拠点として、広島県内はもとより中四国地方の発展を牽引する中枢的役割を担います。 中枢拠点として高い商業・業務機能の集積を有する広島市は、山口県東部や備後圏域の一部を含む連携中枢都市圏である広島広域都市圏の中枢都市であり、中四国地方全体の発展を牽引することが求められます。しかし、近年は中心市街地で低未利用地が発生するなど市街地のスポンジ化が発生しているため、中心市街地の活性化や都市機能の一層の強化が課題となっています。 広域拠点である呉市、大竹市及び廿日市市の中心部は、中枢拠点である広島市中心部と連携し、島しょ部や中山間地域を含めた広島圏域全体を支えることが求められます。しかし、呉市及び大竹市は人口減少が顕在化しており、市街地人口の回復を図りながら、都市機能を維持、強化することが課題となっています。廿日市市は、後背圏の生活を支えるための既成市街地の土地の高度利用や都市基盤の整備が課題となっています。 | | |
| 区域区分の有無 | 区域区分を定めます | | |
| 主要な都市計画に関する方針の特記事項 | <p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中枢拠点の核である広島市の「橢円形の都心」においては、都市再生特別地区や高度利用型地区計画などの活用により高次の商業・業務等の都市機能の充実・強化を図るとともに、その外縁部においては、優れた利便性を活かして、高層住宅を主体とした住宅地の形成を進めます。 呉市、廿日市市の中心部においては、既存の広域的な公共交通の維持・強化を図るとともに、市街地開発事業や地区計画などの活用により、広島市の高次都市機能を補完する商業・業務及び生活サービス機能の充実・強化を図ります。 J R 大竹駅や海田市駅、向洋駅などの各市町の主要駅周辺や、商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である役場・支所周辺地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活 | | |

- サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。
- ・高度経済成長期に形成された郊外部の住宅団地は、空き家や空き地となった隣地の買い増しによるゆとりある土地利用の促進や、住宅の建替え・住替え等の促進を通じ、再生を目指します。
 - ・臨海部を中心とした既存の工業集積地は、物流拠点としての港湾機能強化や広域交通ネットワークの整備推進を通じ、生産拠点としての機能の維持・強化を図ります。
 - ・新たな土地活用が見込まれる区域については、周辺の土地利用状況を考慮しつつ、既存用途からの土地利用転換を図り、都市機能の維持・活性化に努めます。
 - ・内陸部では、ひろしま西風新都や東広島呉自動車道等のＩＣ周辺において、農地・森林としての利用との調整を図りつつ地区計画を活用し、工場移転や新たな企業立地の受け皿となる新規工業地や流通業務地の整備を図ります。
 - ・市街化区域との隣接部においては、50戸連たんなどの開発許可について、立地適正化計画における居住誘導区域との整合を踏まえつつ、市町の実情に応じた必要最低限の運用となるよう基準の見直しや、廃止を行います。また、人口減少によるコミュニティの衰退などが懸念される市街化調整区域における既存集落及び地域産業の活性化が期待される既存工業地周辺では、集落及び工業地の維持・活性化を図る観点で、開発許可基準の見直しを行います。
 - ・市街化区域内の既成市街地において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、立地適正化計画などを踏まえ、住民と合意形成を図りながら市街化調整区域への編入を進めます。
 - ・都市農地については、都市的土地区画と共存し計画的な保全・活用が図られるよう、田園住居地域や生産緑地地区の指定を検討します。

【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】

- ・高次都市機能が集積する広島市と拠点間を結ぶ（国）2号東広島・安芸バイパス等の幹線道路を整備し、コンパクト+ネットワーク型の都市（集約型都市構造）を支える交通ネットワークを構築します。
- ・広島駅などの交通結節点の整備や、アストラムラインの延伸等により利便性の高い地域公共交通サービスを形成します。
- ・踏切除却による交通の円滑化や鉄道により分断された市街地の一体化を図るため、広島市東部地区連続立体交差事業を実施し、JR山陽本線、呉線の高架化を推進します。
- ・グローバルゲートウェイである広島港や広島空港の機能強化やアクセス改善等により利便性向上を図り、広島圏域を超えた中四国地方全体の持続的発展に貢献します。

【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】

- ・都市再生緊急整備地域に指定されている広島駅周辺地域及び広島紙屋町・八

- 丁堀地域において、細分化された敷地の共同化や市街地再開発事業等の実施により、都市機能の充実・強化とともに、にぎわいの創出を図ります。
- ・西広島駅周辺及び向洋駅周辺地区においては、交通結節機能の強化と駅周辺にふさわしい都市空間の整備を進めるため、土地区画整理事業等を推進します。
 - ・平良・佐方丘陵開発地区（廿日市市）において、（一）廿日市環状線の整備と合わせ、平良地区では廿日市市の新たな魅力を創造する拠点づくりを目的とする観光・交流施設、工業施設用地等を確保する土地区画整理事業を実施し、JR廿日市駅に近接する立地条件に恵まれた丘陵地である佐方地区では、そのポテンシャルを活かした適切な事業を誘導することで、都市機能の充実を図ります。また併せて、木材港地区において、生産・流通機能を通じた新たな産業拠点を整備することで、都市機能のさらなる強化を図ります。
 - ・呉駅周辺地域については、鉄道、港、交通ターミナル、次世代モビリティが集積する呉市内及び広域都市間の総合交通拠点として機能整備を推進するとともに、にぎわいとまちなか居住を誘導するコンパクトシティ形成の核として、居住、宿泊、商業、公益等の主要な都市機能を備える「心地よく過ごせるまちなか」の形成を図ります。

【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】

- ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、災害リスクの高い区域の市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。

【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】

- ・瀬戸内海国立公園や太田川、小瀬川等の河川等、区域内に存在する豊かな自然環境の保全を図るとともに、緑地の保全の推進と親水空間の確保を図ります。
- ・地域住民の多様化するレクリエーション需要に応え、日常や週末のレクリエーション活動の場として、中央公園（中央公園サッカースタジアム（仮称）等）や海田総合公園などの整備を推進します。

【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】

- ・原爆ドーム、嚴島神社の2つの世界文化遺産をはじめ、広島城、不動院、西国街道、旧陸軍・海軍に関連する歴史的な建造物やれんが建築等、貴重な歴史・文化資源を活かした景観形成を推進します。
- ・とりわけ、市街地では本区域特有の復興の歴史を踏まえ、国際平和文化都市を象徴する都市景観の形成を図ります。
- ・景観計画を策定している市町においては、計画に基づき、各地域の特性に応じた良好な景観の形成に努めます。

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■道路

| 種別 | 番号 | 路線名 | 区間 | 場所 |
|--------------|----|--------------------------|---------------------|-----------|
| 高規格幹線道路等 | 2 | 広島呉道路（4車線化） | 呉市二河町外 | 呉市 |
| | 3 | 東広島・呉自動車道 | 阿賀 IC | 呉市 |
| | 4 | 広島高速5号線 ((一) 温品二葉の里線) | 温品町～二葉の里 | 広島市 |
| | 5 | (国) 2号 | 岩国大竹道路 | 大竹市 |
| | 6 | (国) 2号 | 広島南道路 | 広島市, 海田町 |
| | 7 | (国) 2号 | 安芸バイパス | 広島市 |
| | 8 | (国) 2号 | 東広島バイパス | 広島市, 海田町 |
| | 9 | (国) 2号 | 西広島バイパス | 広島市 |
| | | | | |
| 一般国道 ・県道等 | 12 | (国) 54号 | 可部バイパス | 広島市 |
| | 14 | (国) 186号 | 御園バイパス | 大竹市 |
| | 23 | (主) 呉平谷線 | 上二河～此原 | 呉市 |
| | 24 | (主) 矢野安浦線 | 熊野バイパス | 熊野町 |
| | 25 | (一) 府中祇園線 | 中山南～中山西 | 広島市 |
| | 26 | (一) 矢野海田線 | 曙町～寺迫 | 海田町 |
| | 27 | (一) 坂小屋浦線 | 平成ヶ浜～森浜 | 坂町 |
| | 28 | (都) 燃山押込線 | 燃山北3丁目 | 呉市 |
| | 31 | (都) 佐方線 | 桜尾～城内 | 廿日市市 |
| | 32 | (都) 青崎池尻線 | 桃山2丁目 | 府中町 |
| | 33 | (都) 青崎畠線 | 府中町青崎東～海田町上市 | 府中町, 海田町 |
| | 34 | (都) 坂中央線 | 坂西 | 坂町 |
| | 35 | (臨) 廿日市草津線 | 広島市佐伯区～ 廿日市市木材港北 | 広島市, 廿日市市 |
| | | | | |

※ (国) : 一般国道, (主) : 主要地方道, (一) : 一般県道, (都) : 都市計画道路, (臨) : 臨港道路

※ その他の整備箇所及び新規整備箇所については道路施設の整備計画をご確認ください。

■鉄道

| 種別 | 番号 | 路線・施設名 | 整備の概要 |
|-------|----|--------------------------|----------------------------------|
| 鉄道・軌道 | ① | J R 山陽本線, J R 吳線 | 広島市東部地区連続立体交差事業 |
| | ② | (仮称) 新交通西風新都線(アストラムライン) | 区間延伸(広域公園前駅～J R 西広島駅) |
| | ③ | 広島駅軌道, (都) 駅前大橋線(路面電車) | 路面電車の駅前大橋ルート整備 |
| 交通結節点 | ④ | 広島駅南口交通広場, (都) 駅前吉島線 | J R 広島駅南口広場整備 |
| | ⑤ | (都) 己斐中央線(北口駅前広場) | J R 西広島駅北口駅前広場整備 |
| | ⑥ | (都) 西広島駅己斐本町線(自由通路) | J R 西広島駅南北自由通路整備 |
| | ⑦ | (都) 比治山庚午線(南口駅前広場) | J R 西広島駅南口駅前広場整備 |
| | ⑧ | (都) 向洋駅南口線(駅前広場) | 向洋駅周辺土地区画整理事業 J R 向洋駅南口駅前広場整備 |
| | ⑨ | (都) 向洋駅北口線(駅前広場) | 向洋駅周辺土地区画整理事業 J R 向洋駅北口駅前広場整備 |
| | ⑩ | (都) 本通吉浦線((国) 31号)(駅前広場) | J R 吳駅駅前広場整備 |
| | ⑪ | (都) 新町西栄線(自由通路) | J R 大竹駅東西自由通路整備 |
| | ⑫ | (都) 駅前油見線(駅前広場) | J R 大竹駅西口広場整備 |
| | ⑬ | (都) 駅小島新開線(交通広場) | J R 大竹駅東口広場整備 |
| | ⑭ | J R 下祇園駅自由通路 | J R 下祇園駅東西自由通路整備 |
| | ⑮ | 広電宮島口駅 | 広電宮島口駅移設 |

※ (都) : 都市計画道路

■港湾

| 番号 | 港湾名 | 地区名 | 整備の概要 |
|-----|-----|------|---------------|
| (1) | 広島港 | 宇品地区 | ふ頭再編, 旅客船ふ頭整備 |
| (2) | | 出島地区 | 公共ふ頭整備 |
| (3) | | 江波地区 | 公共ふ頭整備 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については港湾施設の整備計画をご確認ください。

■下水道

| 下水道名 | 場所 |
|----------|--------------------|
| 太田川流域下水道 | 広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町 |
| 広島公共下水道 | 広島市 |
| 呉公共下水道 | 呉市 |
| 大竹公共下水道 | 大竹市 |
| 廿日市公共下水道 | 廿日市市 |
| 大野公共下水道 | 廿日市市大野町 |
| 府中公共下水道 | 府中町 |
| 海田公共下水道 | 海田町 |
| 熊野公共下水道 | 熊野町 |
| 坂公共下水道 | 坂町 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については下水道施設の整備計画をご確認ください。

■河川

| 水系 | 番号 | 河川名 | 場所 |
|-------|----|--------|------------|
| 太田川水系 | 1 | 京橋・猿猴川 | 広島市中区・南区 |
| | 2 | 府中大川 | 広島市東区 |
| | 3 | 小河原川 | 広島市東区 |
| | 4 | 安川 | 広島市安佐南区 |
| | 6 | 湯坂川 | 広島市安佐北区 |
| | 7 | 三篠川 | 広島市安佐北区 |
| | 10 | 榎川 | 府中町 |
| 単独河川 | 16 | 尾崎川 | 広島市安芸区・海田町 |
| 堀川水系 | 17 | 内神川 | 呉市中央 |
| 単独河川 | 19 | 永慶寺川 | 廿日市市大野中央 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については河川施設の整備計画をご確認ください。

■防砂の施設（砂防設備等）

| 種別 | 番号 | 事業名 | 場所 |
|---------------------------------|----|----------|--------------|
| 急傾斜地崩壊防止施設 | 1 | 己斐上2丁目72 | 広島市西区己斐上 |
| | 2 | 安東一丁目21 | 広島市安佐南区安東 |
| 砂防設備 (通常砂防事業) | 1 | 横見川右支 | 広島市東区温品 |
| | 3 | 中野東北川 | 広島市安芸区中野東 |
| | 4 | 荒谷川 | 広島市佐伯区五日市町 |
| | 5 | 千同川 | 広島市佐伯区坪井町 |
| | 8 | 小原川 | 呉市宮原 |
| | 9 | 檜垣川 | 呉市清水 |
| | 11 | 郷谷川 | 大竹市油見 |
| | 15 | 雲母川 | 熊野町宮前 |
| 砂防設備 (災害関連緊急事業・激甚災害対策特別緊急事業) | 1 | 落久保川右支7 | 広島市東区山根町 |
| | 2 | 寺山川 | 広島市東区福田町 |
| | 3 | 東福田4支 | 広島市東区福田町 |
| | 4 | 東福田6支隣 | 広島市東区福田 |
| | 5 | 寺条川右支7隣 | 広島市東区福田 |
| | 6 | 矢賀2支 | 広島市東区矢賀 |
| | 7 | 大河川支川1隣 | 広島市南区日宇那町 |
| | 8 | 堀田奥川 | 広島市安佐北区狩留家町 |
| | 9 | 樅木茶屋南川 | 広島市安芸区矢野町 |
| | 10 | 畠賀川支川7 | 広島市安芸区畠賀町 |
| | 11 | 熊崎川 | 広島市安芸区矢野東 |
| | 12 | 南幸川 | 広島市安芸区南幸町 |
| | 13 | 山王北川 | 広島市安芸区中野東 |
| | 14 | 瀬野川支川17 | 広島市安芸区中野 |
| | 15 | 青防川 | 広島市安芸区中野東 |
| | 16 | 花上上川 | 広島市安芸区矢野町 |
| | 17 | ひよき川 | 広島市安芸区瀬野南 |
| | 18 | 水谷川 | 広島市安芸区畠賀町 |
| | 19 | 畠賀川支川15 | 広島市安芸区畠賀町 |
| | 20 | 熊崎川南 | 広島市安芸区矢野東6丁目 |
| | 21 | 安芸矢野下川 | 広島市安芸区矢野南4丁目 |
| | 22 | 小坪西川 | 呉市広小坪 |
| | 24 | 大坪川 | 呉市広町 |

| 種別 | 番号 | 事業名 | 場所 |
|---------------------------------|----|----------|----------|
| 砂防設備 (災害関連緊急事業・激甚災害対策特別緊急事業) | 25 | 芦冠川 | 吳市広三芦 |
| | 26 | 伝十原川 | 吳市天応伝十原町 |
| | 28 | 梅木川隣 | 吳市長谷町 |
| | 29 | 梅木川支川 | 吳市大山町 |
| | 31 | 宇根川・笠岩川 | 吳市吉浦新出町 |
| | 35 | 東両谷川 | 吳市広両谷 |
| | 36 | 梅ノ木 | 吳市焼山東 |
| | 38 | 宮川第2支川 | 吳市吉浦上城町 |
| | 39 | 宇根川・笠岩川2 | 吳市吉浦新出町 |
| | 40 | ボタ谷川 | 吳市宮原 |
| | 70 | 榎川支川5 | 府中町みくまり |
| | 71 | 榎川支川19隣 | 府中町瀬戸ハイム |
| | 72 | 八幡川支川18 | 府中町八幡 |
| | 73 | 榎川支川11 | 府中町山田 |
| | 74 | 榎川支川12 | 府中町山田 |
| | 75 | 八幡川支川16 | 府中町八幡 |
| | 76 | 楠木谷川 | 海田町畠 |
| | 77 | 明飛川 | 海田町三迫 |
| | 78 | 西ノ谷川 | 海田町三迫 |
| | 79 | 西ノ谷川支川 | 海田町三迫 |
| | 80 | 三谷川 | 熊野町初神 |
| | 81 | 二河川支川21 | 熊野町川角 |
| | 82 | 二河川支川21隣 | 熊野町川角 |
| | 83 | 熊野川支川1 | 熊野町城之堀 |
| | 84 | 西ヶ岳川 | 熊野町出来庭 |
| | 85 | 熊野川支川2 | 熊野町城之堀 |
| | 86 | 熊野川支川36隣 | 熊野町萩原 |
| | 87 | 椎川支川 | 熊野町城之堀 |
| | 88 | 滝ヶ谷川 | 熊野町城之堀 |
| | 89 | 堀之谷川 | 熊野町城之堀 |
| | 90 | 住田谷川隣 | 熊野町萩原 |
| | 91 | 苗渕川 | 熊野町萩原 |
| | 92 | 天地川 | 坂町小屋浦 |
| | 93 | 天地川支川1 | 坂町小屋浦 |
| | 94 | 天地川支川2 | 坂町小屋浦 |
| | 95 | 天地川支川3 | 坂町小屋浦 |
| | 96 | 天地川支川6 | 坂町小屋浦 |

| 種別 | 番号 | 事業名 | 場所 |
|--------------------------|-----|--------|-------|
| (災害関連緊急事業・激甚災害対策特別緊急事業) | 97 | 天地川支川8 | 坂町小屋浦 |
| | 98 | 水落川 | 坂町水尻 |
| | 99 | 水落川隣 | 坂町水尻 |
| | 100 | 水尻川支川3 | 坂町水尻 |
| | 101 | 水尻川支川4 | 坂町水尻 |
| | 102 | 亀石川2 | 坂町亀石山 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

■ その他の都市施設

| 種別 | 番号 | 事業名 | 場所 |
|----|----|-------|-----|
| 市場 | 3 | 新中央市場 | 広島市 |

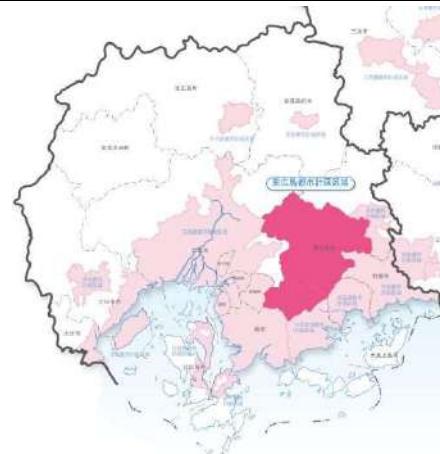
■ 市街地開発事業

| 番号 | 事業名 | 場所 | |
|----|--------------------------------|------|-------------|
| 1 | (仮称)広島市基町相生通地区第一種市街地再開発事業 | 広島市 | 中区 |
| 2 | 向洋駅周辺青崎土地区画整理事業 | 広島市 | 南区 |
| | 向洋駅周辺土地区画整理事業 | 府中町 | J R 向洋駅周辺一帯 |
| 3 | 西広島駅北口土地区画整理事業 | 広島市 | 西区 |
| 6 | 廿日市市新機能都市開発事業 (平良・佐方丘陵開発地区) | 廿日市市 | 上平良外 |

■ 都市公園

| 番号 | 公園名 | 場所 | |
|----|--------------------------|-----|----------|
| 1 | 中央公園(中央公園サッカースタジアム(仮称)等) | 広島市 | 中区 |
| 3 | 晴海臨海公園 | 大竹市 | 晴海二丁目 |
| 6 | 海田総合公園 | 海田町 | 東海田字東谷ほか |
| 7 | 筆の里ふでりんパーク | 熊野町 | 筆の里工房周辺 |

| | | | |
|--------------------|--|---------------|---------------|
| 区域名称 | 東広島都市計画区域 | | |
| 区域の範囲 | 東広島市の一部 | | |
| 面積・人口 | 区域 | 面積(平成 29 年時点) | 人口(平成 27 年時点) |
| | 都市計画区域 | 35,229 ha | 171,494 人 |
| 広域的位置づけ (現状と課題) | <p>・本区域は、広島圏都市計画区域及び備後圏都市計画区域と連携しつつ、空港、鉄道、高速道路等の交通ネットワークの利便性や大学、研究機関の集積を活かし、学術・研究機能の一層の集積・強化を図ることで、圏域全体の発展に貢献する役割を担います。</p> <p>・広域拠点である東広島市の中心部は、中枢拠点である広島市中心部との補完・連携を強化しつつ、自立した生活圏の形成を図るとともに、周辺地域の生活を支えることが求められます。しかし、市街化調整区域における開発により市街地の拡散が懸念されるため、今後は、既成市街地の土地の高度利用や都市基盤の整備を推進し、都市機能の集約・強化を図ることが課題となっています。</p> | | |
| 区域区分の有無 | 区域区分を定めます | | |
| 主要な都市計画に関する方針の特記事項 | <p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東広島市の中心部においては、既存の広域的な公共交通の維持・強化を図るとともに、市街地開発事業や地区計画などの活用により、広島市の高次都市機能を補完する商業・業務及び生活サービス機能の充実・強化を図ります。 ・JR八本松駅や西高屋駅、東広島駅などの主要駅周辺や、中黒瀬地区などの商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 ・高度経済成長期に形成された郊外部の住宅団地は、空き家や空き地となった隣地の買い増しによるゆとりある土地利用の促進や、住宅の建替え・住替え等の促進を通じ、再生を目指します。 ・西条第二地区、八本松駅南側地区、広島大学周辺地区など、計画的に市街地形成を進める地区では、地区計画などのまちづくりにより、道路・公園等の都市基盤整備を行うなど魅力ある居住環境の創出を図ります。 ・山陽自動車道や東広島呉自動車道のIC周辺などにおいて、農地・森林としての利用との調整を図りつつ、地区計画を活用し、新たな企業立地や工場移転の受け皿となる新規工業地や流通業務地の整備を図ります。 ・市街化区域との隣接部においては、50戸連たんなどの開発許可について、立地適正化計画における居住誘導区域との整合を踏まえつつ、必要最低限の運 | | |



用となるよう基準の見直しを行います。また、人口減少によるコミュニティの衰退などが懸念される市街化調整区域における既存集落及び地域産業の活性化が期待される既存工業地周辺では、集落及び工業地の維持・活性化を図る観点で、開発許可基準の見直しを行います。

- ・市街化区域内の既成市街地において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、住民と合意形成を図りながら市街化調整区域への編入を進めます。
- ・都市農地については、都市的土地区画整理事業により既存農地の活用が図られるよう、田園住居地域や生産緑地地区の指定を検討します。

【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】

- ・山陽自動車道（仮称）八本松スマートＩＣの整備により、周辺道路の交通渋滞緩和を図るとともに、地域産業の活性化を図ります。
- ・(国) 2号東広島・安芸バイパスの整備により、現道の渋滞緩和を図るとともに、空港アクセスのリダンダンシーを確保します。
- ・ＪＲ西高屋駅における交通結節点としての機能強化を図るため、駅前広場及び自由通路の整備を推進します。

【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】

- ・ＪＲ八本松駅周辺地区において、土地区画整理事業により交通結節点の強化及び健全な市街地環境の形成を図ります。

【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】

- ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、災害リスクの高い区域の市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。

【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】

- ・西条盆地や黒瀬川流域の豊かな自然環境や特徴的な集落・田園景観を積極的に保全するとともに、これらの自然的環境が有する優れた各種機能を地域特性に応じて有効的に活用します。

【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】

- ・西条酒蔵通りや白市地区のまちなみを代表される歴史・文化資源を活かした景観形成を推進します。

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■道路

| 種別 | 番号 | 路線名 | 区間 | 場所 |
|--------------|----|---------------------------|---------------|------|
| 高規格幹線道路等 | 1 | 山陽自動車道 (仮称)八本松スマート I C | 八本松町正力 | 東広島市 |
| | 7 | (国) 2 号 | 安芸バイパス | 東広島市 |
| 一般国道 ・県道等 | 11 | (国) 2 号 | 西条バイパス(道照交差点) | 東広島市 |
| | 16 | (国) 375 号 | 御園宇バイパス | 東広島市 |
| | 17 | (国) 375 号 | 御園宇 | 東広島市 |
| | 29 | (都) 上寺家下見線 | 西条町西条東 | 東広島市 |
| | 30 | (都) 吉行飯田線 4 工区 | 西条町寺家 | 東広島市 |

※ (国) : 一般国道, (都) 都市計画道路

※ その他の整備箇所及び新規整備箇所については道路施設の整備計画をご確認ください。

■鉄道

| 種別 | 番号 | 路線名 | 整備の概要 |
|-----------|----|-------------------|------------------|
| 交通 結節点 | ⑭ | (都) 中島杵原線(駅前広場) | J R 西高屋駅北口広場整備 |
| | ⑮ | (都) 中島線(駅前広場) | J R 西高屋駅南口広場整備 |
| | ⑯ | (都) 西高屋駅南北線(自由通路) | J R 西高屋駅南北自由通路整備 |

※ (都) : 都市計画道路

■下水道

| 下水道名 | 場所 |
|----------|------|
| 東広島公共下水道 | 東広島市 |

※ その他の整備箇所及び新規整備箇所については下水道施設の整備計画をご確認ください。

■河川

| 水系 | 番号 | 河川名 | 場所 |
|-------|----|-----|---------|
| 太田川水系 | 8 | 関川 | 東広島市志和町 |
| 沼田川水系 | 14 | 杵原川 | 東広島市高屋町 |
| | 15 | 入野川 | 東広島市高屋町 |

※ その他の整備箇所及び新規整備箇所については河川施設の整備計画をご確認ください。

■防砂の施設（砂防設備等）

| 種別 | 番号 | 事業名 | 場所 |
|-------------------------|----|-------|------------|
| (災害関連緊急事業・激甚災害対策特別緊急事業) | 52 | 杉坂下川隣 | 東広島市志和町志和堀 |
| | 53 | 奥屋川右1 | 東広島市志和町奥屋 |
| | 56 | 貞岡川 | 東広島市志和町別府 |
| | 57 | 大宮川 | 東広島市西条町下三永 |
| | 58 | 小野川左3 | 東広島市志和町別府 |
| | 59 | 小谷川 | 東広島市黒瀬町市飯田 |
| | 60 | 本頭川隣 | 東広島市西条町下三永 |
| | 61 | 貞岡川2 | 東広島市志和町別府 |
| | 62 | 南城川 | 東広島市八本松町正力 |
| | 63 | 上飯田川 | 東広島市八本松町飯田 |
| | 65 | 正力川 | 東広島市八本松町正力 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

■その他の都市施設

| 種別 | 番号 | 事業名 | 場所 |
|--------|----|-----------|------|
| 供給処理施設 | 1 | 広島中央エコパーク | 東広島市 |

■市街地開発事業

| 番号 | 事業名 | 場所 | |
|----|---------------|------|----------|
| 5 | 八本松駅前土地区画整理事業 | 東広島市 | 八本松町飯田、原 |

■都市公園

| 番号 | 公園名 | 場所 | |
|----|---------|------|----------|
| 4 | 東広島運動公園 | 東広島市 | 西条町田口、郷曾 |

| | | | |
|--------------------|---|---------------|---------------|
| 区域名称 | 竹原都市計画区域 | | |
| 区域の範囲 | 竹原市 | | |
| 面積・人口 | 区域 | 面積(平成 29 年時点) | 人口(平成 27 年時点) |
| | 都市計画区域 | 11,830 ha | 26,426 人 |
| 用途地域 | 902 ha | 19,617 人 | |
| 広域的位置づけ (現状と課題) | <ul style="list-style-type: none"> 本区域は、竹原市の発展を牽引するとともに、竹原港から航路により連絡している大崎上島町に対して、医療、商業などのサービスを提供する役割を担います。 地域拠点である竹原市中心部は、都市機能について東広島市や広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取扱う商業機能など、竹原市及び大崎上島町を中心とした地域住民の暮らしを支える役割が求められています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら、都市機能の維持を図ることが課題となっています。 | | |
| 区域区分の有無 | 区域区分を定めません | | |
| 主要な都市計画に関する方針の特記事項 | <p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> J R 竹原駅や忠海駅などの駅周辺や商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 臨海部を中心とした既存の工業集積地や内陸部の竹原工業・流通団地は、今後とも本区域の製造業等の集積地として生産活動の利便性の維持・増進を図ります。 用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、必要に応じて、用途地域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。 用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地の利便性や快適性の向上を図るため、老朽化する既存インフラの更新と維持に努めつつ、(国) 432 号バイパスや公共下水道の整備を推進します。 <p>【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新開地区において、土地区画整理事業により都市基盤整備を行い、健全な市街地環境の形成と土地利用の増進を図ります。 | | |

| | |
|--|--|
| | <p>【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。 <p>【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝日山、黒滝山をはじめとする市街地の外縁部の森林や河川・海岸、大久野島等の多様な自然環境は、自然景観を生み出す景観要素として適切に保全、活用を図ります。 <p>【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要伝統的建造物群保存地区である竹原市竹原地区などに代表される歴史・文化資源の保全を図るとともに、観光資源として活用を図ります。 ・歴史的風致維持向上計画に基づいて歴史的景観の維持・向上を図ります。 ・竹原市景観計画及び景観条例等を策定し、竹原らしい景観の保全、活用を図ります。 |
|--|--|

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■道路

| 種別 | 番号 | 路線名 | 区間 | 場所 |
|------|----|-----------|--------|-----|
| 一般国道 | 18 | (国) 432 号 | 竹原バイパス | 竹原市 |
| ・県道等 | 19 | (国) 432 号 | 新開拡幅 | 竹原市 |

※ (国) : 一般国道

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については道路施設の整備計画をご確認ください。

■下水道

| 下水道名 | 場所 |
|---------|-----|
| 竹原公共下水道 | 竹原市 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については下水道施設の整備計画をご確認ください。

■河川

| 水系 | 番号 | 河川名 | 場所 |
|-------|----|-----|------------|
| 賀茂川水系 | 18 | 賀茂川 | 竹原市竹原町～東野町 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については河川施設の整備計画をご確認ください。

■防砂の施設（砂防設備等）

| 種別 | 番号 | 事業名 | 場所 |
|---------------------------------|----|---------|---------|
| 砂防設備 (通常砂防事業) | 10 | 田ノ浦下南谷 | 竹原市田ノ浦 |
| 砂防設備 (災害関連緊急事業・激甚災害対策特別緊急事業) | 42 | 仮屋谷川 | 竹原市港町 |
| | 43 | 賀茂川支川5 | 竹原市仁賀町 |
| | 44 | 賀茂川支川7 | 竹原市西野町 |
| | 45 | 賀茂川支川8 | 竹原市西野町 |
| | 46 | 賀茂川支川9 | 竹原市西野町 |
| | 47 | 賀茂川支川33 | 竹原市仁賀町 |
| | 48 | 賀茂川支川41 | 竹原市西野町 |
| | 49 | 中条川 | 竹原市東野町 |
| | 50 | 田万里川支川 | 竹原市田万里町 |
| | 51 | 小梨川支川 | 竹原市小梨町 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

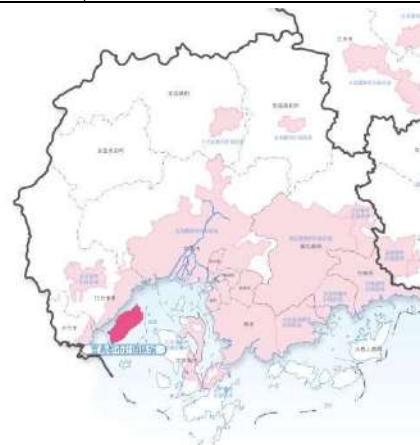
■市街地開発事業

| 番号 | 事業名 | 場所 | |
|----|------------|-----|----------|
| 4 | 新開土地区画整理事業 | 竹原市 | 竹原町, 下野町 |

■都市公園

| 番号 | 公園名 | 場所 | |
|----|----------------|-----|-----|
| 2 | バンブー・ジョイ・ハイランド | 竹原市 | 高崎町 |

| | | | |
|--------------------|---|---------------|---------------|
| 区域名称 | 宮島都市計画区域 | | |
| 区域の範囲 | 廿日市市の一部 | | |
| 面積・人口 | 区域 | 面積(平成 29 年時点) | 人口(平成 27 年時点) |
| | 都市計画区域 | 3,039 ha | 1,674 人 |
| 用途地域 | — | — | — |
| 広域的位置づけ (現状と課題) | <p>・本区域は、世界文化遺産である厳島神社や天然記念物瀬山原始林など貴重な自然環境を有し、区域全域が特別史跡・特別名勝、瀬戸内海国立公園、また、区域の一部が風致地区及び伝統的建造物群保存地区に指定されており、観光交流拠点地区としての役割を担います。</p> <p>・地域拠点である宮島町中心部は、観光交流拠点地区としての役割を担うとともに、生活面では、都市機能について廿日市市及び広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取扱う商業機能など、地域住民の暮らしを支える役割が求められています。あわせて、近年、国内外からの観光客の増加が注目される一方、人口減少が顕著であり、過疎地域の認識を踏まえ、定住促進を図るとともに、観光と住民の生活が調和したまちづくりが課題となっています。</p> | | |
| 区域区分の有無 | 区域区分を定めません | | |
| 主要な都市計画に関する方針の特記事項 | <p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全域で特別史跡、特別名勝及び瀬戸内海国立公園などの指定を受けており、世界文化遺産にも登録されている、瀬山を中心とした森林等、文化財や自然的環境の保全を前提とした適切な土地利用を推進します。 ・用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本土との唯一のアクセス手段である海上交通の利便性を確保し、住民の生活不安を解消するとともに、魅力ある観光交流基盤の整備を推進します。 <p>【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、災害リスクの高い区域は、用途白地地域として維持するとともに、災害リスクの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。 | | |



| | |
|--|---|
| | <p>【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域全体が瀬戸内海国立公園特別地域に指定されており、海岸、森林、河川等の自然的環境の適切な保全を図ります。 ・国際的な観光拠点としての魅力を高めるため、水と緑のネットワークを意識し、宮島特有の自然環境の保全・活用を図ります。 <p>【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画」に基づき、伝統的建造物などの保存や修理に対する支援や、歴史的なまちなみと調和する建築物の修景整備に対する支援を行いながら、地域総ぐるみで歴史的なまちなみを保存・継承するとともに、それらを活用することで地域の活性化を図ります。 |
|--|---|

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■下水道

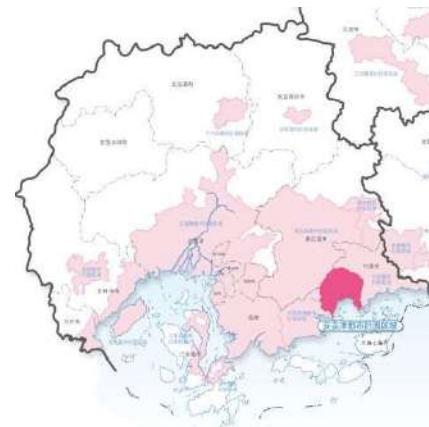
| 下水道名 | 場所 |
|---------|---------|
| 宮島公共下水道 | 廿日市市宮島町 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については下水道施設の整備計画をご確認ください。

■防砂の施設（砂防設備等）

| 種別 | 番号 | 事業名 | 場所 |
|------------------|----|-------|---------|
| 砂防設備 (通常砂防事業) | 13 | 樅谷川支川 | 廿日市市宮島町 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

| | | | |
|----------------------------|--|---------------|---------------|
| 区域名称 | 安芸津都市計画区域 | | |
| 区域の範囲 | 東広島市の一 部 | | |
| 面積・人口 | 区域 | 面積(平成 29 年時点) | 人口(平成 27 年時点) |
| | 都市計画区域 | 6,508 ha | 9,880 人 |
| 広域的 位置づけ (現状と課題) | <p>・地域拠点である安芸津町中心部は、都市機能について東広島市や広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取り扱う商業機能など、地域住民の暮らしを支える役割が求められています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら、都市機能の維持を図ることが課題となっています。</p>  | | |
| 区域区分の 有無 | 区域区分を定めません | | |
| 主要な都市計 画に関する方 針の特記事項 | <p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> J R 安芸津駅周辺や商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 臨海部を中心とした既存の工業集積地は、今後とも本区域の製造業等の集積地として生産活動の利便性の維持・増進を図ります。 用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、必要に応じて、用途地域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。 用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地の利便性や快適性の向上を図るため、老朽化する既存インフラの更新と維持に努めつつ、(国) 185 号安芸津バイパスや公共下水道の整備を推進します。 <p>【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存ストックが集積する中心市街地や都市基盤整備が不十分な既成市街地等において、良好な市街地形成による拠点性の向上を図るため、合理的な都市機能の更新や効率的な都市基盤整備を目的とした、市街地開発事業の活用を必要に応じて検討します。 | | |

| | |
|--|---|
| | <p>【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。 <p>【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地に迫る山岳稜線と海からの丘陵景観、ミカン畠や馬鈴薯畠等の農地景観を含む自然環境等を適切に保全、活用します。 <p>【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内海国立公園に指定されている森林及び海洋部など風光明媚な自然景観の保全を図ります。 |
|--|---|

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■道路

| 種別 | 番号 | 路線名 | 区間 | 場所 |
|--------------|----|-----------|---------|------|
| 一般国道 ・県道等 | 13 | (国) 185 号 | 安芸津バイパス | 東広島市 |

※（国）：一般国道

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については道路施設の整備計画をご確認ください。

■下水道

| 下水道名 | 場所 |
|----------|----------|
| 安芸津公共下水道 | 東広島市安芸津町 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については下水道施設の整備計画をご確認ください。

■防砂の施設（砂防設備等）

| 種別 | 番号 | 事業名 | 場所 |
|-------------------------------------|----|-------|------------|
| 砂防設備 (災害関連緊急事業・ 激甚災害対策特別緊急事業) | 54 | 蚊無中西谷 | 東広島市安芸津町三津 |
| | 64 | 蚊無中東谷 | 東広島市安芸津町三津 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

| | | | |
|----------------------------|---|---------------|---------------|
| 区域名称 | 川尻安浦都市計画区域 | | |
| 区域の範囲 | 呉市の一部 | | |
| 面積・人口 | 区域 | 面積(平成 29 年時点) | 人口(平成 27 年時点) |
| | 都市計画区域 | 7,979 ha | 19,220 人 |
| 用途地域 | 644 ha | 16,790 人 | |
| 広域的 位置づけ (現状と課題) | <p>・本区域は、瀬戸内海国立公園に指定されている野呂山を背後に、重要伝統的建造物群保存地区である豊町御手洗をはじめとした歴史的資源を持つ安芸灘諸島へと開けた自然と歴史の周遊ルートとしての役割を担います。</p> <p>・地域拠点である川尻町・安浦町中心部では、都市機能について呉市や広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取扱う商業機能など、地域住民の暮らしを支える役割が求められています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら、都市機能の維持を図ることが課題となっています。</p> | | |
| 区域区分の 有無 | 区域区分を定めません | | |
| 主要な都市計 画に関する方 針の特記事項 | <p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> J R 安芸川尻駅、安浦駅及び安登駅周辺や、商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 臨海部を中心とした既存の工業集積地は、今後とも本区域の製造業等の集積地として生産活動の利便性の維持・増進を図ります。 用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、必要に応じて、用途地域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。 用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域間及び地域内道路の整備の促進、J R 呉線をはじめとする公共交通の機能強化やバリアフリー整備の推進により、地域の実情に応じた交通ネットワークの維持・充実を図ります。 市街地の安全性や快適性の向上を図るために河川・砂防事業を推進するとともに、老朽化する既存インフラの更新と維持に努めつつ、公共下水道の整備を推進します。 | | |



| | |
|--|--|
| | <p>【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存ストックが集積する中心市街地や都市基盤整備が不十分な既成市街地等において、良好な市街地形成による拠点性の向上を図るため、合理的な都市機能の更新や効率的な都市基盤整備を目的とした、市街地開発事業の活用を必要に応じて検討します。 <p>【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。 <p>【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内海国立公園に指定されている野呂山や瀬戸内海沿岸の七浦自然海浜保全地区などの多様な自然環境は、自然景観を生み出す景観要素として保全するとともに、レクリエーションの場としても活用を図ります。 <p>【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吳市景観計画に基づき、野呂山からの山と多島美の眺望をはじめとした良好な景観の保全を図ります。 |
|--|--|

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■下水道

| 下水道名 | 場所 |
|-----------|-----------|
| 川尻安浦公共下水道 | 吳市川尻町・安浦町 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については下水道施設の整備計画をご確認ください。

■防砂の施設（砂防設備等）

| 種別 | 番号 | 事業名 | 場所 |
|---|----|------|----------|
| 砂防設備 (通常砂防事業) | 7 | 光明寺川 | 吳市川尻町 |
| 砂防設備 (災害関連緊急事業・ 激甚災害対策特別緊 急事業) | 23 | 石ヶ鼻川 | 吳市安浦町原畑 |
| | 30 | 中ヶ原川 | 吳市安浦町下垣内 |
| | 32 | 水尻川 | 吳市安浦町三津口 |
| | 41 | 泉谷川 | 吳市安浦町中畑 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

| | | | |
|----------------------------|---|---------------|---------------|
| 区域名称 | 江田島都市計画区域 | | |
| 区域の範囲 | 江田島市の一 部 | | |
| 面積・人口 | 区域 | 面積(平成 29 年時点) | 人口(平成 27 年時点) |
| | 都市計画区域 | 3,746 ha | 15,783 人 |
| 広域的 位置づけ (現状と課題) | <p>・地域拠点である江田島市中心部では、都市機能について呉市や広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取扱う商業機能など、地域住民の暮らしを支える役割が求められています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら、都市機能の維持を図ることが課題となっています。</p>  | | |
| 区域区分の 有無 | 区域区分を定めません | | |
| 主要な都市計 画に関する方 針の特記事項 | <p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所周辺や小用地区などの商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 臨海部を中心とした既存の工業集積地は、今後とも本区域の製造業等の集積地として生産活動の利便性の維持・増進を図ります。 用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、必要に応じて、用途地域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。 用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 | | |
| | <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地の利便性や快適性の向上を図るため、老朽化する既存インフラの更新と維持に努めつつ、幹線道路や公共下水道の整備を推進します。 | | |
| | <p>【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存ストックが集積する中心市街地や都市基盤整備が不十分な既成市街地等において、良好な市街地形成による拠点性の向上を図るため、合理的な都市機能の更新や効率的な都市基盤整備を目的とした、市街地開発事業の活用を必要に応じて検討します。 | | |

| | |
|--|---|
| | <p>【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。 <p>【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本区域の大半を森林等が占め、周囲は瀬戸内海で囲まれているなど自然環境に恵まれており、これらの自然環境を適切に保全、活用します。 <p>【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧海軍兵学校を中心とした歴史的資源などの個性豊かな地域資源を保全します。 |
|--|---|

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■道路

| 種別 | 番号 | 路線名 | 区間 | 場所 |
|--------------|----|-----------|----|------|
| 一般国道 ・県道等 | 21 | (国) 487 号 | 中郷 | 江田島市 |

※ (国) : 一般国道

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については道路施設の整備計画をご確認ください。

■下水道

| 下水道名 | 場所 |
|----------|------|
| 江田島公共下水道 | 江田島市 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については下水道施設の整備計画をご確認ください。

■防砂の施設（砂防設備等）

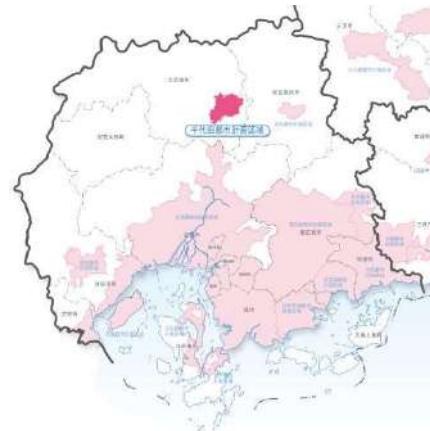
| 種別 | 番号 | 事業名 | 場所 |
|---|----|-------|-------------|
| 砂防設備 (通常砂防事業) | 14 | ハタガミ川 | 江田島市江田島町 |
| 砂防設備 (災害関連緊急事業・ 激甚災害対策特別緊 急事業) | 66 | 長谷川支川 | 江田島市江田島町切串 |
| | 67 | 秋月川 | 江田島市江田島町秋月 |
| | 68 | 渡川隣 2 | 江田島市江田島町宮ノ原 |
| | 69 | アカエ子川 | 江田島市江田島町小用 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

■都市公園

| 番号 | 公園名 | 場所 | |
|----|------------------|------|---------|
| 5 | 江田島市総合運動公園外 4 公園 | 江田島市 | 大柿町飛渡瀬外 |

| | | | |
|----------------------------|---|---------------|---------------|
| 区域名称 | 千代田都市計画区域 | | |
| 区域の範囲 | 北広島町の一部 | | |
| 面積・人口 | 区域 | 面積(平成 29 年時点) | 人口(平成 27 年時点) |
| | 都市計画区域 | 2,839 ha | 7,391 人 |
| 用途地域 | 489 ha | 3,257 人 | |
| 広域的 位置づけ (現状と課題) | <p>・本区域は、中国縦貫自動車道と中国横断自動車道広島浜田線との交差部に位置し、近接する島根県や備北圏域との広域的な交流・連携を図りながら、広島圏域北部の振興に向けた先導的役割が期待されています。</p> <p>・地域拠点である北広島町中心部では、都市機能について広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取扱う商業機能など、地域住民の暮らしを支える役割が求められています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら、都市機能の維持を図ることが課題となっています。</p> | | |
| 区域区分の 有無 | 区域区分を定めません | | |
| 主要な都市計 画に関する方 針の特記事項 | <p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町役場や支所周辺などの商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 ・千代田工業・流通団地や氏神工業団地は、芸北エリア最大の産業集積地であり、今後とも本区域の製造業等の集積地として生産活動の利便性の維持・増進を図ります。 ・用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、必要に応じて、用途地域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。 ・用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の安全性や快適性の向上を図るため河川整備を推進とともに、老朽化する既存インフラの更新と維持に努めつつ、公共下水道の整備を推進します。 <p>【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックが集積する中心市街地や都市基盤整備が不十分な既成市街地等 | | |



において、良好な市街地形成による拠点性の向上を図るため、合理的な都市機能の更新や効率的な都市基盤整備を目的とした、市街地開発事業の活用を必要に応じて検討します。

【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】

- ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。

【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】

- ・市街地の外縁部の森林や河川等の自然環境は、自然景観を生み出す景観要素として適切に保全、活用を図ります。

【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】

- ・国指定の重要文化財である竜山八幡神社本殿などの歴史的遺産や神楽に代表される伝統文化など、歴史・文化資源を活かした都市景観の形成を図ります。

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■下水道

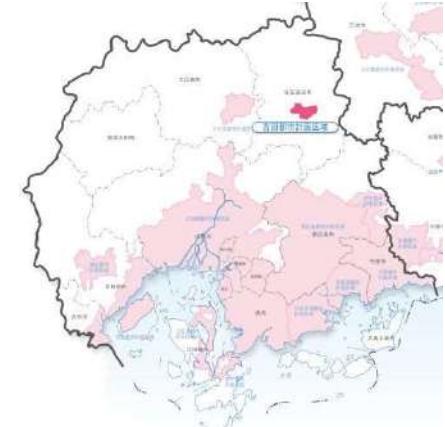
| 下水道名 | 場所 |
|----------|------|
| 千代田公共下水道 | 北広島町 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については下水道施設の整備計画をご確認ください。

■河川

| 水系 | 番号 | 河川名 | 場所 |
|-------|----|------|-------------|
| 江の川水系 | 12 | 江の川 | 北広島町千代田～大朝町 |
| | 13 | 志路原川 | 北広島町千代田 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については河川施設の整備計画をご確認ください。

| | | | |
|----------------------------|--|---------------|---------------|
| 区域名称 | 吉田都市計画区域 | | |
| 区域の範囲 | 安芸高田市の一 部 | | |
| 面積・人口 | 区域 | 面積(平成 29 年時点) | 人口(平成 27 年時点) |
| | 都市計画区域 | 1,253 ha | 5,876 人 |
| 広域的 位置づけ (現状と課題) | <p>・地域拠点である安芸高田市中心部では、都市機能について広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取扱う商業機能など、地域住民の暮らしを支える役割が求められています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら、都市機能の維持を図ることが課題となっています。</p>  | | |
| 区域区分の 有無 | 区域区分を定めません | | |
| 主要な都市計 画に関する方 針の特記事項 | <p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所周辺などの商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 高田工業団地や日南山工業団地などの既存の工業集積地は、今後とも本区域の製造業等の集積地として生産活動の利便性の維持・増進を図ります。 用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、必要に応じて、用途地域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。 用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地の利便性や快適性の向上を図るため、老朽化する既存インフラの更新と維持に努めつつ、(主)吉田豊栄線などの幹線道路や公共下水道の整備を推進します。 <p>【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存ストックが集積する中心市街地や都市基盤整備が不十分な既成市街地等において、良好な市街地形成による拠点性の向上を図るため、合理的な都市機能の更新や効率的な都市基盤整備を目的とした、市街地開発事業の活用を必要に応じて検討します。 | | |

【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】

- ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。

【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】

- ・史跡毛利氏城跡（郡山城跡や多治比猿掛城跡）とその周辺の森林や河川等の自然環境は、自然景観を生み出すための景観要素として、適切な保全を図ります。

【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】

- ・史跡毛利氏城跡（郡山城跡や多治比猿掛城跡）などに代表される多様な歴史・文化資源の保全を図ります。

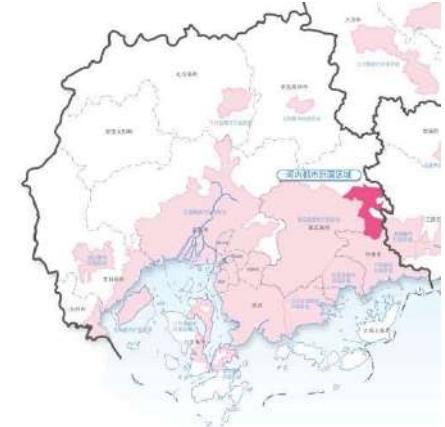
【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■道路

| 種別 | 番号 | 路線名 | 区間 | 場所 |
|----------|----|-----------|--------|-------|
| 高規格幹線道路等 | 10 | (主) 吉田豊栄線 | 向原吉田道路 | 安芸高田市 |

※（主）：主要地方道

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については道路施設の整備計画をご確認ください。

| | | | |
|----------------------------|--|---------------|---------------|
| 区域名称 | 河内都市計画区域 | | |
| 区域の範囲 | 東広島市の一 部 | | |
| 面積・人口 | 区域 | 面積(平成 29 年時点) | 人口(平成 27 年時点) |
| | 都市計画区域 | 5,397 ha | 5,320 人 |
| 広域的 位置づけ (現状と課題) | <p>・地域拠点である河内町中心部は、都市機能について東広島市や広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取扱う商業機能など、地域住民の暮らしを支える役割が求められています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら、都市機能の維持を図ることが課題となっています。</p>  | | |
| 区域区分の 有無 | 区域区分を定めません | | |
| 主要な都市計 画に関する方 針の特記事項 | <p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> J R 河内駅周辺などの商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 河内臨空団地などの既存の工業集積地は、今後とも本区域の製造業等の集積地として生産活動の利便性の維持・増進を図ります。 用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、必要に応じて、用途地域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。 用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地の安全性や快適性の向上を図るために河川・砂防事業を推進するとともに、老朽化する既存インフラの更新と維持に努めつつ、公共下水道の整備を推進します。 <p>【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存ストックが集積する中心市街地や都市基盤整備が不十分な既成市街地等において、良好な市街地形成による拠点性の向上を図るために、合理的な都市機能の更新や効率的な都市基盤整備を目的とした、市街地開発事業の活用を必要に応じて検討します。 | | |

| | |
|--|--|
| | <p>【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。 <p>【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立自然公園に指定されている竹林寺用倉山や白竜湖などに代表される自然景観の保全を図るとともに、広島空港との近接性を活かして観光資源としての活用を図ります。 <p>【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落を取り囲む森林及び周囲の環境と調和した赤瓦の家屋に象徴される田園風景の保全を図ります。 |
|--|--|

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■下水道

| 下水道名 | 場所 |
|---------|---------|
| 河内公共下水道 | 東広島市河内町 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については下水道施設の整備計画をご確認ください。

■河川

| 水系 | 番号 | 河川名 | 場所 |
|-------|----|-----|---------|
| 沼田川水系 | 15 | 入野川 | 東広島市河内町 |

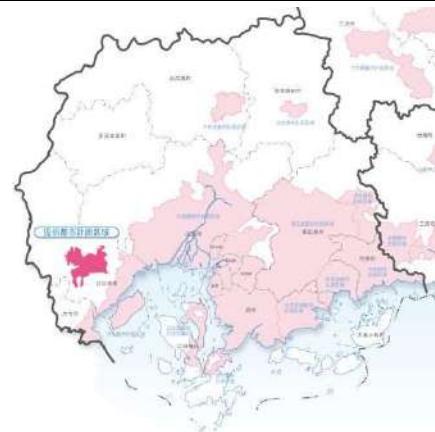
※その他の整備箇所及び新規整備箇所については河川施設の整備計画をご確認ください。

■防砂の施設（砂防設備等）

| 種別 | 番号 | 事業名 | 場所 |
|---|----|-----|------------|
| 砂防設備 (通常砂防事業) | 12 | 滝の川 | 東広島市河内町 |
| 砂防設備 (災害関連緊急事業・ 激甚災害対策特別緊 急事業) | 55 | 奥条川 | 東広島市河内町中河内 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

| | | | |
|--------------------|---|---------------|---------------|
| 区域名称 | 佐伯都市計画区域 | | |
| 区域の範囲 | 廿日市市の一部 | | |
| 面積・人口 | 区域 | 面積(平成 29 年時点) | 人口(平成 27 年時点) |
| | 都市計画区域 | 3,887 ha | 8,244 人 |
| 広域的位置づけ (現状と課題) | <ul style="list-style-type: none"> 地域拠点である佐伯町中心部では、都市機能について廿日市市や広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取り扱う商業機能など、地域住民の暮らしを支える役割が求められています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら、都市機能の維持を図ることが課題となっています。 本区域は、自然的環境に恵まれた区域であるとともに、市街地に隣接・近接して優良な農地があり、農と調和した田園居住都市として位置付けられます。 | | |
| 区域区分の有無 | 区域区分を定めません | | |
| 主要な都市計画に関する方針の特記事項 | <p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支所周辺などの商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 佐伯工業団地などの既存の工業集積地は、今後とも本区域の製造業等の集積地として生産活動の利便性の維持・増進を図ります。 用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、必要に応じて、用途地域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。 用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の市街化の動向等を踏まえ、老朽化する既存インフラの更新と維持に努めつつ、必要な都市施設の整備について検討します。 <p>【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存ストックが集積する中心市街地や都市基盤整備が不十分な既成市街地等において、良好な市街地形成による拠点性の向上を図るため、合理的な都市機能の更新や効率的な都市基盤整備を目的とした、市街地開発事業の活用を必要に応じて検討します。 | | |



【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】

- ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。

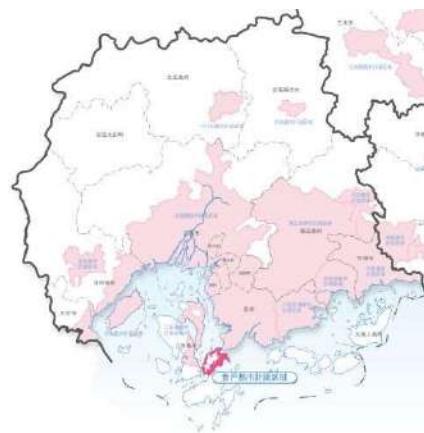
【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】

- ・森林や小瀬川などの河川等の自然環境が生み出す自然景観を保全します。また、佐伯総合スポーツ公園とともに圏域のレクリエーションの場として活用を図ります。

【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】

- ・都市景観と自然景観が調和した田園居住のまちにふさわしい景観の形成を図ります。

| | | | |
|--------------------|---|---------------|---------------|
| 区域名称 | 音戸都市計画区域 | | |
| 区域の範囲 | 呉市の一部 | | |
| 面積・人口 | 区域 | 面積(平成 29 年時点) | 人口(平成 27 年時点) |
| | 都市計画区域 | 1, 246 ha | 11, 653 人 |
| 用途地域 | — | — | — |
| 広域的位置づけ (現状と課題) | <ul style="list-style-type: none"> 本区域は、呉市南部の島しょ部の物流と人流の玄関口としての役割を担います。 地域拠点である音戸町中心部では、都市機能について呉市及び広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取り扱う商業機能など、地域住民の暮らしを支える役割が求められています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら、都市機能の維持を図ることが課題となっています。 | | |
| 区域区分の有無 | 区域区分を定めません | | |
| 主要な都市計画に関する方針の特記事項 | <p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支所周辺など、商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 | | |
| | <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域間及び地域内道路の整備の促進、バス等の公共交通の機能強化やバリアフリー整備の推進により、地域の実情に応じた交通ネットワークの維持・充実を図ります。 市街地の安全性向上を図るため砂防事業を推進します。 | | |
| | <p>【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存ストックが集積する中心市街地や都市基盤整備が不十分な既成市街地等において、良好な市街地形成による拠点性の向上を図るため、合理的な都市機能の更新や効率的な都市基盤整備を目的とした、市街地開発事業の活用を必要に応じて検討します。 | | |
| | <p>【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、立地適正化計画の活用などにより、災害リスク | | |



| | |
|--|---|
| | <p>クの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。</p> <p>【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域は島の中央にある森林を背景に瀬戸内海に面した土地の区域に定められており、市街地と一体となった自然環境を適切に保全、活用を図ります。 <p>【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呉市景観計画に基づき、古くから瀬戸内海交通の要衝である音戸の瀬戸など、島の歴史と自然の景観の保全を図ります。 |
|--|---|

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■防砂の施設（砂防設備等）

| 種別 | 番号 | 事業名 | 場所 |
|---|----|---------|----------|
| 砂防設備 (災害関連緊急事業・ 激甚災害対策特別緊 急事業) | 27 | 菅原川支川 | 呉市音戸町北隠戸 |
| | 33 | 鯉ノ浦川隣 | 呉市音戸町早瀬 |
| | 34 | 鯉ノ浦川隣 2 | 呉市音戸町早瀬 |
| | 37 | 岡棟川 | 呉市音戸町先奥 |

※その他の整備箇所及び新規整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

用 語 解 說

用語解説

【A・B・C】

DID

国勢調査において、一定程度以上の人口密度(40人/ha)がある、相当規模の既成市街地として定義された地区。

GIS (Geographic Information System)

地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。（地理情報システム）

MaaS (Mobility as a Service)

スマホアプリ等により、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済等を一括で行うサービス。新たな移動手段（シェアサイクル等）や関連サービス（観光チケットの購入等）も組み合わせることが可能。

PFI (Private Finance Initiative)

公共事業や公共施設の建設、維持管理、運営等を民間企業に委ね、その資金や経営ノウハウ、技術ノウハウを活用するという手法のこと。

SNS (Social Networking Service)

社会的なネットワークをインターネット上で構築するサービス。

UIJターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。

Uターン：地方からどこか別の地域へ移り住み、その後また元の地方へ戻り住むこと。

Iターン：生まれ育った地域（主に大都市）からどこか別の地方へ移り住むこと。

Jターン：地方からどこか別の地域（主に大都市）に移り住み、その後生まれ育った地方近くの（大都市よりも規模の小さい）地方大都市圏や、中規模な都市へ戻り住むこと。

【あ行】

イノベーション

単なる技術革新や新技術の開発ではなく、社会システムや制度全体を含めて、革新・刷新することにより、新しい価値を次々と生み出していくこと。

イノベーション・エコシステム

大学・研究機関、起業家・ベンチャー、企業、金融機関など多様な関係者が集積または連携することで、連鎖的にイノベーションを生み出すビジネス環境を、自然環境の生態系になぞらえたもの。

インセンティブ

目標達成や意欲向上のための報奨。

インバウンド

外から内へ入ってくる流れや方向を表す言葉で、海外から日本へ来る観光客のこと。

エネルギーの面的利用

建築物単体毎の供給・利用ではなく、エネルギープラントにより特定の地域に一括してエネルギー供給・共同利用ことで、エネルギー利用を効率化し、地区全体のエネルギー消費量を削減する取組を想定している。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組のこと。

※県や市町はこのような活動に取り組むエリアマネジメント団体の立ち上げに向け、ワークショップや勉強会の開催など技術的な支援を行うことで、エリアマネジメント団体による地域の仕組みや財産などを活用したまちづくりの促進を図る。

また、まちづくりを継続的に行うためには、エリアマネジメント活動を行うための安定した財源の確保が必要となるため、市町がエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収し、都市再生推進法人として指定したエリアマネジメント団体に交付金として交付する地域再生エリアマネジメント負担金制度の活用を検討する。

【か行】

買回り品

日常的に購買する食料品等を除く、衣料品や家電製品、家具などの耐久消費財。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定される区域で、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため指定される区域。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分すること。「線引き制度」とも呼ばれる。

グローバル化

モノ、カネ、情報、そして、人や企業が国境を越えて移動し、地球規模で国という枠を含めたそれぞれの社会が大きく変貌していくこと。

景観協定

景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を定めた協定。

景観計画

景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。

建築協定

住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、

かつ、土地の環境を改善するためことを目的として、土地の所有者及び借地権を有する者が当該土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について定めた協定。

高次都市機能

日常生活を営む圏域を超えて広域的に影響を及ぼし、地域の自立的発展に資する都市機能。

コジェネレーション・システム

天然ガス、石油、LPG等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。

50戸連たん

市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であっておおむね50以上以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしていること。

コンパクト+ネットワーク型の都市

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める都市。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などの一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として、積極的に開発・整備する区域。具体的には、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

市街地再開発事業

都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うこと。

市民緑地制度

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。

住区基幹公園

主として徒步圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

住宅ストック

ある時点までにその地域に蓄積されている既存住宅のこと。

集約型都市構造

都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造。

準都市計画区域

インターチェンジ周辺等、都市計画区域外であっても建築活動が活発に行われる等土地利用の規制誘導を行はず放置すれば、将来の都市整備等に支障がある区域。土地利用の整序又は環境の保全を目的としており、土地利用に関する都市計画を定めることはできるが、都市施設や市街地開発事業は定めないこととなっている。

スマートシティ

都市が抱える諸課題に対して、I C T 等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画・整備・管理・運営）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区。

生産緑地地区

市街化区域内にある農地等で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している 500 m²以上の規模の区域。（市区町村が条例を定めれば、面積要件を 300 m²まで引き下げることが可能）

線引き都市計画区域

都市計画区域のうち、区域区分が定められているもの。

【た行】

橿円形の都心づくり

「ひろしま都心活性化プラン（2017年3月 広島県・広島市）」で示された、広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う都心づくりのこと。

地域高規格道路

高規格幹線道路と一体となって、地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港・港湾等の広域交通拠点との連結等に資する路線。

地域制緑地

法律又は条例による規制により、良好な環境を保全する地域をいいます。（風致地区、緑地保全地域など）

地区計画

地区の特性を活かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法に基づき一体的な街区について、主として街区の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区の開発行為等を規制し、誘導していくために、市町村が都市計画として定める制度。

低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利

用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。

テレワーク

「情報通信技術（I C T = Information and Communication Technology）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のこと。Tel（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語で、本拠地のオフィスから離れた場所で、I C Tをつかって仕事をすること。

田園住居地域

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している住居系用途地域。

伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群及びこれと一緒にをしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が定める地区。

特定空家

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成等を行うために、周辺の公共施設に大きな負荷を発生させるものや、騒音、振動、煤煙等の発生により周辺の良好な居住環境に支障を生じさせる、あるいは良好な居住環境にそぐわないおそれのある建築物などの建築を制限する地域。

特別用途地区

用途地域内の一定の地区における当該地区的特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区。

都市基幹公園

主として1つの市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供することを目的とする都市公園。その機能から総合公園、運動公園に区分される。

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市居住型誘導居住面積水準

「誘導居住面積水準」のうち、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した場合の面積水準。

都市計画基礎調査

都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となる調査。

都市計画提案制度

地域住民等と行政が一体となったまちづくりを進めるため、地域の住民やN P Oなどが都市計画を提案することができる制度。

都市再生緊急整備地域

特定都市再生緊急整備地域

都市再生緊急整備地域は、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域。

特定都市再生緊急整備地域は、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが、都市の国際競争力の強化を図る上で、特に有効な地域として政令で定める地域。

都市再生特別地区

都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域で、都市計画で定められた地区。

都市のスponジ化

人口減少等の急速な進行に伴い、空家・空地が時間的・空間的にランダムに発生する現象。

都市の低炭素化

都市機能の集約化とこれと連携した公共交通機関の利用促進、建築物の省エネルギー性能等を向上、都市のみどりの積極的な保全・創出等により、二酸化炭素の排出量を削減していくための取組。

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域のこと。

土地区画整理事業

土地区画整理事業に基づく事業であり、土地所有者から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用促進を図る事業。

【は行】

パークレット

歩道に隣接する車道をパブリックな場所としてベンチや植栽、駐輪場、アートなどに活用するもの。

ハンプ

自動車を減速させて歩行者・自転車の安全な通行を確保するため、道路の路面に設けられた凸状の部分。

ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。

非線引き都市計画区域

都市計画区域のうち、区域区分が定められていないもの。

風致地区

良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るために風致の維持が必要な区域。

附置義務駐車場条例

駐車場整備計画に基づいて、都市計画駐車場等の整備、建築物の新築等に際して駐車場の附置を義務付ける条例。

防火地域・準防火地域

防火地域は、市街地における火災の危険を防ぐために定められ、建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる。主として商業地域等の高密度の土地利用が行われる市街地に指定される。

準防火地域は、市街地における火災の危険を防ぐために定められ、建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる。準防火地域は、防火地域に準ずる地域について指定される。

【ま行】

まちづくり協定

良好な住環境やそれぞれの地区の特性にあつた景観・街なみの形成などを目的として、その地区的みなさんが自主的に定めたまちづくりのためのルールのこと。

協定では、建築物の用途、位置（道路境界からの壁面の後退）、建築物の色彩や形態等の意匠をはじめ、看板や緑化などに係るルールを定め、各地区のまちづくり推進協議会を中心とした地元住民により、自主的なまちづくりが進められる。

ミクストユース

昼間のエネルギー負荷が大きい商業・業務施設、夜間のエネルギー負荷が大きい住宅、宿泊施設等、時刻別のエネルギー負荷パターンが異なる建築

物がまとまって立地するような複合的な土地利用。

未利用エネルギー

変電所・送電線の排熱、ごみ焼却排熱、工場排熱といった都市内部における生活・業務・生産活動の結果として生じ、そのままか、あるいは殆ど有効に回収されることなく環境中に放出されているエネルギーの総称。

モータリゼーション

交通の自動車化、大衆の生活の中に自動車が広く普及すること。

【や行】

夢街道ルネサンス

歴史や文化を今に伝える中国地方の街道を「夢街道ルネサンス認定地区」として認定。中国地方の豊かな歴史・文化・自然を生かし、地域が主体となって個性ある地域づくりや連携・交流を進め、地域の活性化を図る取組。国土交通省中国地方整備局などでつくる夢街道ルネサンス推進会議が、「夢街道ルネサンス認定地区」として認定。

用途白地地域

都市計画区域および準都市計画区域内で、用途地域の定められていない地域（市街化調整区域を除く）。

用途地域

都市計画区域及び準都市計画区域内で、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建蔽率及び各種の高さについて制限を行う地域。

【ら行】

ラブリバー・マイロード

住民団体・学校・企業などが、ボランティアで道路あるいは河川の美化・清掃に取り組み、行政が活動を支援する仕組み。

立地適正化計画

急激な人口減少や高齢化等の今後のまちづくりの課題に対応するため、住宅、医療・福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能の立地の適正化に向けた方針を示す計画。

リノベーション

遊休不動産の再生、すなわち遊休化した建築物を改修し、利活用すること。

歴史的風致

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境。

歴史まちづくり法

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律。

連携中枢都市圏

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏。